

第 3 編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害応急対策の活動体制（各機関）

第1節 計画の方針

府の地域において震災が発生し、又は発生する恐れがある場合において、防災関係機関はその有する全機能を發揮して、災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。

第2節 防災関係機関の初動体制

震災が発生したときに、防災関係機関が実施する災害応急対策活動は、次表に掲げる計画、規程等による。

表3.1.1 災害応急対策活動に係る計画、規程等

防 災 関 係 機 関		計 画 、 規 程 等
京都府		○ 京都府災害対策本部条例等 [資料編3-1、3-2、3-3] ○ 京都府防災規程等 ○ 京都府緊急消防援助隊受援計画
京都府警察本部		○ 京都府災害対策本部条例 ○ 警備実施要則 ○ 警備実施に関する訓令 ○ 緊急事態対処要綱 ○ 京都府防災規程等
京都府教育委員会		○ 京都府災害対策本部条例 ○ 京都府防災規程 ○ 教育関係機関災害活動計画
府内市町村	京都市	○ 京都市災害対策本部条例 ○ 京都市災害対策本部要綱
	他の市町村	○ 各市町村災害対策本部条例 ○ 各市町村災害対策本部規程
指定 地方 行政 機関	近畿管区警察局	○ 警備実施要則 ○ 近畿管区警察局防災業務計画 ○ 緊急事態における近畿管区警察局の組織に関する訓令 ○ 近畿管区警察局警察災害派遣隊運用要綱

防 災 関 係 機 関		計 画 、 規 程 等
指 定 地 方 行 政 機 関	近畿財務局	○ 近畿財務局総合防災マニュアル
	近畿厚生局	
	近畿農政局	○ 近畿農政局防災業務計画 ○ 近畿農政局災害対策本部運営要領 ○ 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領
	近畿中国森林管理局	○ 近畿中国森林管理局防災業務計画 ○ 京都大阪森林管理事務所防災業務計画 ○ 震災対応マニュアル
	近畿経済産業局	○ 近畿経済産業局防災業務実施要領
	中部近畿産業保安監督部近畿支部	○ 中部近畿産業保安監督部近畿支部防災業務実施要領
	近畿運輸局	○ 近畿運輸局防災業務計画
	大阪航空局	
	大阪管区气象台 京都地方气象台	○ 津波警報事項等の通知方法の細目 ○ 大阪管区气象台非常災害対策要領 ○ 京都地方气象台非常災害対策措置要領
	第八管区海上保安本部	○ 海上保安庁防災業務計画 ○ 第八管区海上保安本部地震災害対策本部規則 ○ 第八管区海上保安本部地震災害対応マニュアル
	近畿総合通信局	○ 近畿総合通信局防災等業務実施規程 ○ 近畿総合通信局緊急事態対応マニュアル
	京都労働局	○ 京都労働局防災業務実施要領
	近畿地方整備局 舞鶴港湾事務所 福知山河川国道事務所 京都国道事務所	○ 近畿地方整備局防災業務計画 ○ 舞鶴港湾事務所災害対策部運営計画 ○ 福知山河川国道事務所災害対策部運営計画 ○ 京都国道事務所災害対策運営計画
	木津川上流河川事務所 淀川河川事務所 淀川ダム統合管理事務所	○ 木津川上流河川事務所災害対策部運営計画 ○ 淀川河川事務所災害対策部運営計画 ○ 淀川ダム統合管理事務所河川関係災害対策部運営計画

防 災 関 係 機 関		計 画 、 規 程 等
自衛隊 福知山駐屯部隊 大久保駐屯部隊 宇治駐屯部隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部		○ 第7普通科連隊災害派遣計画 ○ 第4施設団災害派遣計画 ○ 宇治駐屯地災害派遣計画 ○ 舞鶴地方隊災害派遣計画
指 定 公 共 機 関	西日本電信電話株式会社（京都支店）	○ 西日本電信電話株式会社災害対策規定
	日本赤十字社（京都府支部）	○ 日本赤十字社救護規則
	西日本旅客鉄道株式会社 （京都支社、福知山管理部、大阪支社、 金沢支社）	○ 鉄道事故及び災害応急処置準則 ○ 鉄道事故及び災害応急処置要項
	東海旅客鉄道株式会社 （関西支社）	○ 防災業務実施計画 ○ 新幹線運転事故及び災害応急処理取扱標準
	日本放送協会（京都放送局）	○ 京都放送局災害対策動員体制
	関西電力株式会社	○ 防災業務計画
	関西電力送配電株式会社（京都本部）	○ 防災業務計画
	日本銀行（京都支店）	○ 災害対策の要領
	日本通運株式会社（京都支店）	
	水資源機構（関西・吉野川支社）	○ 水資源機構防災業務計画
指 定 地 方 公 共 機 関	大阪ガス株式会社 大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事 業部）	○ 防災業務計画、災害その他非常の場合の措置
	株式会社京都放送	○ 緊急非常事態編成取材対策要綱 準備体制（第1種） 災害体制（第2種） 非常災害体制（第3種）
	一般社団法人京都府医師会	
	佐川急便株式会社	○ 佐川急便防災業務計画

第3節 府の活動体制（各機関）

第1 責務

府は、府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は府防災計画の定めるところにより、指定行政機関、指定公共機関、その他防災機関の協力を得て、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、その所掌事務に係る災害応急対策をすみやかに実施するとともに、府内市町村が処理する災害応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

そのほか、マスコミ報道、ホームページ、X（旧ツイッター）やフェイスブックなどのSNS等多様な手段で情報収集する。

第2 活動体制

府は、前記「第1 責務」を遂行するため、必要があるときは本計画及び本部条例並びにこれに基づき別に定める京都府防災規程により府災害対策本部を設置し、災害応急対策にあたる。

1 災害警戒本部の設置等

(1) 災害警戒本部の設置等

知事を本部長とする災害警戒本部並びに府広域振興局長を支部長とする災害警戒支部の設置、閉鎖及び所掌業務については、「一般計画編第3編第1章第2節」に準じ、職員の配備については、第8の動員計画による。

府の地域に震度4、5弱若しくは5強の地震が観測されたとき、又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、直ちに災害警戒本部（支部）を設置するものとする。また、知事が京都府気象台から「南海トラフ地震臨時情報」の通報を受けたときは直ちに災害警戒本部（支部）を設置し、必要と認めたときは、災害対策本部（支部）を設置する。

(2) 京都府危機管理緊急参集チームの参集等

ア 府の地域に震度5強の地震が観測されたとき又は津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、危機管理監及び次の関係部局の長等で構成する緊急参集チームが直ちに参集する。

知事直轄組織（職員長）
危機管理部
総合政策環境部
健康福祉部
農林水産部
建設交通部
警察本部
教育庁

また、危機管理監は、被害状況に応じて必要と認めたときは、緊急参集チームを招集する。

イ 緊急参集チームは、「一般計画編第3編第1章第2節」に掲げる業務を行う。

2 府災害対策本部の組織等

(1) 設置

府の地域に、地震、津波等による予想し難い災害が発生した場合は、緊急参集チームの協議結果を踏まえ、知事が設置を決定する。（災害対策本部長…知事、災害対策副本部長…副知事）

ただし、府の地域に震度6弱以上の地震が観測されたときは、本文の規定にかかわらず直ちに設置する。

ア 本部の組織

図3.1.1 に示した通りである。

イ 本部の事務分掌

表3.1.2 に示した通りである。

(2) 閉鎖

被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したときは、知事（災害対策本部長）が閉鎖を決定する。

(3) 本部長の代理

災害対策本部長に事故があるとき、又は災害対策本部長が欠けたときは、災害対策副本部長がその職務を代理する。

3 災害対策本部の運用

(1) 運用計画

- ア 府の災害に対処する組織は、(ア) 指揮命令系統を確立すること。(イ) できる限り簡素化し名目的、形式的なものを排除すること。(ウ) 責任分担を明確にすること等を考慮し、直接応急対策活動に関係のある部課のみで組織し、その他のものについては動員要員とする。
- イ 災害対策本部の設置及び閉鎖は、前項の基準によって行うものとし、一般に公告する。
- ウ 災害対策本部の組織は図3.1.1 に、また、事務分掌は表3.1.2 に示すとおりとし、災害対策本部の活動は、災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとるものとする。
- エ 災害対策本部の運営は、対策本部会議で決定した災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針に基づき、事務分掌の迅速な処理に努める。
- オ 災害対策本部の各部各班の事務分掌の活動細目は、京都府災害時応急対応業務マニュアル及び各部活動計画により定める。
- カ 災害対策本部の各部各班の連絡を密にし、災害対策業務を円滑に実施するため、必要に応じ、事務局次長（防災監）を長とし、調整班長、各主管班長等で構成する災害対策本部連絡会議を設置する。
- キ 国が非常（緊急）災害現地対策本部又は政府現地連絡調整室若しくは政府現地災害対策室を、関西広域連合が現地支援本部を設置した場合は、被害状況の報告、関係機関との連絡調整等積極的な連携を図ることとする。

(2) 災害対策本部会議

本部長（知事）は、府の災害応急対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員で構成する災害対策本部会議を開催し、災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定し、次の事項について具体化するものとする。

- ア 本部の非常配備態勢に関すること。
- イ 救助法の適用に関すること。（災害対策本部会議を開催する暇がないときは、知事の判断により決定する。）
- ウ 国、他府県及び市町村の応援に関すること。
- エ 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
- オ 部長及び支部長に対する事務の委任に関すること。
- カ その他重要な災害対策に関すること。

(3) 災害対策本部の各部各班は、災害対策本部会議の決定した方針に基づき、災害対策業務の実施にあたる。

(4) 災害対策本部の事務局は調整部が担う。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員（調整班）は危機管理部職員及び非常時専任職員等とする。調整班に業務に応じたグループを設置し、各グループの事務分掌は、京都府災害時応急対応業務マニュアルに定める。

(5) なお、府は市町村と連携して、京都府災害時応急対応業務マニュアルを活用した訓練を実施する。

4 災害対策支部の活動等

- (1) 災害対策本部の地方組織として、応急対策を実施するため必要があるときは、各府広域振興局管内ごとに府広域振興局長を支部長とする災害対策支部を設置する。
- (2) 災害対策支部の設置及び閉鎖は、災害対策本部長の指示に基づき、対策支部長が行うものとする。
- (3) 災害対策支部の組織及び編成は、各地域の実情に応じ、対策支部長があらかじめ定めるものとする。その際、初動期における被害状況の迅速な把握を行い得るものであるとともに、連絡調整を行う職員の派遣など、市町村との連携強化を図るものとなるよう配慮するものとする。
- (4) 災害対策支部の活動に必要な事項は、別に対策支部活動計画により定めるものとする。その際、迅速かつ適切な住民対応を図るため、被災地域への訪問、被害への相談対応、市町村が行う住民支援活動のバックアップなどが行われるよう配慮するものとする。

第3 航空運用調整班運用計画

京都府災害対策本部航空運用調整班の運用計画について定める。

なお、あらかじめ消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリ等災害時の航空機の利用について協議する。

1 航空運用調整班の設置

災害対策本部長は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、関係機関の航空機との活動調整を図るため、府災害対策本部に航空運用調整班を設置する。

2 航空運用調整班の所掌事務

航空運用調整班は、関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、ヘリコプターの派遣要請の受付及び参画機関への任務の分担調整・出動要請、ヘリコプターの活動状況の把握及び活動記録の作成、ヘリコプターの活動基盤の調整、ヘリコプターの活動に必要な気象情報の収集・提供、ヘリコプターの安全運航対策に関する調整などを行うものとする。

3 航空運用調整班の班員

- (1) 航空運用調整班の班長は、災害対策課参事とする。
- (2) 航空運用調整班の構成員は、次のとおりとする。
 - ア 京都市消防局航空隊員
 - イ 関係機関航空隊員等
 - ウ その他災害対策本部長が必要と認める者

第4 保健医療福祉調整本部等運用計画

1 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の設置趣旨

災害時に被災状況、関係機関の対応状況等の情報を集約・分析・提供し、健康福祉部の本庁及び保健所、各地域機関、保健医療福祉活動チームが、一体となって組織的な保健医療福祉活動を行うため、保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）・同調整地域本部（以下「調整地域本部」という。）を設置する。

※ 保健医療福祉活動チームとは、災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班（医師会、日本赤十字社等）、保健師・管理栄養士チーム、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）、災害支援ナース等を指す。

2 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の設置

- (1) 調整本部は、災害対策本部の組織下に属し、本庁に設置する。
- (2) 調整地域本部は、災害対策支部の組織下に属し、各保健所に設置する。

3 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の構成

- (1) 保健医療福祉調整本部長は、健康福祉部長とする。
- (2) 保健医療福祉調整支部長は、各保健所長とする。4

保健医療福祉調整本部・調整地域本部の機能

- (1) 調整本部は、府地域防災計画に定める対策の遂行のため、健康福祉部各班の指揮命令及び情報の統括を行うとともに、他の部、関係団体等との調整機能を担う。
- (2) 調整本部は、府内に派遣された保健医療福祉活動チームを調整支部に派遣するなどの指揮・連絡を行うとともに、調整地域本部等と連携し、保健・医療・福祉等に係る活動の情報共有・支援を行う。
- (3) 調整地域本部は、保健所の各対策班の指揮命令を行うとともに、管内の保健・医療・福祉等に係る情報を統括し、関係機関と情報共有する。
- (4) 調整地域本部は、管内に派遣された保健医療福祉活動チームへの指揮・連絡を行うとともに、現地活動を支援する。

5 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の役割

- (1) 保健・医療・福祉等に関する災害対応の統括
 - ア 部内又は保健所内各班の体制の確立・対策の進捗管理
 - イ 関係機関との調整等
- (2) 被害状況・保健医療福祉ニーズ等に関する情報収集・分析、情報共有
- (3) 保健医療福祉活動チームの派遣調整
- (4) 不足物資、ライフライン復旧等に係る関係機関との調整

第5 企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口

企業等の事業継続に係る情報提供・収集が必要であるときは、災害対策本部にそのための窓口を設置する。

第6 ライフラインの復旧調整

人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等のため、各ライフラインの復旧について情報収集又は調整の必要があるときは、災害対策本部は各ライフライン事業者に連絡調整員の派遣を要請して、各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有する場を設置することとし、被災状況に応じて復旧の日程や箇所の調整を行う。

第7 現地災害対策本部運用計画

京都府災害対策本部条例第4条の規定による現地災害対策本部の運用計画について定める。

1 現地災害対策本部の設置

- (1) 災害対策本部長は、災害地と災害対策本部との連絡調整及び機動的かつ迅速な災害応急対策のため、特に必要であると認める場合には、現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部の設置は、原則として一の災害に一つとする。
- (3) 現地災害対策本部は、原則として最も被害の大きいと見込まれる市町村を所管する府広域振興局に置くこととする。

2 現地災害対策本部の所掌事務

現地災害対策本部は、災害地において機動的かつ迅速に処理することが適当なものであると災害対策本部長が認める事務を行う。

3 現地災害対策本部の職員

- (1) 現地災害対策本部長は、災害対策本部長が災害対策副本部長のうちから指名する。
- (2) 現地災害対策本部長は、別表に定める基準による災害対策本部各部からの推薦に基づき、現地災害対策本部員及びその他の職員を指名する。

4 現地災害対策本部の運営

- (1) 現地災害対策本部においては、総務、広報、被害情報、交通規制、救助・救急、消火、医療、避難者対策、緊急輸送等ごとの担当者を定めるものとする。
- (2) 現地災害対策本部長は、連絡要員を被災市町村の災害対策本部に常駐させ、現地災害対策本部との連絡を密にするよう努めるものとする。
- (3) 現地災害対策本部長は、定期的に現地災害対策本部会議及び被災市町村との打合せを行うよう努めるとともに、現地の状況について現地災害対策本部員又はその他の職員に調査させるとともに、適宜報告を求め、必要に応じて指示を行うものとする。
- (4) 現地災害対策本部は、災害対策本部との連絡を密にし、定期的な報告を行わなければならない。この場合災害対策本部は、災害対策本部員を通じて各部局に情報を提供するものとする。

別表

現地災害対策本部長 副知事
現地災害対策本部員 総合政策環境部副部長 健康福祉部副部長 農林水産部副部長 建設交通部技監 教育庁教育監 警察本部警備部理事官 その他関係部局の職員で必要と考えられる者
その他の職員 危機管理総務課長 広報課参事 健康福祉総務課参事 農政課参事 監理課参事 教育庁総務企画課長 警察本部警備部警備第一課警備対策官 その他関係部局の職員で必要と考えられる者

(注) 被害の状況又は事態の推移に応じて、適宜変更するものとする。

図3.1.1 京都府災害対策本部組織図

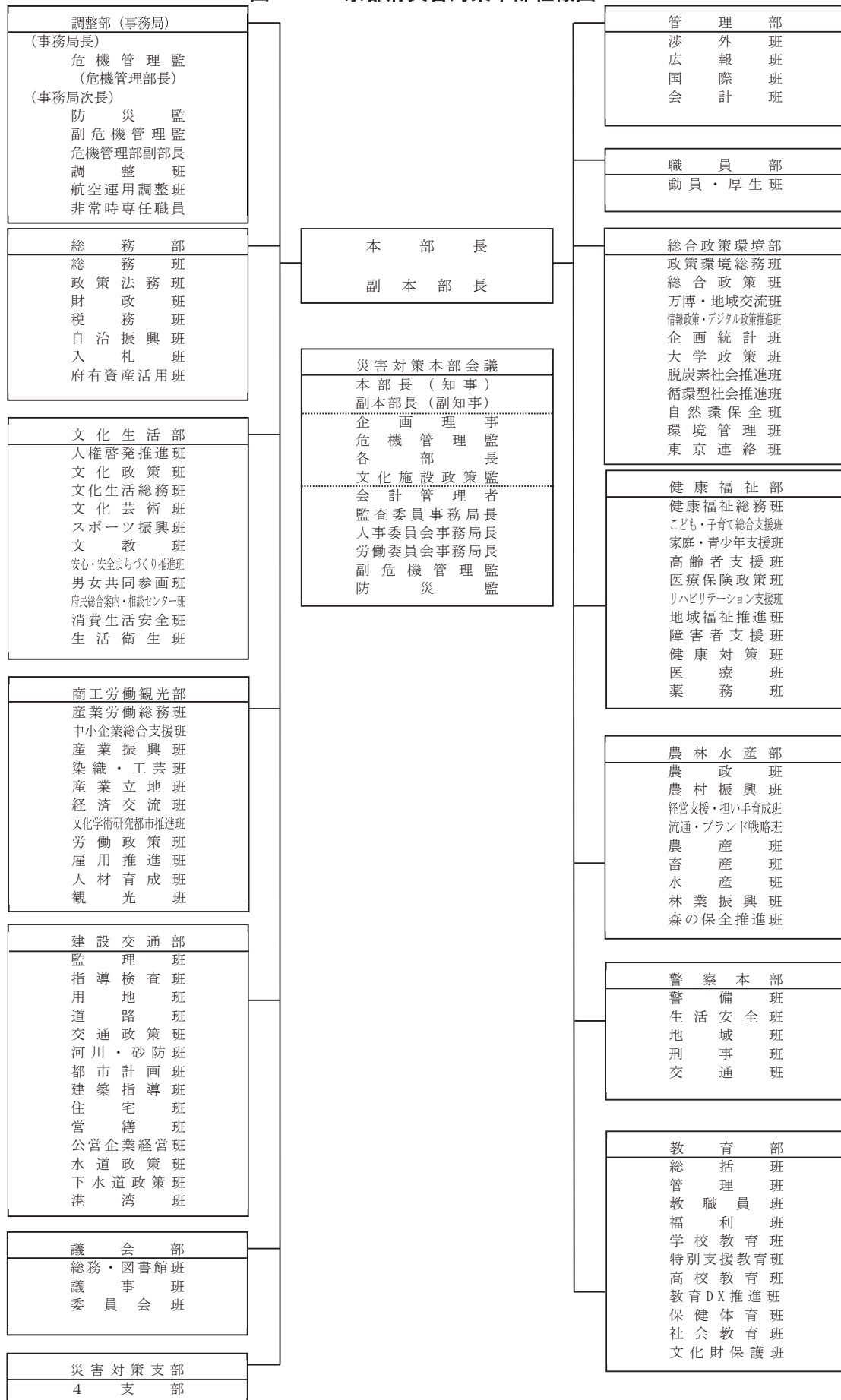


表3.1.2 災害対策本部の事務分掌

部 名	部 長 及 び 副 部 長 担 当 職	班 名	班長担当職	事務分掌
調 整 部	部長 （事務局長） 危 機 管 理 監 （危機管理部長） 副部長 （事務局次長） 防 災 監 副部長 副 危 機 管 理 監 副部長 危機管理部副部長	調 整 班	災害対策課長 （副班長： 危機管理総務課長 原子力防災課長 消防保安課長）	1 対策本部の設置及び閉鎖に関する事。 2 災害対策本部の事務局に関する事。 3 本部会議及び連絡会議に関する事。 4 各部及び各対策支部との調整に関する事。 5 防災会議に関する事。 6 被害状況及び災害応急対策状況等の総括及び情報、資料等の収集整理、伝達、記録に関する事。 7 自衛隊その他政府関係機関等に対する連絡及び要請に関する事。 8 災害時応援協定団体等に対する連絡及び要請の総括に関する事。 9 ライフライン事業者等との連絡及び調整の統括に関する事。 10 消防機関の活動の把握及び指示に関する事。 11 市町村災害対策本部に対する応援の総括に関する事。 12 災害救助法の運用に関する事。 13 備蓄物資の供給及び救援物資の調達並びに供給に関する事。 14 緊急輸送体制の整備に関する事。 15 帰宅困難者等対策に関する事。 16 京都BCPの実施に関する事。 17 危険物の防災対策に関する事。 18 被災者の生活再建支援に関する事。 19 災害復旧・復興の調整に関する事。 20 義援品の受付及び配分に関する事。
		航 空 運 用 調整グループ	災 害 対 策 課 参 事	1 ヘリコプターの派遣要請の受付及び関係機関への任務の分担調整・出動要請に関する事。 2 ヘリコプターの活動状況の把握及び活動記録の作成に関する事。 3 ヘリコプターの活動基盤に関する調整に関する事。 4 ヘリコプターの活動に必要な気象情報の収集・提供に関する事。 5 ヘリコプターの安全運行対策の調整に関する事。
管 理 部	部長 知 事 室 長	渉 外 班	秘 書 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 部内各班の所管に属さないこと。 3 各種陳情の応接（他班の所管に属さないもの）及び被災地の慰問に関する事。 4 特に命じられたこと。 5 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事。
		広 報 班	広 報 課 長	1 広報活動に関する事。 2 記者発表、資料提供等報道機関等への対応に関する事。
		国 際 班	国 際 課 長	1 外国公館等との連絡に関する事。 2 在住外国人支援に関する事。 3 旅券の発給に関する事。
		会 計 班	会 計 課 長	1 災害関係費支出の審査及び支払いに関する事。 2 関係各部との連絡及び入札班との連絡調整に関する事。 3 義援金品の受付け、保管に関する事。 4 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事。
職 員 部	部長 職 員 長	動 員 ・ 厚 生 班	職 員 総 務 課 長	1 部内の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。 2 対策本部要員、職員の動員及び健康管理に関する事。 3 市町村に対する応援派遣に関する事。 4 府職員の被災状況調査及び見舞いに関する事。
総 務 部	部長 総 務 部 長	総 務 班	総 務 調 整 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。 2 他部及び部内各班の所管に属さないこと。

	副部長 総務部副部長			3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
		政策法務班	政策法務課長	1 部内各班の応援に関すること。
		財政班	財政課長	1 災害予算等府財政に関すること。
		税務班	税務課長	1 被災納税者への減免措置等に関すること。 2 京都市内における義援金品の受付窓口に関すること。
		自治振興班	自治振興課長	1 被災市町村行財政の調査助言に関すること。 2 市町村職員派遣の斡旋に関すること。
		入札班	入札課長	1 衣料、寝具、日用必需物資等救助物資及び応急復旧資材の調達及び搬送に関すること。 2 公用車の配車に関すること。
総合政策環境部	部長 総合政策環境部長 副部長 総合政策環境部副部長 副部長 総合政策環境部技監	政策環境総務班	政策環境総務課長 地域政策室長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
		総合政策班	総合政策室長	1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2 政府等に対する要望に関すること。
		万博・地域交流班	万博・地域交流課長	1 部内他班の応援に関すること
		情報政策・デジタル政策推進班	情報政策課長 デジタル政策推進課長	1 京都デジタル疎水ネットワークの機能確保に関すること。 2 各種情報システムの機能確保に関すること。
		企画統計班	企画統計課長	1 部内各班の応援に関すること。
		大学政策班	大学政策課長	1 府大学の被害調査に関すること。
		脱炭素社会推進班	脱炭素社会推進課長	1 部内各班の応援に関すること。 2 災害時電気自動車等協力協定団体との連絡調整に関すること。
		循環型社会推進班	循環型社会推進課長	1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2 廃棄物処理及びし尿処理に関すること。
		自然環境保全班	自然環境保全課長	1 自然公園等の施設の被害状況調査に関すること。
		環境管理班	環境管理課長	1 被災に伴う環境への影響把握に関すること。
		東京連絡班	東京事務所長	1 政府、国会等に対する情報連絡及び広報に関すること。 2 中央の情報収集及び連絡に関すること。
文化生活部	部長 文化生活部長 副部長 人権啓発推進室長 副部長 文化生活部副部長	人権啓発推進班	人権啓発推進室企画参事	1 隣保館等の被害状況調査に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。
		文化政策班	文化政策室長	1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2 所管施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 3 社寺等の被害調査に関すること。
		文化生活総務班	文化生活総務課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。 4 所管施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。
		文化芸術班	文化芸術課長	1 部内他班の応援に関すること。
		スポーツ振興班	スポーツ振興課長	1 体育関係施設等の被害状況調査及び応急措置に関すること。
		文教班	文教課長	1 私立学校の被害調査及び応急措置に関すること。 2 私立学校への被災者の受け入れ等に関すること。
		安心・安全まちづくり推進班	安心・安全まちづくり推進課長	1 警察との連絡調整に関すること。
		男女共同参画班	男女共同参画課長	1 男女共同参画関係施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 女性関係団体との連絡調整に関すること。
		府民総合案内・相談センター班	府民総合案内・相談センター長	1 被災者に対する相談活動に関すること。 2 住民の被災地等に係る照会、質問及び要望の処理に関すること。

		消費生活安全班	消費生活安全センター長	1 協定に基づく衣料、寝具等生活必需品の救助物資及び応急復旧資材の確保及び斡旋に関する事 2 其他協定に基づく応急対策用食料品の調達又は斡旋に関する事。
		生活衛生班	生活衛生課長	1 生活衛生に関する事。 2 遺体の埋葬に関する事。 3 獣医師会及び動物愛護関係団体との調整に関する事。
健康福祉部	部長 健康福祉部長 副部長 健康福祉部副部長	健康福祉総務班	健康福祉総務課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。 2 健康福祉部に必要な情報収集及び調査並びに連絡に関する事。 3 保健医療福祉調整本部の事務局に関する事。 4 保健師の派遣に関する事。 5 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事。
		こども・子育て総合支援班	こども・子育て総合支援室長	1 児童福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。 2 災害地における臨時保育所の指導に関する事。
		家庭・青少年支援班	家庭・青少年支援課長	1 児童養護施設及び青少年育成施設等の被害状況調査及び応急措置に関する事。 2 ひとり親世帯の被害状況調査及び母子及び父子並びに寡婦福祉資金の緊急貸付に関する事。 3 各種青少年団体との連絡調整に関する事。
		高齢者支援班	高齢者支援課長	1 老人保健施設及び老人福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。 2 関係団体との連絡調整に関する事。
		医療保険政策班	医療保険政策課長	1 関係団体との連絡調整に関する事。 2 部内各班の応援に関する事。
		リハビリテーション支援班	リハビリテーション支援センター長	1 生活不活発病への予防等リハビリテーション支援に関する事 2 関係団体との連絡調整に関する事。
		地域福祉推進班	地域福祉推進課長	1 社会福祉施設（他班の所管を除く。）の被害状況調査及び応急措置に関する事。 2 一般ボランティアの登録、受入れ及び派遣の総括に関する事。 3 京都府災害ボランティアセンターに関する事。 4 義援金の受付及び配分に関する事。 5 見舞金品の受付に関する事。 6 関係団体との連絡調整に関する事。
		障害者支援班	障害者支援課長	1 心の健康相談に関する事。 2 障害者支援施設等の被害状況調査及び応急措置に関する事。 3 関係団体との連絡調整に関する事。
		健康対策班	健康対策課長	1 保健師・栄養士の派遣及び保健活動に関する情報収集に関する事。 2 感染症の予防に関する事。
		医療班	医療課長	1 医療救護及び助産に関する事。 2 日本赤十字社京都府支部、京都府医師会及び関係医療団体・機関との連絡調整に関する事。 3 医療機関の被害状況調査及び応急措置に関する事。 4 洛南病院及び看護学校との連絡調整に関する事。
		薬務班	薬務課長	1 医療品の整備及び補給に関する事。 2 防疫用薬品の確保に関する事。 3 毒劇物の流出対応に関する事。
商工労働観光部	部長 商工労働観光部長 副部長 港湾局長 副部長 企画調整理事 副部長 観光政策監 副部長 商工労働観光部副部長	産業労働総務班	産業労働総務課長	1 観光関係の被害状況調査に関する事。 2 商工労働観光部の活動に必要な情報収集に関する事。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事。
		中小企業総合支援班	中小企業総合支援課長	1 被害企業等の復興金融措置に関する事。 2 商業関係の被害状況調査及び応急措置の連絡・要請に関する事。 3 店舗等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関する事。

		産 業 振 興 班	産 業 振 興 課 長	1 工業関係の被害状況調査及び応急措置の連絡・要請に関すること。 2 工業等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。
		染 織 ・ 工 芸 班	染 織 ・ 工 芸 課 長	1 染織・工芸関係の被害状況調査に関すること。 2 店舗・工場等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。
		産 業 立 地 班	産 業 立 地 課 長	1 災害時における府営工業団地についての連絡調整に関すること。
		経 済 交 流 班	経 済 交 流 課 長	1 貿易に係る障害についての連絡調整に関すること。 2 貿易機能確保についての連絡調整に関すること。
		文化学術研究都市推進班	文化学術研究都市推進課長	1 関西文化学術研究都市関係機関との連絡調整に関すること。
		労 働 政 策 班	労 働 政 策 室 長	1 勤労者福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 災害地における勤労者福祉施設の活用に関すること。 3 労働（救援）団体との連絡調整に関すること。
		雇 用 推 進 班	雇 用 推 進 課 長	1 労働関係機関との連絡調整に関すること。
		人 材 育 成 班	人 材 育 成 課 長	1 各高等技術専門校の被害状況調査及び応急措置に関すること。
		観 光 班	観 光 室 長	1 観光関係の被害状況調査に関すること。 2 観光関係施設の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。 3 観光客支援に関すること。
農 林 水 産 部	部長 農 林 水 産 部 長 副部長 農 林 水 産 部 副 部 長 副部長 農 林 水 産 部 技 監	農 政 班	農 政 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 農林関係被害状況（凍霜害を除く。）の収集整理に関すること。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。 4 食の安心・安全に関する情報の収集・発信に関すること。
		農 村 振 興 班	農 村 振 興 課 長	1 河川・砂防班との連絡に関すること。 2 ため池に係る水防活動及び管理指導に関すること。 3 農地・農業用施設等の被害状況調査及び応急復旧指導に関すること。
		経営支援・担い手育成班	経営支援・担い手育成課長	1 被害農林漁業者の復興金融措置に関すること。 2 担い手施策関連施設の応急復旧指導に関すること。 3 農林水産省所管固有財産の応急復旧に関すること。
		流通・ブランド戦略班	流通・ブランド戦略課長	1 災害後の農作物への栽培技術支援に関すること。
		農 産 班	農 産 課 長	1 近畿農政局に対する連絡及び食糧確保の要請に関すること。 2 農作物被害状況調査及び農機具等の損害調査に関すること。 3 凍霜害による農林関係被害状況の収集整理に関すること。 4 肥料、農薬等生産資材の確保に関すること。 5 肥料、農薬等の安全性確保に関すること。 6 米穀の確保に関すること。
		畜 産 班	畜 産 課 長	1 家畜・家さんの被害状況調査に関すること。 2 家畜の待避及び防疫指導に関すること。 3 飼料の確保に関すること。 4 動物用医薬品の確保に関すること。
		水 産 班	水 産 課 長	1 水産関係の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 水産関係施設の応急復旧指導に関すること。 3 被害漁業者の復興金融措置に関すること。 4 宮津漁業用海岸局の利用に関すること。
		林 業 振 興 班	林 業 振 興 課 長	1 森林被害状況調査に関すること。 2 林木及び治山施設の被害状況調査に関すること。
		森の保全推進班	森の保全推進課長	1 治山施設の被害状況調査に関すること。 2 治山施設の整備点検に関すること。 3 山崩れの応急措置の指導に関すること。 4 林道の整備点検に関すること。 5 林道の被害状況調査に関すること。

建設交通部	部長 建設交通部長	監理部	監理課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
	副部長 企画調整理事 副部長 港湾局長	指導検査班	指導検査課長	1 公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関すること。
	副部長 建設交通部技監	用地班	用地課長	1 用地事務の指導に関すること。 2 被災地における応急的な土地利用情報に関すること。
	副部長 公営企業管理監	道路班	道路計画課長 道路建設課長 道路管理課長	1 道路、橋梁等の整備点検に関すること。 2 道路、橋梁等及び通行規制の情報の把握及び通報、情報共有、府民・道路利用者への情報提供に関すること。 3 道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 4 近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関すること。 5 道路除雪の情報の把握及び通報に関すること。 6 道路除雪対策に関すること。 7 交通政策班との連絡に関すること。 8 都市施設のうち道路の被害調査に関すること。
		交通政策班	交通政策課長	1 公共交通関係機関との連絡調整に関すること。
		河川・砂防班	河川課長 砂防課長	1 水防に関すること。 2 ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関すること。 3 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）関係施設の整備点検に関すること。 4 水防関係情報の把握及び通報に関すること。 5 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 6 公共土木施設等被害状況の収集整理に関すること。 7 公共土木施設等の応急復旧調整に関すること。 8 雨量水位観測施設等の運用に関すること。 9 調整班及び農村振興班との連絡に関すること。 10 京都地方気象台及び近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関すること。 11 排水ポンプ車に関すること。
		都市計画班	都市計画課長	1 都市計画事務の指導に関すること。 2 公園等の施設の被害状況調査に関すること。
		建築指導班	建築指導課長	1 被災住宅に対する独立行政法人住宅金融支援機構復旧費の指導に関すること。 2 地震被災建築物の応急危険度判定に関すること。 3 被災宅地危険度判定に関すること。
		住宅班	住宅政策課長 住宅整備課長	1 府営住宅の応急修理に関すること。 2 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧の指導に関すること。 3 応急仮設住宅に関すること。
		営繕班	営繕課長	1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関すること。
		公営企業経営班	公営企業経営課長	1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2 飲料用水等の供給に関すること。
		水道政策班	水道政策課長	1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。
教育部	部長 教育長	下水道政策班	下水道政策課長	1 流域下水道施設の運転管理、被害状況調査、雨水幹線に関すること。 2 公共の汚水処理施設、市町村の雨水排水施設の被害状況調査に関すること。
	副部長 教育次長	港湾班	港湾局副局長	1 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）関係施設の整備点検に関すること。 2 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関すること。
教育部	副部長 教育監兼学校危機管理監	総括班	総務企画課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 教育関係被害状況の総括整理に関すること。 3 広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 4 部内関係ボランティアの登録、受入れに関すること。

	副部長 管 理 部 長 副部長 指 導 部 長	管 理 班	管 理 課 長	1 教育施設設備の管理に関する事 2 教育施設設備の被害状況調査及び応急復旧、指導に関する事
		教 職 員 班	教職員企画課長 教職員人事課長	1 教職員の被害状況の収集整理に関する事 2 応急教育のための教職員体制に関する事
		福 利 班	福 利 課 長	1 公立学校共済組合施設及び教職員住宅の被害状況調査及び応急、復旧指導の収集整理に関する事
		学 校 教 育 班	学 校 教 育 課 長	1 災害地における小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒等の応急教育に関する事 2 小学校、中学校及び義務教育学校の教育計画の変更に関する事 3 教科書の調達及び配分に関する事
		特別支援教育班	特別支援教育課長	1 災害地における特別支援学校児童生徒等の応急教育に関する事 2 特別支援学校の教育計画の変更に関する事 3 学用品の調達及び配分に関する事
		高 校 教 育 班	高校改革推進室長 高 校 教 育 課 長	1 災害地における府立高校生徒の応急教育に関する事 2 府立高校の教育計画の変更に関する事
		教育DX推進班	教育DX推進課長	1 部内各班の応援に関する事
		保 健 体 育 班	保 健 体 育 課 長	1 児童生徒等の被害状況の収集整理に関する事 2 学校給食の措置及び指導に関する事 3 児童生徒等の保健管理に関する事 4 社会体育施設の被害状況の収集整理に関する事
		社 会 教 育 班	社 会 教 育 課 長	1 社会教育施設の被害状況の収集整理に関する事 2 社会教育関係団体に関する事
		文 化 財 保 護 班	文 化 財 保 護 課 長	1 文化財の管理に関する事 2 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関する事
警 察 本 部	部長 警 察 本 部 長 副部長 警 備 部 長 副部長 生 活 安 全 部 長 副部長 地 域 部 長 副部長 刑 事 部 長 副部長 交 通 部 長	警 備 班 長	警 備 第 一 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事 2 被災地における応急措置に関する事 3 被害及び治安状況の把握に関する事 4 警察部隊の応援派遣に関する事 5 航空機の運用に関する事
		生 活 安 全 班	生活安全企画課長	1 被災地の犯罪予防に関する事 2 行方不明者の相談に関する事 3 危険物の応急対策に関する事
		地 域 班	地 域 課 長	1 被災地の警戒警らに関する事 2 警ら用無線自動車の運用に関する事
		刑 事 班	捜 査 第 一 課 長	1 遺体の検視、死体調査、身元確認に関する事
		交 通 班	交 通 規 制 課 長	1 被災地及びその周辺における交通規制に関する事 2 緊急交通路の確保に関する事 3 緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付に関する事
議 会 部	部長 事 務 局 長 副部長 事 務 局 次 長	総務・図書館班	総 務 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事
		議 事 班	議 事 課 長	1 議員との連絡調整に関する事
		委 員 会 班	委 員 会 課 長	1 議員への情報提供に関する事

第8 動員計画（各機関）

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の動員について、その要領等を以下のとおり定める。

1 災害警戒本部等の動員

災害警戒本部等を設置した場合における要員の動員は、表3.1.3による。

表3.1.3 京都府災害警戒本部等動員計画表

(数字は動員数)

設置基準等 部課名	京 都 府 災 害 警 戒 本 部			
	震度4 「南海トラフ地震 情報に関連する 情報」(臨時) の 通 報 (12)	震度5弱及び5強 (52)	津波注意報 (11)	津波警報 大津波警報 (36)
知事直轄組織	広報課 1	秘書課 1、広報課 1、職員総務課 1、会計課 1		秘書課 1、職員総務課 1、会計課 1
危機管理部	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災・消防保安課 6	危機管理総務課/ 災害対策課・原子力防災課・消防保安課 15	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 6	危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課 15
総 務 部		総務調整課 1、自治振興課 1、入札課 1		総務調整課 1
総合政策環境部		政策環境総務課 2		政策環境総務課 2
文化生活部		文化生活総務課 1		文化生活総務課 1
健康福祉部	健康福祉総務課 1	健康福祉総務課 2、医療課 1		健康福祉総務課 1
商工労働観光部		産業労働総務課 1		産業労働総務課 1
農林水産部	農政課 1、農村振興課 1	農政課 1、農村振興課 4	水産課 1	農政課 4、水産課 1
建設交通部	監理課 1	監理課 2、道路計画課・道路建設課・道路管理課 4、河川課・砂防課 4、建築指導課 2、住宅政策課・住宅整備課 2	河川課・砂防課 2、港湾局 1	監理課 1、河川課・砂防課 3、港湾局 1
教育委員会		総務企画課 1		総務企画課 1
警 察 本 部	警備第一課 1	警備第一課 3	警備第一課 1	警備第一課 1

(備考) 大津波警報の場合、必要に応じて津波警報発令時よりも強化した体制とする。

2 災害対策本部及び支部の動員

(1) 震災時における災害対策本部及び対策支部要員の動員は、事務局要員及び全動員を原則とする。

本部における事務局要員及びその他の動員計画は下表のとおりとし、事務局要員にあっては、原則として本庁に勤務する職員の中から、あらかじめ指定するものとする。

(2) 震災発生時、特に緊急を要する業務に従事するため、(1)の災害対策本部要員のうち調整部調整班及び警察本部警備班に属する職員並びに 5 に定める非常時専任職員をもって本部長が指揮する緊急初動特別班を編成する。緊急初動特別班の編成及び業務は表3.1.4 のとおりとする。

災害対策本部要員動員計画表（震災時）

動員の種類	状 況	調整部	管理部、職員部、総務部、総合政策環境部、文化生活部、健康福祉部、商工労働観光部、農林水産部、建設交通部	教育部、警察本部、議会部	備 考
事務局要員		全動員	各部 2 名	各部 1 名	計 2 5 名
その他の動員	多数の市町村の地域において災害救助法による応急救助の実施を必要とする大規模な被害が発生した場合	全 動 員		全 動 員	

表3.1.4 緊急初動特別班編成業務表

緊急初動特別班 (35人) 班 長：調整部長副 班 長：調整副部長	担 当	業 務 分 掌
	総務担当	班の総括・指揮に関すること。
	情報担当	被害状況の把握及び情報の収集に関すること。
	広報担当	府民及び報道機関への情報提供に関すること。
	要請担当	自衛隊その他関係機関に対する要請に関すること。
	警察担当	警察本部との連絡及び警察部隊の応援派遣に関すること。
	医療担当	医師会、日本赤十字社等医療関係機関に関すること。
	消防担当	相互応援に関すること。
	広域担当	国、他府県との連絡調整及び応援要請に関すること。

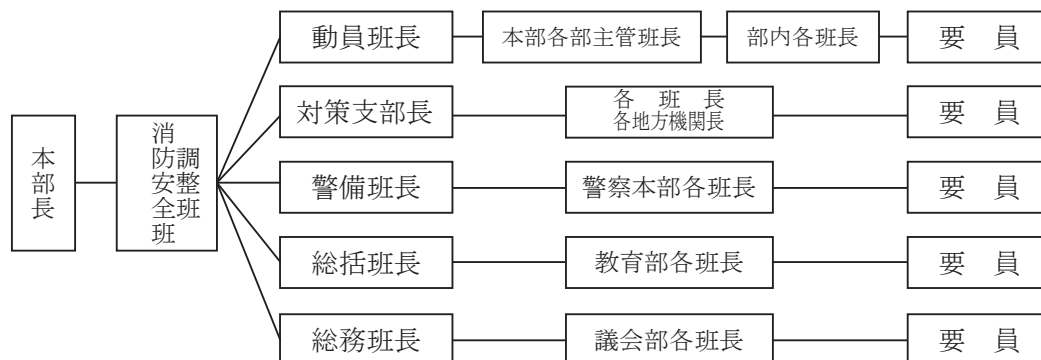
（注）緊急初動特別班の活動細部は災害時応急対応業務マニュアルによるものとする。

- (3) 災害対策本部及び支部要員以外の知事部局の職員並びに京都府監査委員事務局、京都府人事委員会事務局、京都府労働委員会事務局及び京都府海区漁業調整委員会事務局に属する職員（以下「委員会及び委員事務局の職員」という。）の動員についても(1)と同様にする。

3 動員要請

(1) 動員の連絡系統

図3.1.2 動員の連絡系統図



(2) 動員の方法

ア 動員の伝達は、災害対策本部指令により無線又は電話若しくは連絡員等の方法で、(1)の系統によって行う。

イ 勤務時間外の場合 動員の伝達は、各部活動計画によるものとするが、電報又はポケットベルにより動員するときは、次の文章を使用するものとする。

略 文………… サイガイ コイ フ

解説文………… 災害緊急事態のため至急出動せよ 京都府

ウ 職員の動員は、災害対策本部職員については災害対策本部の指令により動員班長が（緊急の場合にあっては、調整班長と動員班長との協議により動員班長が）、地方機関の職員については災害対策支部長がそれぞれ実施するものとする。

エ 京都市内地方機関の職員の動員は、動員班長が本部各部主管班長を通じて動員するものとする。

オ 京都府監査委員事務局、京都府人事委員会事務局、京都府労働委員会事務局等に属する職員の動員は、動員班長が事務局長を通じて行うものとする。

カ 京都海区漁業調整委員会事務局に属する職員の動員は、当該事務局所在の対策支部長が事務局長を通じて行うものとする。

4 自動参集

府の地域に震度4以上の地震が観測されたとき、又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、別途定める職員は、あらかじめ定めた方法により、直ちに災害対策（警戒）本部又は支部（災害対策本部及び支部要員以外の知事部局の職員並びに委員会及び委員事務局の職員については勤務場所）に参集するものとする。

ただし、震度4の地震が観測されたときは、危機管理総務課、災害対策課、原子力防災課、消防保安課等における情報収集活動要員である。

5 非常時専任職員

(1) 大地震による災害の発生時に災害対策本部等の必要な体制を確保するため、通常業務を離れて、災害対応業務に専任する職員をあらかじめ指定する。（以下「専任職員」という。）

(2) 専任職員は次の職務を行う。

ア 通常業務を離れ、危機管理監の直属のスタッフとして各部局（室）との調整等に関わる職務

イ 通常業務を離れ、危機管理監又は災害対策支部長若しくは副支部長の指揮の下、災害対策本部又は災害対策支部等の設置、情報収集等の初期業務に関わる職務

ウ 通常業務を離れ、災害対策支部長（京都市域での緊急事態にあっては、災害対策本部長）等の指揮の下、災害対策本部、災害対策支部、市町村災害対策本部、京都府災害ボランティアセンター等の支援、連絡調整等に関わる職務

(3) その他専任職員に関する必要事項は、別に定める。

6 府職員以外の協力

(1) 府退職者等協力制度

大規模災害時における災害応急対策のため、府の退職者並びに京都府の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例に定める団体及び府大学法人に勤務する者のうち、府からの事前の要請に応じ、府の指揮下で災害応急対策に従事することをあらかじめ承諾した者により予備的な体制を確保する。

(2) 活動の実施

全動員により対応する場合であって、さらに体制を拡充する必要があるときは、府退職者等協力制度に登録された者を、その都度、意向を確認した上で動員し、災害対策本部各班及び支部業務の人的サポート、居住地周辺における現地情報の報告、市町村業務の支援、専門知識を活かした業務支援その他必要な災害応急対策に従事させることができる。

7 動員状況の報告

災害対策本部設置後の有効稼働状況を把握するため、各部主管班長は、動員班長の指示するところにより、部内各班の動員状況を報告するものとする。

8 指定地方行政機関等の動員

指定地方行政機関及び指定公共機関等における応急対策要員の動員はそれぞれの機関において計画を定め実施するものとする。

9 市町村地域防災計画で定める事項

市町村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職団員等の動員について、伝達系統及び伝達の方法等を具体的に定めるものとする。

(1) 動員の配備、伝達系統及び方法

ア 本部職員等に対する伝達

- ・平常執務時の伝達系統及び方法
- ・勤務時間外における伝達

イ 連絡責任者の設定

ウ 消防機関に対する伝達及び出動

(2) 他機関に対する出動及び応援要請

府及び他の市町村に応援協力を要請する必要がある場合における手段についてもその要領を定める。

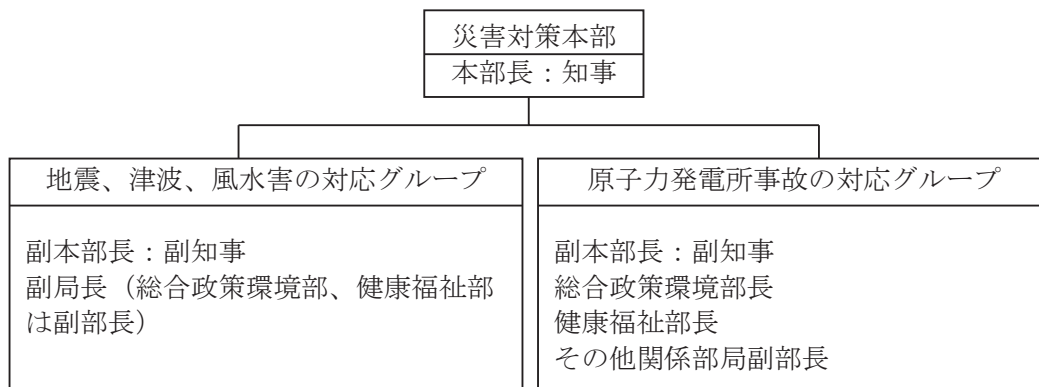
第9 京都府防災会議の開催

府の地域において、大地震による災害が発生し、各種の応急対策及び災害復旧について必要のある場合は、京都府防災会議あるいは京都府防災会議幹事会を開催し、関係機関相互の連絡調整その他必要な措置を行う。

第4節 複合災害時の対応

地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合（複合災害時）は、災害対策本部内に次のとおりグループを編成し対応する。

原子力発電所事故の対応グループは、総合政策環境部長、健康福祉部長、その他関係部局副部長をグループ員とする。



第5節 市町村の活動体制

第1 責務

市町村は、当該市町村の区域に大地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、府防災計画及び市町村防災計画の定めるところにより、他の市町村、府及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

第2 活動体制

市町村災害対策本部については、市町村災害対策本部条例で基本的な事項を定めるが、組織編成及び細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項についても、震災の特性を考慮して所要の規程を整備する。

なお、本部長には市町村長をもってあて、本部機構は本来の行政機構を主体に機能別に編成するのが望ましい。

第3 動員体制

大地震による災害が発生した場合に、市町村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職団員等の動員について、伝達系統及び伝達方法をあらかじめ具体的に定めておく。

1 動員の配備、伝達系統及び方法

(1) 本部職員等に対する伝達

ア 平常執務時の伝達系統及び方法

イ 勤務時間外における伝達

(2) 連絡責任者の設定

(3) 消防機関に対する伝達及び出動

第6節 指定地方行政機関等の活動体制

第1 責務

1 指定地方行政機関（第1編第2章第3節に定める指定地方行政機関）

府の地域に大地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令・防災業務計画及び府地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策をすみやかに実施するとともに、府及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずる。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関

（第1編第2章第5節に定める指定公共機関及び同章第6節に定める指定地方公共機関）

府の区域内の指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体、防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、府の地域に大地震による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、法令、防災業務計画及び府防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策をすみやかに実施するとともに、府、市町村及び指定地方行政機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

第2 活動体制

1 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、それぞれ「第1責務」を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

2 職員の派遣

府災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認める時は、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

第3 動員体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び防災上重要な施設等における応急対策要員の動員は、それぞれの機関においてあらかじめ計画を定めておき、これを実施する。

第7節 広域応援協力計画

第1 国に対する応援要請

- 1 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項に基づき指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は同法第30条第1項に基づき内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。（参考資料：資料編3-5）

内閣総理大臣及び指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣の要請及びあっ旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

- (1) 派遣を要請（あっ旋）する理由
- (2) 派遣を要請（あっ旋）する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間

- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
 - 2 知事は、応急措置を実施するため、又は市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災対法第70条第3項に基づき指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。
 - 3 知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合においてこれらの災害が発生した市町村の消防からの消防組織法第44条の3の規定による応援要請に基づき、同条の規定により消防庁長官に応援要請する。
- 消防応援に関する緊急時の特例
- (1) 消防庁長官は、災害の規模等に照らし緊急を要し、都道府県の知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、災害発生市町村のため、他の都道府県の知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができるものとする。
 - (2) 消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、災害発生市町村のため、他の市町村の長に対し、応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。

第2 他の都道府県に対する応援要請

- 1 知事は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条第1項に基づき他の都道府県知事に対し、応援要請する。
なお、必要に応じて 全国知事会、関西広域連合に対し調整を要請する。
- 2 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」に基づき、応援主管府県の大阪府又は応援副主管府県の福井県に応援要請する。
- 3 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、近畿ブロック知事会の幹事府県に応援要請する。

第3 国による応援制度

- 1 応急対策職員派遣制度
 - (1) 府は、被災市町村の避難所の運営、り災証明書の交付等の災害対応業務を支援するため、関西広域連合と調整して、総務省等に対し、まず近畿ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣を要請し、それだけでは対応困難なときは全国の地方公共団体による追加の応援職員の派遣を要請する。
 - (2) 被災市町村は、災害マネジメントの支援が必要なときは、府を通じて総務省に対して、災害マネジメント総括支援員等から成る総括支援チームの派遣を要請する。
- 2 内閣府調査チーム

府及び市町村は、大規模な被害が想定される場合に、被害状況を迅速に把握し、被災自治体を支援できるよう直ちに派遣される内閣府調査チームに支援を要請する。

第4 市町村に対する応援指示等

- 1 知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために、特に必要があると認めるときは、災対法第72条に基づき被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。
- 2 知事は、消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、消防組織法第24条の3第2項に基づきその区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置をとることを求める。

第5 広域的応援体制

- 1 災害の規模が大きく、被害が甚大な場合に、関西広域連合による広域応援体制の整備を図る。
- 2 関西広域連合構成府県及び連携県の区域（以下「圏域」という。）内で震度5強以上の地震が観測された場合、大津波警報が発表された場合又はその他必要と判断される場合は、情報収集のため、危機管理総務課、災害対策課及び原子力防災課の6名による体制とする。
 なお、圏域外で震度6弱以上の地震が観測された場合、その他必要と判断される場合も同様とする。
- 3 府警察本部は大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる警察災害派遣隊を編成し、広域応援体制の整備を図る。
- 4 人命の救助活動等をより効果的かつ充実するため編成した緊急消防援助隊による広域応援体制の整備を図る。
- 5 市町村等は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。
 なお、知事は、市町村の相互応援協定の締結について指導・助言する。

第6 他府県又は市町村への支援

- 1 府職員の派遣についての協力
 府内市町村、他の都道府県、関西広域連合等から職員派遣の要請又はあつ旋要求があったときは、地域や災害の特性を考慮し、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。
 さらに、被災市町村の被災状況に応じて、府内市町村の理解と協力を得て、必要な災害応急対応業務について応援体制として支援チームを確保する。
- 2 京都府災害時応援職員登録制度に基づく職員の派遣
 - (1) 概要
 大規模な災害等の発生時に、府内市町村又は他の都道府県等が行う災害応急・復旧活動の支援を円滑に進めるために、府職員の迅速な応援派遣を行い、現地の状況に応じた的確な初動活動を行う要員を確保するため、災害支援の経験を有する者や災害支援に係る研修を受講した府職員を登録し、被災市町村等への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。
 - (2) 応援の実施
 府内市町村、他の都道府県、関西広域連合等の長からの要請があった場合又は特に必要と認めた場合に知事が派遣決定し、概ね1週間以内の期間で、府内市町村又は他の都道府県等の行う被災者の救出、障害物の除去、屋根のシート張りその他必要な災害応急・復旧応援活動及び現地における情報収集活動を行う。

第7 近畿地方整備局

- 1 計画の方針
 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害が発生した場合」という。）、近畿地方整備局は「災害時の応援に関する申し合わせ（平成17年6月14日締結）」に基づき、京都府に対し応援を行う。
- 2 計画の内容
 - (1) 応援の内容
 - ア 被害情報の収集・伝達
 - イ 災害の応急復旧
 - ウ 二次災害の防止
 - エ その他必要と認められる事項

(2) 応援の要請

京都府建設交通部長は災害が発生した場合、近畿地方整備局統括防災官へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

近畿地方整備局は、京都府から応援の要請を受け応援を行う場合は、京都府に応援する旨を口頭又は電話により伝え、事後速やかに文書対応を行う。

(3) 応援の実施

近畿地方整備局は京都府の応援要請に対し、災害対策用資機材等及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行う

(4) 応援要請によらない応援

近畿地方整備局は災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、応援要請を待ついとまがないと認められるときは、被害情報の収集・伝達に関し独自の判断で応援を行う。

第8節 労務供給計画

(府商工労働観光部)

第1 計画の方針

災害応急対策を実施するにあたって災害対策本部要員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足するときにおける労働力の確保について定める。

第2 計画の内容

1 実施責任者

労働者の雇上げは、それぞれの災害応急対策実施機関において行うものとする。

2 労働者の業務範囲

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行う者に必要な補助者とする。

- (1) 被災者の避難 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給
- (5) 行方不明者の捜索 (6) 死体の処理 (7) 救援物資の整理、輸送及び配分
- (8) その他災害応急対策に必要な業務

3 労働者確保の方法

- (1) 各災害応急対策実施機関は、不足する労働者の確保を府災害対策本部へ要請し、同本部はこれを取りまとめ商工労働観光部へ労働者の確保を指示する。

また、労働者の確保の要請に際し、各災害応急対策実施機関は、労働条件等を提示するものとする。

- (2) 対策本部から指示を受けた商工労働観光部は、京都労働局へ労働者の確保を要請する。
- (3) 確保した労働者は、各災害応急対策実施機関の指定する場所に待機させる。
商工労働観光部は、災害対策本部を通じてこの旨各災害応急対策実施機関へ連絡する。
- (4) 各災害応急対策実施機関は、労働者確保の連絡受理後速やかに労働者輸送等の措置を講じ待機場所において労働者を受け入れる。
- (5) 商工労働観光部は、平常時から労働者の確保の要請があり次第直ちに対応できる体制を確保する。

4 費用の負担

- (1) 労働者の雇上げに要する費用は、各災害応急対策実施機関の負担とする。
- (2) 労働者の賃金は、当該地域における通常の実費とする。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

各市町村で災害応急対策を実施するに当たり、災害対策本部要員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足する時における労働者の確保については、第2節に準じて詳細に定めるとともに、管轄の公共職業安定所と緊密な連携をとるものとする。

第9節 職員の証票

災害応急対策において、府、市町村及び指定地方行政機関の職員が、災害対策基本法に基づき施設、土地、家屋又は物資の所在する場所、若しくは物資を保管させる場所に立ち入り、検査を行う場合における職員の身分を示す証票は、それぞれ所属の機関において発行する身分証明書とする。

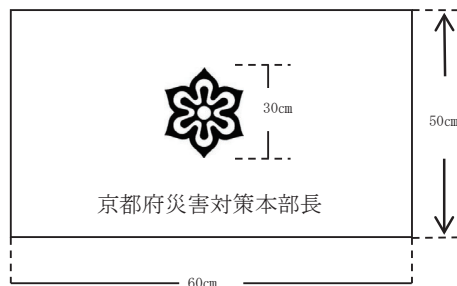
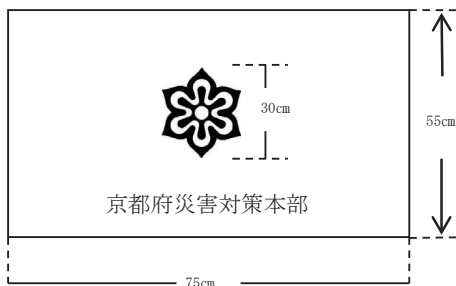
第10節 災害対策本部等の標識

第1 災害応急対策の業務に従事するときの関係機関の標識は、それぞれの機関において定めるものとする。

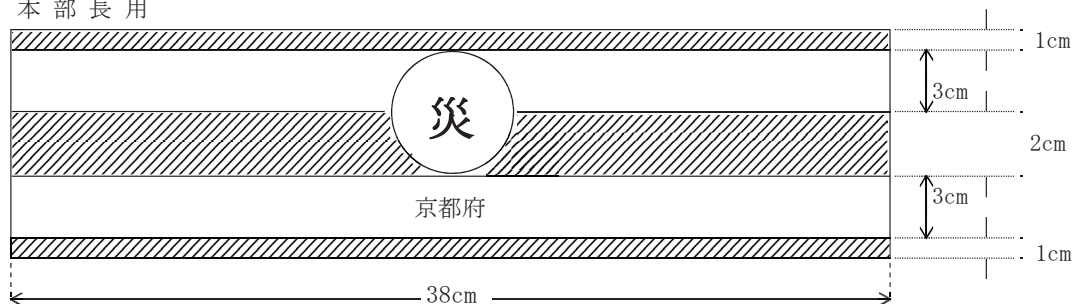
第2 京都府災害対策本部及び本部長の標識並びに腕章

京都府災害対策本部を設置し、災害応急対策の業務に従事する場合は、次の標識及び腕章をつける。

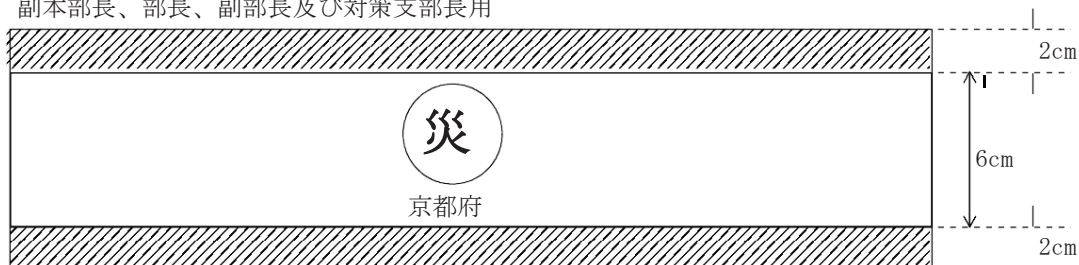
- 1 本部長用
- 2 副本部長、部長、副本部長及び対策支部長用
- 3 班長及び対策副支部長用
- 4 本部及び対策支部要員用



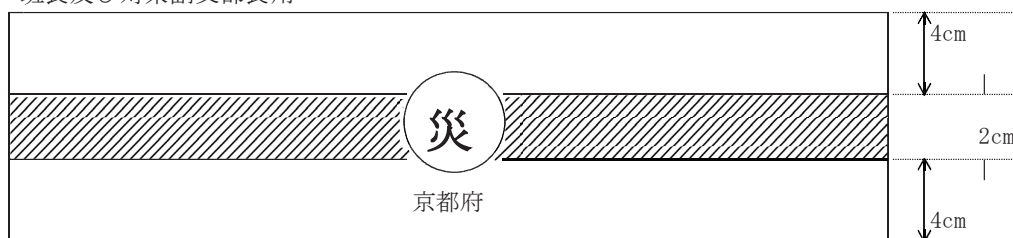
1 本部長用



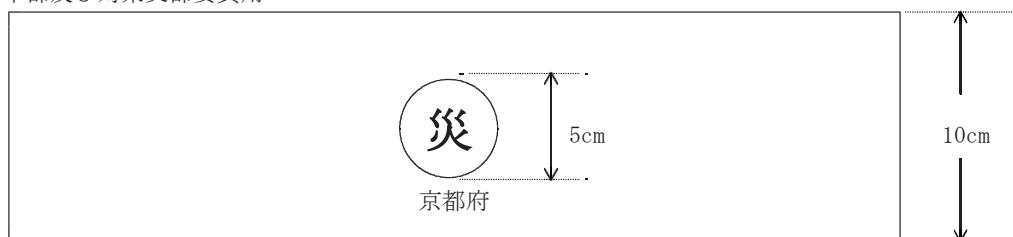
2 副本部長、部長、副部長及び対策支部長用



3 班長及び対策副支部長用



4 本部及び対策支部要員用



斜線の部分及び文字は赤色とする。

第 1 1 節 市町村地域防災計画で定める事項

市町村災害対策本部については、市町村条例で基本的な事項を定めるが、組織編成及び細部にわたる運営上の手続等具体的な事項について定めるものとする。

- 1 市町村災害対策本部の設置及び閉鎖の基準
- 2 本部の組織機構及び編成

本部長は市町村長をもってあて、本部機構は本来の行政組織を主体に機能別に編成するのが望ましい。

- (1) 本 部
- (2) 支 部
- 3 各部、班の任務分担
- 4 本部の標識及び職員の証票

第2章 通信情報連絡活動計画

(各機関)

第1節 計画の方針

震災時においては、通信回線のふくそう、寸断等が予想されるため、府、市町村及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報及び情報並びにその他の災害応急対策に必要な報告、指示、命令等に関する重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線、無線等の通信手段を利用するほか、非常通信、放送事業者への放送の要請等を行い、府、市町村及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

第2節 災害規模の早期把握のための活動

第1 防災関係機関の情報収集

防災関係機関は、それぞれの担当する災害等の情報をあらゆる手段により、収集するとともに、当該情報を迅速に府災害対策本部に報告するものとする。

第2 早期の被害状況の収集

早期に被害状況を把握するため、震度情報ネットワークシステムにより府内各地の震度を把握し、被害地域を推定するとともに、必要に応じヘリコプター等からの画像を災害対策本部に伝送し、又は災害現場において災害対策支部が撮影した被害状況写真を携帯電話等を通じて災害対策本部に伝送し、情報収集するものとする。

第3 緊急初動特別班員の情報収集

緊急初動特別班員は、参集する際に、経路付近の被害状況を把握し、災害対策本部に初期情報として報告するものとする。

第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達

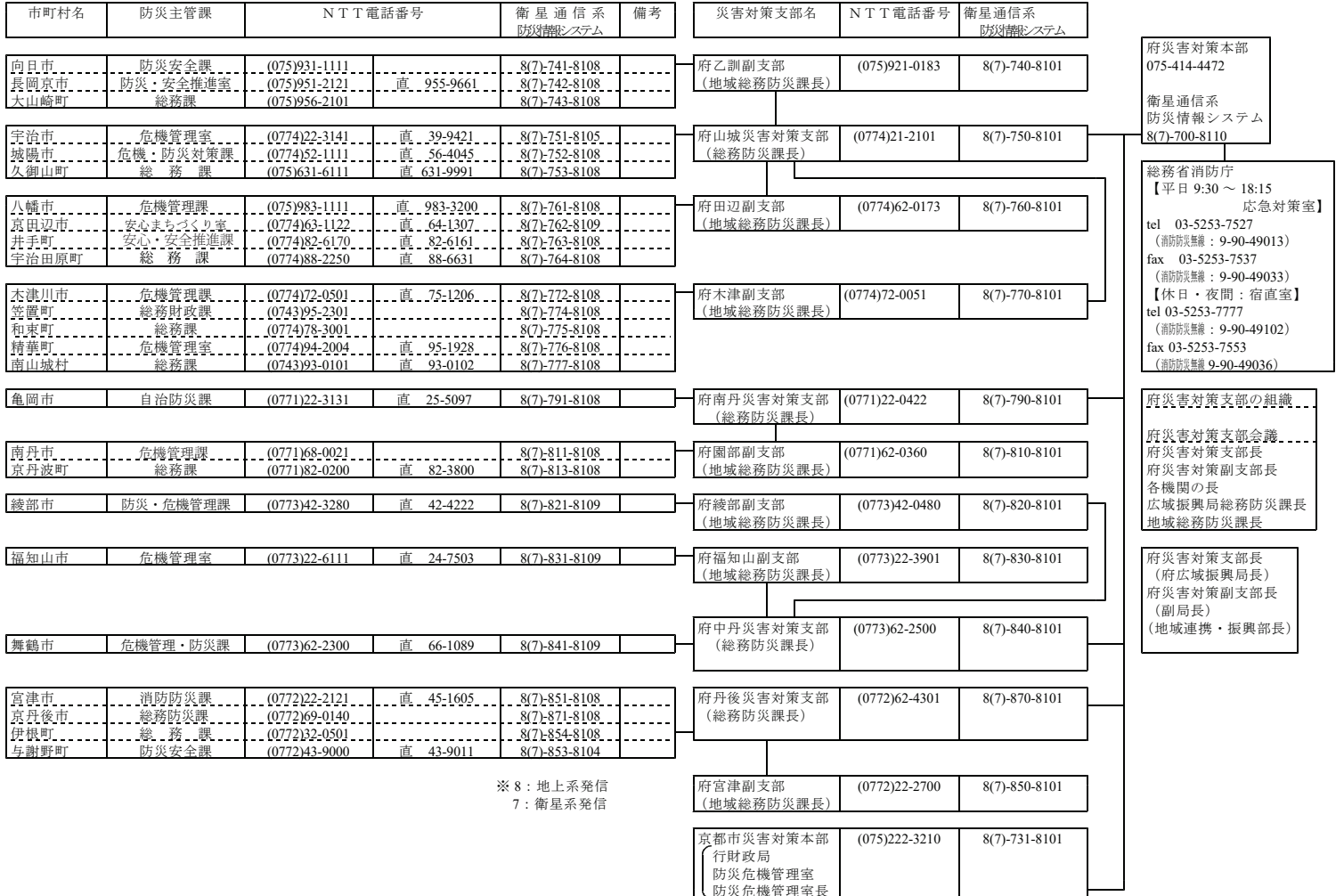
第1 計画の方針

府、市町村及び防災関係機関は、地震災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害に関する情報、被害状況等の収集、伝達及び報告に努める。

第2 災害情報等の収集伝達系統

被災市町村長から、府災害対策支部を通じて府災害対策本部へ災害情報等を伝達する系統は図3.2.1に示したとおりである。

被災市町村長からの災害情報等の伝達系統



第3 責務

1 市町村

市町村は、当該区域内に地震災害が発生した時は、本計画の定めるところにより、速やかにその被害状況をとりまとめて知事に報告するとともに、災害応急に関する市町村のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項についても報告しなければならない。

(1) 被害の認定基準

地震災害による被害程度の認定に際しては、表3.2.2 に示した被害程度の認定基準の定めるところによる。

(2) 報告の要請及び内容

ア 災害情報報告

(7) 市町村が当該市町村の区域内に地震災害が発生し、災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合に、その状況をすみやかに知事（災害対策本部長）に報告する。

(4) ただし、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を府に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、報告するものとする。

また、市町村が知事に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、府と連絡がとれるようになった後は、府に報告するものとする。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合においても、市町村は直ちに府及び消防庁に報告することとする。

a 報告の内容

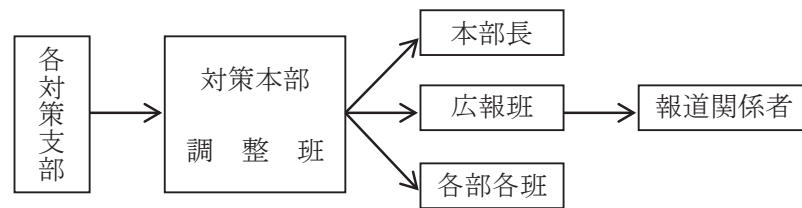
- (a) 被害の概要
- (b) 市町村災害対策本部設置の状況
- (c) 避難命令勧告及び指示、災害発生の状況
- (d) 消防（水防）機関の活動状況（消防（水防）職団員別とし、使用した機材と主な活動内容）
- (e) 応援要請状況
- (f) 要員及び職員派遣状況
- (g) 応急措置の概要
- (h) 救助活動の状況
- (i) 要望事項
- (j) その他の状況

b 報告の概要

- (a) aに掲げる事項が発生次第、その都度表3.2.1により報告すること。
- (b) 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めること。

c 報告の処理概要

- (a) 市町村長は、所轄府広域振興局長（災害対策支部長）を経由して（京都市にあっては直接）知事に報告すること。
- (b) (a)の報告に基づき、対策本部は次の要請により報告を処理すること。



(c) 災害救助法を適用した市町村における救助活動の詳細については、別に指示するところにより報告すること。

イ 災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告し、まず迅速性を主とすることが望ましく、表3.2.3 により行う。ただし、警報が発表されたときは被害の有無にかかわらず、原則として発表後1時間以内に報告すること。

ウ 被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次表3.2.4 により報告する。ただし、知事（災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

エ 被害確定報告

被害の拡大の恐れがなく、被害が確定した後15日以内に表3.2.4 に基づいて報告する。ただし、知事（災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

オ 被害詳細報告

保健環境・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、別に指示するところに従って報告する。

カ 被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

(3) 報告の方法

報告は、原則として京都府防災情報システム等をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、様式1～3により報告したものと見なす。また、京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意すること。

ア 電話による場合

「災害時優先電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要に応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

イ 防災行政無線による場合

次の通信優先順位により防災行政無線を利用する。

なお、この他無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。

(ア) 緊急要請

(イ) 災害対策本部指令及び指示

(ウ) 応急対策報告

(エ) 被害状況報告

(オ) その他災害に関する連絡

ウ 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備等の利用

警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ一般の公衆電話が途絶した場合は最寄りのＪＲ駅、警察署及び消防署の通信設備を利用する。

エ 通信途絶時における措置

公衆電気電信、ＪＲ通信及び防災行政無線等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。

表3.2.1

災 害 情 報					
対策（警戒）支部 （振興局）		月 日 時現在	発信 者名	受信 者名	第 報 （ 時 分受）
報告事項				記 事	☐ 新 規 ☐ 続（詳） 報 （第 報関連）

表3.2.2 被害程度の認定基準

分類	用　　語		被　　害　　程　　度　　認　　定　　基　　準
人的被害	死　　者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行 方 不 明		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重　傷　者		当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽　傷　者		当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住家被害	住　　家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全　　壊		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70％以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のもの。
	半壊		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20％以上70％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のもの。
	大規模半壊		居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50％以上70％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40％以上50％未満のものとする。
	中規模半壊		居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30％以上50％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30％以上40％未満のものとする。
	半壊		住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20％以上30％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上30％未満のものとする。
	準半壊		住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10％以上20％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10％以上20％未満のものとする。
	床 上 浸 水		全壊・半壊には該当しないが、住家の床より上に浸水したもの又は、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床 下 浸 水		浸水が住家の床上以上に達しない程度のもの。
非住家被害	非住家被害		住家以外の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物		官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
	そ　の　他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
その他の被害	田	流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑	流失・埋没	田に準ずる。
		冠水	
	文 教 施 設		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設。
道　　路		道路法（昭和27年法律第 180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもの。	

	橋 り ょ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。	
	河 川	河川法（昭和39年法律第 167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。	
	港 湾	港湾法（昭和25年法律第 218号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、廃棄物埋立護岸又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。	
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸。	
	崖 く ず れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。	
	地 す べ り	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。	
	土 石 流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。	
	林 地 崩 壊	森林法（昭和26年法律第249 号）第 2 条第 1 項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃渓流数の合計数とする。	
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設。	
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。	
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。	
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。	
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数。	
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。	
		ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
ブロック塀等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。	
り 災 世 帯 等		り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	被 災 者 数	被災世帯の構成員とする。	
	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
被 害	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、水道、下水道及び公園とする。	
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
金 額	そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物の被害とする。
		林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
		畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
		水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
		商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

表3.2.3 災害概況即報

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
振興局名	振興局
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
	通 報 者					通報者TEL				
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不 明	人	住 家	全 壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		半 壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況										

表3.2.4 (1) 被害状況報告(1)

災害名：

第 報	対策本部 支		月 日 時現在	受信 時刻	月 日 時現在	発信者 受信者		
市 町 村 名								
発生年月日								
項 目			単 位	符 号				
人 的 被 害	死 者		人	(1)				
	行 方 不 明 者		人	(2)				
	負傷者	重傷	人	(3)				
		軽傷	人	(4)				
住 家 被 害	全 壊 (焼)	棟	(5)					
		世帯	(6)					
		人	(7)					
	半 壊 (焼)	棟	(8)					
		世帯	(9)					
		人	(10)					
	一 部 破 損	棟	(11)					
		世帯	(12)					
		人	(13)					
	浸 水	床 上	棟	(14)				
			世帯	(15)				
			人	(16)				
		床 下	棟	(17)				
			世帯	(18)				
			人	(19)				
	非住家 被 害	公共建物	棟	(20)				
		そ の 他	棟	(21)				
	そ の 他 の 被 害	田	流出埋没	ha	(22)			
			冠 水	ha	(23)			
畑		流出埋没	ha	(24)				
		冠 水	ha	(25)				
文 教 施 設		箇所	(26)					
病 院		箇所	(27)					
道 路		冠 水	箇所	(28)				
		崩 壊	箇所	(29)				
		その他	箇所	(30)				
橋 り ょ う		箇所	(31)					
河 川		箇所	(32)					
港 湾		箇所	(33)					
砂 防		箇所	(34)					
崖 く ず れ		箇所	(35)					
地 す べ り		箇所	(36)					
土 石 流		箇所	(37)					
林 地 崩 壊		箇所	(38)					
清 掃 施 設		箇所	(39)					
鉄 道 不 通		箇所	(40)					
被 害 船 舶		隻	(41)					
水 道		戸	(42)					
電 話		回線	(43)					
電 気		戸	(44)					
ガ ス		戸	(45)					
ブロック塀等		箇所	(46)					
ビニールハウス等		棟	(47)					
農 道		箇所	(48)					
農林水産業施設		箇所	(49)					
畦 畔 崩 壊		箇所	(50)					
農作物 ()		ha	(51)					
火災 発生	建 物		件	(52)				
	危 険 物		件	(53)				
	そ の 他		件	(54)				
り災世帯数(全・半壊+床上浸水)		世帯	(55)					
り災者数(全・半壊+床上浸水)		人	(56)					

表3.2.4(2) 被害状況報告(2)

災害名：

市町村名 発生年月日 項 目									
	単位	符号		-	-	-	-	-	-
公立文教施設	千円	(a)							
農林水産業施設	千円	(b)							
公共土木施設	千円	(c)							
その他の公共施設	千円	(d)							
小 計	千円	(e)							
公共施設被害市町村	千円	(f)							
その 他	農産被害	千円	(g)						
	林産被害	千円	(h)						
	畜産被害	千円	(i)						
	水産被害	千円	(j)						
	商工被害	千円	(k)						
	林地被害	千円	(l)						
		千円							
		千円							
		千円							
	その他	千円	(m)						
小 計	千円	(n)							
被害総額	千円	(o)							
災害対策本部	設置	年月日	(p)						
	解散	年月日	(q)						
災害警戒本部	設置	年月日	(r)						
	解散	年月日	(s)						
消防職員出動延人数		人	(t)						
消防団員出動延人数		人	(u)						
市町村職員出動延人数		人	(v)						
その他出動延人数		人	(w)						
出動延人数合計		人	(x)						

2 府

府の地域に地震災害が発生したときには、府は本計画及び京都府防災規程に定めるところにより、市町村及び関係機関と緊密に連絡して、市町村別にその被害状況をまとめる。

(1) 情報の収集

ア 被害報告の集計

支部は、管内区域内の市町村の被害状況をとりまとめて本部に報告し、本部は、各支部の報告を取りまとめて、これを報告する。（京都府防災情報システム等により被害報告を集計する場合を除く。）

イ 現地調査班の派遣

本部及び支部等においては、市町村から応援を求められたときは、すみやかに職員を応援又は派遣して調査するものとする。

また、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、職員を派遣して被害情報等を把握する。

ウ 写真の撮影

状況に応じて現場写真、空中写真等を撮影して被害状況の収集にあたる。

(2) 情報の報告及び通報

ア 本部と防災関係各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。関係機関と本部各部の分担は表3.2.5のとおりとする。

イ 府内に地震が発生し、①災害対策本部を設置した場合、②災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて特に報告の必要があると認められる場合、さらに①及び②の事態に至るおそれがある場合、③災害救助法の適用基準に合致する場合、④地震が発生し、府内で震度4以上を記録した場合、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲でその第一報を消防庁に報告する。この報告は、消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

(ア) 府は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁に報告するものとする。

(イ) 人的被害の数については、府が関係機関と連携しながら、一元的に集約・調整を行うものとする。なお、広報を行う際には市町村等と綿密に連携しながら適切に行う。

(ウ) 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

ウ 府は、関西広域連合の求めに応じ、取りまとめた被害状況を応援受援調整支援システムを活用して、遅滞なく報告するものとする。

エ 確定報告は、応急措置完了後20日以内に災対法第53条第2項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第22条に基づく消防庁長官あての文書を各1部ずつ消防庁に報告するものとする。

3 防災関係機関

(1) 情報の収集

防災関係機関は、地震災害が発生した場合、直ちに府内の被害状況を調査する。

(2) 被害状況等の報告

京都府災害対策本部が設置されたとき、市町村災害対策本部が設置されたとき、災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるときの報告系統は、表3.2.5の分担のとおりとする。

表3.2.5 関係機関と本部各部の分担

関係機関	対策本部	担当部・班
第八管区海上保安本部 陸上自衛隊第7普通科連隊 日本郵便株式会社（京都中央郵便局） 西日本電信電話株式会社（京都支店） 大阪ガス株式会社 大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部） 丹後ガス株式会社 関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社（京都本部） （一社）京都府LPガス協会 大阪管区气象台（京都地方气象台） 近畿総合通信局 近畿運輸局（京都運輸支局） 日本通運株式会社（京都支店）	調整部	防調整班（危機管理総務課・災害対策課・原子力防災課・消防保安課）
大阪航空局（大阪空港事務所） 西日本旅客鉄道株式会社（京都支社） 東海旅客鉄道株式会社（関西支社） 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）	建設交通部	交通政策班（交通政策課）
日本放送協会（京都放送局） 株式会社京都放送 株式会社エフエム京都	管理部	広報班（広報課）
近畿財務局（京都財務事務所）	総務部	財政班（財政課）
近畿厚生局 日本赤十字社（京都府支部） 一般社団法人京都府医師会	健康福祉部	医療班（医療課）
近畿経済産業局 中部近畿産業保安監督部（近畿支部） 日本銀行（京都支店）	商工労働観光部	
近畿農政局	農林水産部	農産班（農産課）
近畿中国森林管理局（京都大阪森林管理事務所）	農林水産部	森の保全推進班（森の保全推進課）
近畿地方整備局 （淀川河川事務所） （福知山河川国道事務所） （京都国道事務所） （淀川ダム統合管理事務所） （木津川上流河川事務所） 水資源機構（関西・吉野川支社）	建設交通部	砂防班（砂防課）
近畿地方整備局（舞鶴港湾事務所）	建設交通部	港湾班（港湾局）
西日本高速道路株式会社 京都府道路公社	建設交通部	道路班（道路管理課）
都市基盤整備公団（関西支社）	建設交通部	住宅班（住宅政策課）

第4節 通信手段の確保

第1 災害時の通信連絡

府、市町村及び防災関係機関が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合には、西日本電信電話株式会社は「災害用伝言ダイヤル（171）」を提供し、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は災害用伝言板サービスを提供する。

なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

第2 非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定に基づく非常通信の利用を図る。府の市町村、防災関係機関等においては、「第2編第2章第2節」に示した計画の定めるところにより、これを利用する。その運用要領は、以下のとおりである。

1 非常通信の内容

- (1) 人命の救助に関すること。
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関すること。
- (3) 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること。
- (4) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- (5) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- (6) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- (8) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- (9) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること。
- (10) 災対法第57条の規定に基づき、知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの。
- (11) 災対法第79条の規定に基づき指定地方行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの。
- (12) 防災関係機関相互間発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの。
- (13) 救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- (14) 民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース。

2 非常通報を発信できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか、次に掲げる者の依頼により発受することができる。

- (1) 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- (2) 地方防災会議及び災害対策本部
- (3) 日本赤十字社

- (4) 全国都市消防長連絡協議会
- (5) 電力事業者
- (6) 地方鉄道会社
- (7) その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

3 非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

- (1) あて先の住所、氏名（かっこをもって電話番号を付記する。）
- (2) 本文（字数は、1通200字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。）
- (3) 発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。）

第3 JR通信設備の利用

知事又は市町村長が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときに、西日本旅客鉄道株式会社が設置する通信設備を利用するについて、災害対策基本法に基づき、別記の通り社長と知事との間に協定を締結している。

第4 漁業用海岸局設備の利用

宮津漁業無線局(漁業用海岸局)は中短波・短波・超短波帯の周波数を使用し、遠方の海岸局、船舶局とも通信が可能であることから、補完的通信設備として利用を図る。

第5 移動通信機器の貸与

災害が想定される場合、近畿総合通信局は府に対して、災害応急対策のため必要となる移動通信機器（衛星携帯電話、MC A無線、簡易無線）を事前貸与を含めてプッシュ型で提供するとともに、災害発生後に、府は無線機器が不足する場合は近畿総合通信局や通信事業者へ移動通信機器の貸与申請等を行うことにより、通信手段の確保を図るものとする。

第6 放送の要請

知事又は市町村長が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときには、放送局に放送を要請するについても災害対策基本法に基づき、関係放送局と知事との間に協定を締結している。また、本協定第6条に基づき「緊急警報放送の要請に関する覚書」を日本放送協会京都放送局長と知事との間に締結している。

別 記

災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定

災害対策基本法第57条に規定する通信設備の利用等に関して京都府知事と西日本旅客鉄道株式会社社長は、同法施行令第22条の規定に基づき次のとおり協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく通信設備の使用に関する事務の取扱についても、本協定を準用する。

昭和62年6月1日

京都府知事 荒 卷 禎 一
西日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 角 田 達 郎

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

(目 的)

第1 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき京都府知事が西日本旅客鉄道株式会社（以下「西日本会社」という。）の通信を使用する場合に適用する。

(通信の種類)

第2 京都府知事は、この協定に基づき利用することができる通信の種類は、鉄道電報及び鉄道電話とする。

(申込み及び承認)

第3 京都府知事が、この協定による鉄道電報又は鉄道電話を使用する場合は、西日本会社の通信設備設置箇所の長に対して、次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

- (1) 使用する事由
- (2) 通信の内容
- (3) 発信者及び受信者

第4 西日本会社の通信設備設置箇所の長は、前号による申し込みの内容が法第57条の規定に適合し、西日本会社通信で到達可能と認めたときに、その使用を承認するものとする。

(取扱順位)

第5 受け付けた通信の取扱順位は、当該通信の緊急性、通信の内容及び受付時刻の先後等を考慮して、西日本会社において決定するものとする。

第6 西日本会社通信の非常通話及び非常報と当該通信とが競合した場合は、西日本会社通信が優先するものとする。

(通信の利用法)

第7 京都府知事が、西日本会社の通信を利用するときは、原則として、発、受信者とも、最寄駅（駅員無配置駅は除く。）の駅長事務室へ出向して行うものとする。

(免 責)

第8 西日本会社の取扱いにより生じた当該通信上の事故については、西日本会社はその責任を負わないものとする。

(準用及びその周知)

第9 京都府内の市町村長が法第57条の規定に基づき当社の通信を使用する場合についても本協定を準用するものとし、その周知は、市町村長については、京都府知事で、駅長については西日本会社社長において、それぞれ行うものとする。

附 則

- 1 この協定は昭和62年6月1日から昭和63年3月31日まで有効とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに双方いずれからも別段の意思表示がないときは、次の1ヶ年間この協定の効力は継続するものとする。
その後においても、この例による。
- 2 この協定の証として、協定書2通を作成し、双方がおのおの記名捺印して、各自その1通を保管する。

第5 放送の要請

知事又は市町村長が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときには、放送局に放送を要請するについても災害対策基本法に基づき、関係放送局と知事との間に協定を締結している。（この協定は、「第2編第3章第1節」に示したとおりである。）

また、本協定第6条の規定により「緊急警報放送の要請に関する覚書」を日本放送協会京都放送局長と知事との間に締結している。（この覚書は、「第2編第3章第4節」に示したとおりである。）

第5節 災害現地調査計画

第1 計画の方針

本部は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害現地の実態を把握する必要があるときは、調査班を編成して、被害状況をはじめ、応急対策実施状況等、現地の実態調査を行う。

第2 現地調査要領

1 調査班の編成

調査班の数、構成及びその他必要事項については、事態の状況に応じて本部で決定する。

2 調査事項

調査事項は、次のとおりである。

- (1) 災害原因
- (2) 被害状況
- (3) 応急対策実施状況
- (4) 防災関係機関の活動状況
- (5) 住民避難状況
- (6) 現地活動のあい路
- (7) 災害地住民の動向及び要望事項
- (8) 現場写真
- (9) その他必要な事項

第3 調査報告

現地調査で得られた結果については、すみやかに本部長に報告する。

第6節 広報広聴活動計画

第1 計画の方針

大地震発生時においては、災害地や隣接地域の住民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、すみやかに正確な広報活動を実施する。また、災害が終息してからは、民心の安定とすみやかな復旧を図るため、府及び市町村は広聴活動を展開し災害地住民の動向と要望事項の把握に努める。

第2 広報活動

- 1 地震災害発生時における広報活動は、「地震及び津波に関する情報」、「本章第3節」で収集された情報及び救援・救助に関する情報に基づく。

2 広報活動の実施に当たっては、可能な広報資材、広報媒体を最大限に活用する。なお、放送機関に対して放送要請を行うときには、「第2編第3章第1節」に示した「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づく。

3 災害の広報に当たって必要があるときには、他の関係機関に対して情報の提供を求めるとともに、Lアラート(災害情報共有システム)を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。

4 広報事項

- (1) 被害の状況
- (2) 応急対策実施状況
- (3) 住民に対する避難指示、災害発生の状況
- (4) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況に関する情報
- (5) 住民及び被災者に対する協力及び注意事項
- (6) その他必要と認められる情報

なお、この場合の広報内容は、被災者の肉体的・心理的条件を十分考慮し、簡潔にして要領を得たものでなければならない。

5 各省庁等に対する広報

府は、被害状況を写真等により記録収集し、府東京事務所を通じて、関係省庁並びに国会等に対する災害の広報に努める。

6 報道機関に対する発表

報道機関に対する発表あるいは報道機関からの問合せの受付、応答について実施要領を定めておく。

発表の内容はおおむね次の事項とする。

- (1) 災害の種類
- (2) 発生日時及び場所
- (3) 被害の状況
- (4) 応急対策実施状況
- (5) 住民に対する避難指示の状況
- (6) 住民及び被災者に対する協力及び注意事項

第3 広聴活動

1 被災地及び避難場所等に臨時被災相談所等を関係機関の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じるほか、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。

2 各機関は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うものとする。

3 府及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、府及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第7節 市町村地域防災計画で定める事項

災害情報の収集、報告を迅速適確に行うため、地区ごとの担当責任者、連絡先、連絡事項等を定めるものとする。

また、被害状況報告についても、担当者、報告の種類及び連絡先等を定め、各種情報は、市町村長のもとに一元化を図るものとする。

1 災害情報の調査実施者

災害状況の調査は、関係課（班）が主体となり行うが、各地域に点在する消防機関の職団員にも依頼し、迅速に報告させるよう定める。

2 災害情報及び被害報告

(1) 災害情報

管内の災害情報を関係機関に連絡する責任担当係、連絡先、連絡事項等について具体的に定める。

(2) 災害情報の収集

情報収集に万全の措置をとるため、次の連絡員を定める。

ア 市町村部内災害情報調査連絡員

イ 各区域ごとの情報調査連絡員又は協力員

ウ 消防職団員の情報調査連絡員

(3) 被害状況の収集及び報告

被害の状況を取りまとめ、府及び関係先へ報告する体制を次のように定める。

ア 報告責任者

イ 連絡先

ウ 報告の種類及び報告要領

3 被害状況調査

(1) 被害状況調査の分担

(2) 調査要領

(3) 調査報告のとりまとめ

(4) 被害写真の撮影

第3章 津波災害応急対策計画

第1節 計画の方針

津波予報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の府、沿岸市町及び防災関係機関が直ちにとるべき応急対策について定めるものとする。

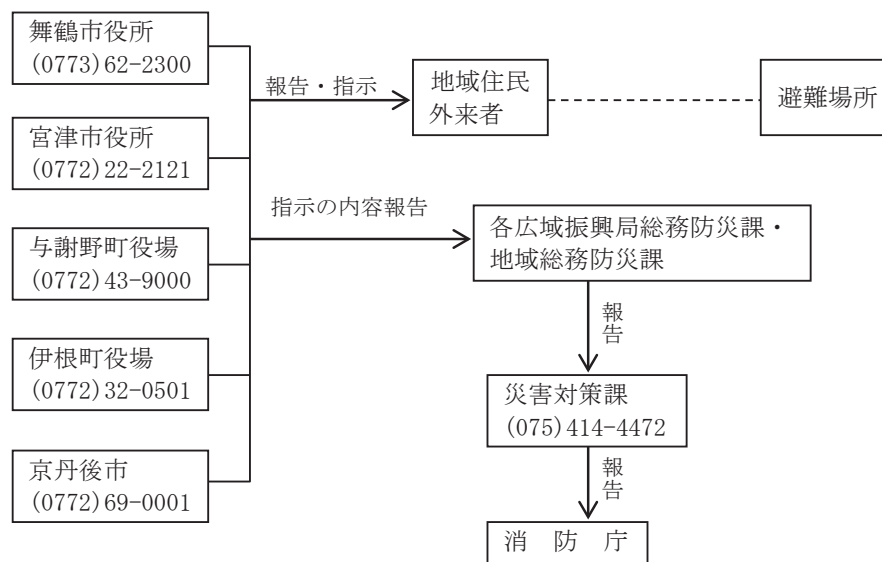
なお、この計画に特別の定めのない応急対策事項については、震災対策計画編第3編の各計画に基づき運用するものとする。

第2節 計画の内容

第1 沿岸市町

- 1 沿岸市町は、「震度4程度以上」の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、職員及び沿岸の消防団、漁業協同組合、住民自治会等のうちから、あらかじめ責任者を選んでおき、「津波による被害がない」旨の情報が発表されるまで、安全な場所で海面状態を監視し、津波等の異常を発見した場合、情報連絡と沿岸住民への周知に努める。また、沿岸市町長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう速やかかつ的確に指示するものとする。
 - 2 津波注意報が発表された場合、海水浴や磯釣りは危険なため行わないよう周知する。
 - 3 津波警報又は大津波警報が発表された場合、沿岸市町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示するものとする。
 - 4 予想津波到達時間も考慮した水門等の閉鎖や要配慮者の避難支援を行う。
 - 5 津波予報等により、沿岸市町長が退避の指示をする場合の連絡系統は図3.3.1のとおりである。
- ※避難の指示についての詳細は、第3編第11章「避難に関する計画」の定めるところによる。

図3.3.1 津波時の指示の連絡系統



第2 府

府は「震度4程度以上」の地震、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに、潮位の変化等の情報収集活動を開始する。

また、府に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されたときは、市町村、関係機関等へ連絡し、第3編第1章「府の活動体制」に定めるところにより、災害応急対策に当たる。

第3 府警察本部

府警察は「震度4程度以上」の地震、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、沿岸の警戒警備にあたるものとする。

また、大津波警報又は津波警報が発表されたときは速やかに沿岸警察署長に予報内容を伝達するとともに、被災者等の救出救助及び避難誘導、災害応急対策の実施に伴う交通規制、被災地域の警戒警備等必要な措置を実施する。

第4 第八管区海上保安本部

第八管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中に船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

また、港内等船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

第4章 自衛隊災害派遣計画

陸上自衛隊第3師団
陸上自衛隊第4施設団
陸上自衛隊第7普通科連隊
海上自衛隊舞鶴地方総監部
府危機管理部

第1節 計画の方針

大規模な地震災害に際して、府民の人命又は財産を保護するため必要があると認められる場合に、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等（自衛隊法第8条に規定する部隊等をいう。以下同じ）の災害派遣及びその要請についての手続等について定める。

第2節 災害派遣の適用範囲

自衛隊の災害派遣については、災害の様相等から次の4つの派遣方法がある。

- 1 知事が災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認めた場合に、知事の要請に基づいて部隊等が派遣される場合
- 2 災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において、知事の要請を受け、事情やむを得ないと認めたときに部隊等が派遣される場合
- 3 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときに指定部隊等の長（知事から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長、以下同じ。）の判断に基づいて派遣される場合

指定部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は次のとおりとする。

 - (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
 - (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 - (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
 - (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し知事からの要請を待ついとまがないと認められること。
- 4 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合に部隊等の長の判断に基づき部隊等が派遣される場合

第3節 災害派遣担当区

第1 第7普通科連隊長

宇治市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村を除く京都府

第2 第4施設団長

宇治市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

第4節 災害派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は主として人命・財産の救援のため各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、以下に示す業務を実施する。

第1 災害発生前の活動

1 偵察班及び連絡班の派遣

(1) 偵察班

第7普通科連隊長及び第4施設団長は平常時から府内の災害派遣のための情報を収集し、特に災害発生予想直前における情報収集を重視し、災害発生予想地域に対して偵察班を派遣して現地の状況を偵察させるとともに、地方機関との協力を密にして有効な情報を収集する。

(2) 連絡班

ア 災害の発生のおそれのある状況の悪化に伴い、知事の要請又は第7普通科連隊長及び第4施設団長の判断に基づき府災害対策本部に連絡班を派遣し、情報の交換及び部隊配置等に関する連絡調整を行う。

イ 府庁における通信連絡の責任は、第7普通科連隊長（連絡班長）とする。

第2 出動準備態勢への移行

1 駐屯地の態勢

災害の発生が予想される場合は駐屯地に「指揮所」を開設して災害派遣の部隊運用に備える。

2 部隊の態勢

情報収集を強化するとともに部隊の編成、資機材の準備及び派遣部隊の管理支援態勢等初動体制を整える。

第3 海・空自衛隊との連絡調整

海・空自衛隊とは上級司令部との連絡調整を密にし適切な共同行動ができるよう準備する。

第4 災害発生後の活動

1 被害状況の把握

(1) 気象庁、他部隊等から震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合、当該震度の地震発生地域の近隣の対象部隊の長は、速やかに航空機等により当該地震の発生地域及びその周辺について、目視、撮影等による情報収集を行う。

(2) 知事から要請があったとき、又は部隊等の長が必要と認められたときは、車両、艦船、航空機等により情報収集を行う。

2 避難の援助

避難の勧告・指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防作業を行う。

5 消防活動

火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

6 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて上級司令部に上申要請して行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

市町村長又は市町村長の職権を行う市町村の吏員及び警察官がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

この場合において措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長又は警察署長に通知しなければならない。

1 災害対策基本法第63条第3項の規定による「警戒区域の設定等」

2 災害対策基本法第64条第8項の規定による「土地・建物等の一時使用等及び工作物等の除去等」

3 災害対策基本法第65条第3項の規定による「応急措置業務の業務従事命令」

4 災害対策基本法第76条の3第3項の規定による「移動等（自衛隊の緊急通行車両の円滑な通行確保のため必要な措置をとること）」

5 警察官職務執行法第4条の規定による「避難等」

6 警察官職務執行法第6条第1項の規定による「立入り」

7 損壊道路を応急的に補修できる。（道路法第24条）

第5節 災害派遣要請手続

災害時における自衛隊の派遣は、知事から部隊の派遣を要請されることを原則とする。

第1 知事の派遣要請

- 1 知事は、次の場合にその必要性を判断し、必要があれば、直ちに自衛隊の部隊等の派遣を要請する。
 - (1) 府内市町村長から派遣要請の要求があった場合
 - (2) 指定地方行政機関及び指定公共機関からの派遣要請の要求があった場合
 - (3) 知事が自らの判断で派遣を要請する場合
- 2 知事は事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。

第2 各機関の長等の知事への派遣要請の要求

- 1 災害派遣の対象となる事態が発生し、各機関の長等が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次の第3に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって知事に派遣要請を要求する。
市町村長が知事に自衛隊の派遣要請を求める場合、市町村長は、その旨及び災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。指定部隊等の長に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。
- 2 市町村長は、通信の途絶等により知事への派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村に係る災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。
この場合、市町村長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

第3 派遣の要請

派遣の要請は、文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信もしくは電話によることができる。この場合、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

第4 災害派遣要請等のあて先

- 1 知事が要請する場合（第1の場合）

- (1) 陸上自衛隊第7普通科連隊長

第7普通科連隊 第3科

所在地 福知山市天田無番地

電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	0773 (22) 4141 (内線235) Fax 0773 (22) 4141 (内線299)	0773 (22) 4141 (内線302) Fax 0773 (22) 4141 (内線299)
衛星通信系防災 情報システム	衛星 7-835-8103 地上 8-835-8103	衛星 7-835-8108 地上 8-835-8108

(2) 陸上自衛隊第4施設団長

第4施設団 第3科

所在地 宇治市広野町風呂垣外1-1

電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	0774(44)0001 (内線236) Fax 0774(44)0001 (内線231, 240)	0774(44)0001 (内線223) Fax0774(44)0001 (内線231, 240)
衛星通信系防災 情報システム	衛星 7-757-8109 地上 8-757-8109	衛星 7-757-8101 地上 8-757-8101

2 市町村長が直接自衛隊に通知する場合 (第2の場合)

市町村長は、(1)～(3)のうちいずれかの部隊長に通知する。

(1) 陸上自衛隊第7普通科連隊長

所在地 福知山市天田無番地

電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	0773(22)4141 (内線235) Fax 0773(22)4141 (内線299)	0773(22)4141 (内線302) Fax 0773(22)4141 (内線299)
衛星通信系防災 情報システム	衛星 7-835-8103 地上 8-835-8103	衛星 7-835-8108 地上 8-835-8108

(2) 陸上自衛隊第4施設団長

所在地 宇治市広野町風呂垣外1-1

電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	0774(44)0001 (内線236) Fax 0774(44)0001 (内線231, 240)	0774(44)0001 (内線223) Fax0774(44)0001 (内線231, 240)
衛星通信系防災 情報システム	衛星 7-757-8109 地上 8-757-8109	衛星 7-757-8101 地上 8-757-8101

(3) 海上自衛隊舞鶴地方総監部

所在地 舞鶴市字余部下1190番地

電話番号

	勤務時間内	勤務時間外
N T T 回 線	0773(62)-2250 (内線2548) Fax 0773(64)3609	0773(62)2250 (内線2222) Fax 0774(64)3609
衛星通信系防災 情報システム	衛星 7-847-8109 地上 8-847-8109	衛星 7-847-8109 地上 8-847-8109

第5 自衛隊との連絡

1 情報の交換

府危機管理部災害対策課は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は各種情報を的確には握し絶えず自衛隊と情報の交換をするものとする。

2 連絡所の設置

府危機管理部災害対策課は自衛隊災害派遣業務を調整しまた迅速化を図るため通常府庁内に自衛隊連絡班の連絡所を設置するものとする。

3 指揮所の開設

災害派遣部隊の指揮を効率的に行うため自衛隊と府危機管理部災害対策課の調整により自衛隊の指揮機関又はその一部をもって府災害対策本部又は被災現地に指揮所を開設する。

第6 派遣部隊の誘導

1 府危機管理部災害対策課は自衛隊に災害派遣の要請をした場合は要請依頼関係機関にその旨連絡するとともに派遣部隊を被災地へ誘導の処置をとるものとする。

2 被災現地の派遣部隊及び市町村その他関係機関との連絡調整は所轄府広域振興局長（災害対策支部長）が行うものとする。

第7 災害派遣部隊の受入れ体制

1 災害派遣部隊の進出経路の確認及び道路管理者等との事前調整

知事は、災害派遣部隊が被災地に進出するための経路を確認するとともに、必要に応じ道路通行規制除外等のための事前調整を行う。

2 被災現地で活動する他機関との間の指揮・統制系統の確認・周知

知事は、被災現地で活動する他の災害救助及び災害復旧機関との間の指揮・統制系統を確認するとともに、派遣部隊に周知する。

3 他機関との競合重複の排除

知事及び各機関の長は自衛隊の作業が他の災害救助及び災害復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

4 作業計画及び資材等の準備

各機関の長は自衛隊に対する作業を要請するにあたっては先行性のある計画を樹立するとともに自衛隊で保有する使用可能資器材等以外の作業実施に必要なものについては市町村等において準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者等の事前了解を得るよう配慮するものとする。

5 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については原則として市町村が負担するものとして、市町村において負担することが適当でないものについては府が負担するものとする。

- (1) 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び付帯設備料
- (2) (1)に規定するもののほか必要経費で協議のとなつたもの

第8 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と周密に調整し自衛隊に対し文書をもって撤収の要請を行うものとする。

第6節 ヘリポートの位置等

第1 発着予定地

ヘリコプターの発着予定地については、別に定める。

第2 発着場の基準等

ヘリコプター発着場の基準及び標示要領を整備し、緊急時に派遣部隊の円滑な活動が実施できるように徹底する。

1 ヘリコプター発着基準及び表示要領

ヘリコプター発着基準及び表示要領

条件		昼間使用	夜間使用
区分	小型機	20m 5m 20m 5m 着陸帯 着陸点 着地地区 進入角 15° ← 450m →	30m 5m 30m 5m 10° ← 450m →
	中型各機	30m 6m 30m 6m 14° ← 450m →	36m 6m 36m 6m 8° ← 450m →
	大型機	45m 15m 45m (38m) 15m (8m) 8° ← 450m →	45m 15m 45m 15m (8m) 6° ← 450m →
表示要領		進入方向 0.45m以上 3m以上 2m以上 半径 2m以上 0.3m以上 進入方向 0.6m以上 0.2m以上 2m以上 注：緊急時は石灰、布等の表示 又は左右に限ってパイロットに 知らせる処置をする。	

2 ヘリコプターの同時発着のための必要最低限の地積（昼間）

	a	b	c	d
1	同時発着機数 機種	小 型 機	中 型 各 機	大 型 機
2	4 機	30m×120m	50 m × 150 m	75m×200m
3	1 2 機		150 m×150m	150m×300m

（注）災害時の場合は、基準を満たすことのできない場合もあり、またそれぞれの行動（任務）により若干の条件が付加されるため、細部位置等の決定には、その都度担当者（特にパイロット等）との現地確認及び調整を実施し決定する必要がある。

3 ヘリポートでの留意事項

- （1）関係者以外の立入を制限する。
- （2）誘導員を配置する。（ヘリコプターがヘリポートを確認し着陸の態勢にはいったと判断したならば、遠くに離れ、他の侵入者がないようにする。）
- （3）散水の実施（風圧により砂塵が立たない。）及び飛散物は固定又は除去する。（積雪時は、完全に除雪又は圧雪をする。）
- （4）吹流しを設置する。（離陸後の障害にならないよう留意）
（吹流しの基準：長さ2 m以上、径60cm以上で赤白で目立つように）
- （5）ヘリポートの標示をする。（Hの印を10～20mの大きさとで石灰等で標示）
- （6）ヘリコプター近くでの火気厳禁を徹底する。
- （7）物資空輸時は計量計を準備し、一度に空輸できない場合を考慮して、予備の包装材料等を準備する。
※隊員（誘導員）がいる場合は、その指示に従う。

4 患者空輸調整にあたっての留意事項

- （1）患者の状況
 - ア 氏名・生年月日（年令）・住所・血液型
 - イ 患者の病状（経過）
 - ウ 空輸に耐えられるか。（担当主治医の保証）
 - エ 空輸の際に患者が必要とする医療器具等の状況
- （2）ヘリポート位置及びヘリポートから病院までの輸送の調整
- （3）現地における航空機の誘導の処置（警察等による立入禁止、防塵用の散水等の処置）
- （4）医師、看護師及び付き添い等の状況
 - 氏名・生年月日（年令）・住所・血液型

5 空中消火実施時の留意事項

ヘリコプターによる震災時の空中消火に関しては、現在、国において検討の段階であるが、実施可能であるとの方針が示された場合は、次に掲げる事項に留意することとする。

- （1）事前の準備
 - ア 空中消火資機材の空中消火基地への搬入及び消火薬剤の混合散布装置への充填作業は、府側が実施する。
 - イ 空中消火基地を展開し、安全のため付近に住民が立ち入らないよう措置する等の準備は、できれば要請時には完了することとし、少なくともヘリコプター現地進出までに完了しておくことが望ましい。
- （2）空中消火基地選定上の条件

- ア 付近に水源又は代替水源を確保できる場所
- イ 病院、授業中の学校の近傍を避ける。
- ウ 道路事情が良好で、車両の出入りが可能であり、地盤が堅固であること。
- エ ヘリコプターの離発着方向に人家が密集しておらず、又火災現場までの間に幹線道路等がない。
- オ 要求すれば電話が設置できる。

第7節 市町村地域防災計画で定める事項

災害時における自衛隊の災害派遣要請にあたっては、次の事項を具体的に定めるものとする。

第1 知事に災害派遣の要請を求める方法等

第2 災害派遣部隊の受入れ態勢

1 受入れ準備の確定

- (1) 宿泊所等の準備
- (2) 連絡職員の指名
- (3) 作業計画の樹立
- (4) 部隊集結位置の確保
- (5) ヘリポート、駐車場等の確保
- (6) N T T回線の利用（使用可能時）

2 派遣部隊到着の措置

- (1) 派遣部隊との作業計画等の協議
- (2) 京都府知事への報告

第3 派遣部隊の撤収要請

第5章 救出救護計画

府 危 機 管 理 部
府 健 康 福 祉 部
府 警 察 本 部
第 八 管 区 海 上 保 安 本 部
日 本 赤 十 字 社 京 都 府 支 部
陸 上 自 衛 隊 第 3 師 団
陸 上 自 衛 隊 第 7 普 通 科 連 隊
陸 上 自 衛 隊 第 4 施 設 団
海 上 自 衛 隊 舞 鶴 地 方 総 監 部

第1節 計画の基本方針

災害発生後、被災者の生命・身体の安全を守るため、府及び市町村をはじめ、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、災害派遣医療チーム（DMAT）等の関係機関が、緊密な連携のもと、迅速・的確に救出救護活動を行うための計画について定める。

また、地震災害及び派生する津波災害時に対して、海上における船舶等の二次災害の発生を未然に防止するため、津波警報等の情報を航行警報等によりすみやかに周知する。

第2節 計画の内容

第1 救出救護の対象

- 1 災害のため、生命・身体が危険な状態にある者
- 2 当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者、または当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「安否不明者等」という。）

第2 救出救護の方法

救出救護の方法は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、関係機関が所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保ってその活動を実施する。

なお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配慮するものとする。

第3 安否不明者等の氏名公表

- 1 市町村
市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。
- 2 京都府
 - (1) 府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。
 - (2) 府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第4 活動拠点の確保

- 1 府及び被災した市町村は、関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図るものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、関係機関の部隊の宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめ関係機関の部隊に紹介できる

ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

- 2 国土交通省及び高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を関係機関の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなどの支援を行うものとする。

第5 資機材等の調達等

- 1 救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- 2 府及び被災した市町村は、必要に応じ、民間からの協力等により、救出救護のための車両や資機材を確保するものとする。

第6 活動の調整

- 1 府及び市町村の災害対策本部等は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われ、医療提供体制が確保・継続されるよう、災害医療コーディネーターと連携しながら、総合調整を行うものとする。
- 2 関係機関は、府及び市町村の災害対策本部等による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に合同調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行うものとする。

第7 惨事ストレス対策

救出救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第8 災害救助法による救出の基準

「資料編3-5」に示すとおり。

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

地震災害のため、生命・身体が危険な状態にある者、又は行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、若しくは生死が不明の状態にある者に対する救出救護のための計画を策定する。

- 1 救出救護の方法
- 2 活動拠点の確保
- 3 資機材等の調達等
- 4 活動の調整
- 5 惨事ストレス対策

第4節 航行警報等の周知

航行警報等は、次の方法により、船舶及び関係者に伝達するが、その伝達系統は「第2編第3章第2節」に準拠する。

- 1 気象、津波及び波浪に関する警報の通知を受けた場合は、直ちに無線放送、又は巡視船艇による巡回等により周知する。
- 2 航路障害物の発生、航路標識の異状等の船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報を放送するとともに、必要に応じて水路通報により周知する。

第 5 節 救助活動

大地震及び津波により船舶海難、又は海洋施設、その他の施設に災害が発生したときは、その種類・規模に応じて合理的な救助計画をたて、次に示す救助活動を行う。

1 海難船等の救助

船舶の海難、人身事故が発生したときは、その搜索救助を行う。

2 消防活動

船舶の火災、又は海上火災が発生したとき、その消火を行う。

3 救助・防除に必要な資材・器材の緊急調達

防災関係機関と協力して、必要資材・器材の緊急調達を行う。

4 物品の無償貸付及び譲与

要請があった場合又は必要と認める場合は、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸付又は譲与する。

第6章 医療助産計画

〔 府 健 康 福 祉 部 〕
〔 日 本 赤 十 字 社 〕
〔 (一社)京都府医師会 〕

第1節 計画の方針

地震災害により、被災地域の医療の機能がなくなり、若しくは著しく不足し、又は医療機関が混乱した場合において、負傷者等の医療及び助産の万全を期する。

第2節 実施責任者

地震災害時における医療及び助産は、市町村が応急対策として実施するが、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）、市町村の要請があった場合及び府が必要と認めた場合には府が行う。

また、府は状況に応じ、国（自衛隊を含む）、他府県等の関係機関に対して広域的な支援の要請を行うものとする。

第3節 計画の方法及び内容

第1 医療の方法及び内容

医療は原則として救護班により行う。ただし、患者の症状又はその状況により必要と認められるときは、基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院その他の医療機関に移送する。

また、その医療内容は、診療、薬剤の投与又は治療材料の支給、処置、手術、施術、看護等の応急的な医療とする。
〔府内救急告示病院一覧「資料編3-4参照」〕

第2 救護班の編成

- 1 救護班は、医師、薬剤師、看護師及び補助員、運転員を持って編成することとし、その編成に当っては、被災地域の状況を勘案し広域的な編成に努めることとする。救護班は、災害対策本部の指示を受けた基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院が編成することとし、その救護班編成数は次のとおりである。

京 都 府 18班

日赤京都府支部 15班

京都府医師会 26班

- 2 府は市町村から応援要請のあった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ救護班を派遣し、被災地の負傷者の応急処置を行い、重病傷者は後送医療機関に移送するものとする。後送医療機関については、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院が公立・公的病院、国立病院機構病院、地域医療機能推進機構、民間病院、医師会等関係医療機関と連携して対処する。
- 3 日本赤十字社京都府支部は、府の要請があった場合、被災市町村へ救護班を派遣し、前記の2に準じて対処する。
- 4 公立・公的病院、国立病院機構病院、地域医療機能推進機構（前記2及び3に該当する病院は除く。）は、府の要請があった場合、救護班を編成して応援出動に応じる。
- 5 京都府医師会は、府の要請があった場合、救護班を編成し、救護所において応急的な医療を行う。
- 6 救護班は、原則として、自動車編成とし、災害用救急医薬品等及び次の資機材を携行する。
診療録、死亡届、出生届、感染症発生届、医療用品等資器材一覧、トリアージタグ及び使用簿

第3 災害派遣医療チームの派遣

- 1 府は、被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、予め定めた医療機関に対して、被災市町村へ災害派遣医療チームを派遣するよう指示する。
- 2 災害派遣医療チームは、災害・事故等の現場における医療措置、被災地等に所在する医療機関の支援、患者搬送等を行うものとする。
また、こうした活動に必要な資機材を携行する。

第4 災害医療コーディネーター等の活動要請

- 1 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、保健医療福祉調整本部や保健医療福祉調整地域本部、市町村等に対する災害医療体制の確保についての助言、被災地外への患者搬送及び受入医療機関の確保のための調整、被災地内外から派遣される医療救護班等の配置の調整、関係機関に対する医療の復旧のために必要な調査、その他災害時における医療提供体制の確保に関すること等を行うものとする。
- 2 災害薬事コーディネーターは、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、保健医療福祉調整本部、保健医療福祉調整地域本部等において、医薬品等の供給調整、薬剤師の派遣、受入調整等の業務を行うものとする。

第5 応援要請の連絡系統

被災市町村から府に応援要請をする場合の連絡系統、被災市町村から府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統及び空輸のための応援要請をする場合の連絡系統は、それぞれ図3.6.1～図3.6.3の通りである。

第6 救護所

状況により、日本赤十字社京都府支部所有の移動救護所用具並びに基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院の資材により、小学校、公民館等適当な施設を選定して救護所開設を支援する。

第7 助産等

- 1 妊婦は、原則として医療機関又は助産施設に移送して適切な処置を行う。交通途絶等により医療機関又は助産施設に収容できない場合は、仮設救護所に移送する。
- 2 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、日本透析医会が運営する災害時情報ネットワークの活用や、京都透析医会等との連携により、必要な医療が得られる医療機関に移送することに努める。

第8 広域医療搬送拠点の設置

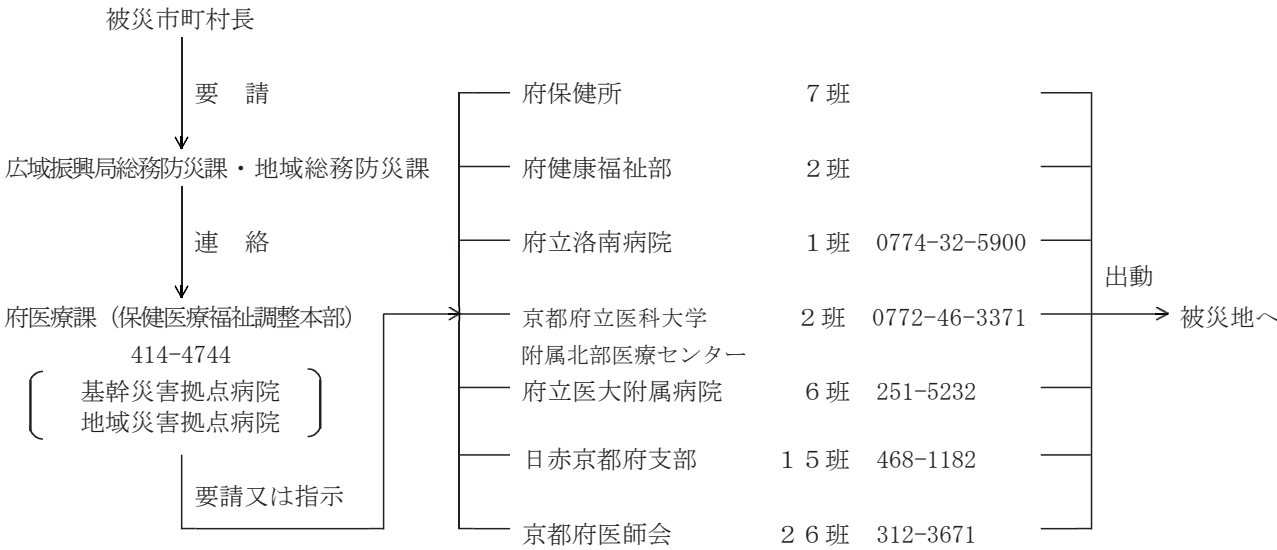
府は、自ら必要と認める場合又は災害医療コーディネーター等から要請があった場合は、災害派遣医療チーム等の協力を得て、あらかじめ定めた広域医療搬送拠点の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る広域医療搬送拠点を設置する。

第9 医薬品等の供給

- 1 医薬品等供給体制の確保
 - (1) 府は、医薬品等関係業者の協力を得て、医薬品等の安定した供給体制を確保するとともに、医薬品等集積所を設置する。
 - (2) 府は、救護班等の医薬品等の需給状況を把握し、備蓄医薬品、救護医薬品等の配分を行うとともに調達する。
- 2 医薬品等集積所
 - (1) 医薬品等集積所は、他府県等からの救護医薬品、調達医薬品等の受入れ、仕分け、保管管理及び搬送の拠点となる広域集積所と被災地内に設置する現地集積所とする。
 - (2) 現地集積所は、救護班等の医薬品等の需給状況を把握し、必要な医薬品等を府に要請し、広域集積所から搬入された医薬品等を保管の上、要請に応じ救護班等に配分する。

- (3) 医薬品等集積所における医薬品等の取扱いには、府薬剤師会等関係団体の協力を得て、薬剤師等を当てるものとする。
- 3 救護班が使用する医薬品の補給
救護班が使用する医薬品等の補給には、府の備蓄医薬品等を活用し、必要に応じ医薬品等関係業者から調達する。
- 4 医療機関が使用する医薬品等の供給
被災地の医療機関への医薬品等の供給については、医薬品等関係業者が対応することを原則とするが、状況に応じて府の備蓄医薬品等を供給する。
- 第10 輸血用血液製剤の供給
災害時に、緊急に多量の血液が必要になる場合には、府は日本赤十字社京都府支部等の協力を得て輸血用血液製剤の供給を行う。さらに災害の状況に応じては、血液の確保を図るために次の措置を講じる。
- 1 被害の軽微な地域にて献血を受ける。
- 2 血液がなお不足する場合には、隣接する日本赤十字社府県支部に応援要請して、他府県等から血液の供給を求める。
- 3 血液を空輸する必要がある場合には、自衛隊に支援を要請する。
- 第11 災害救助法による医療基準
「資料編 3-5」に示すとおり。
- 第12 災害救助法による助産基準
「資料編 3-5」に示すとおり。

図3.6.1 市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統



注1 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

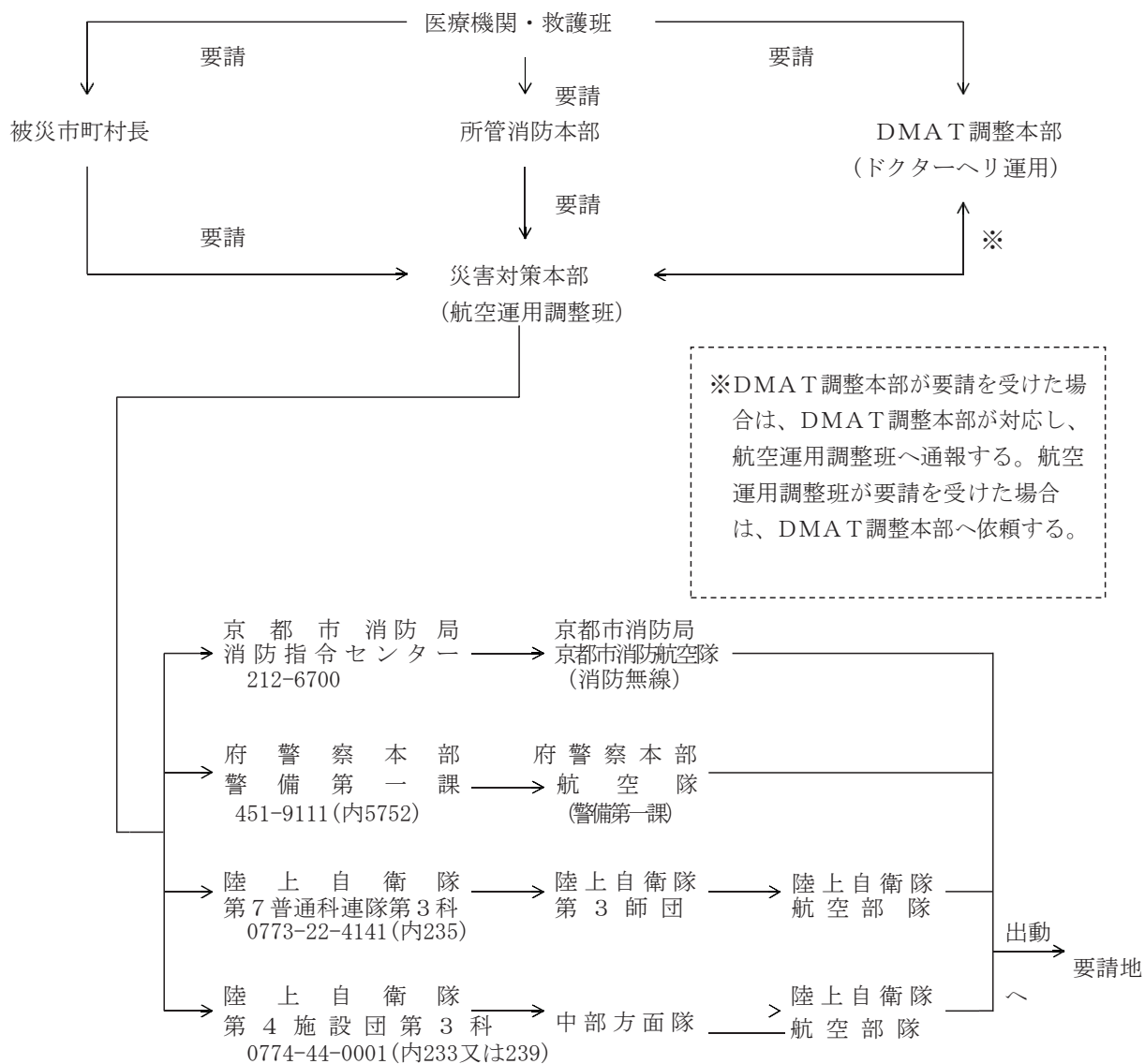
2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

3 府立医大の救護班の連絡員又は運転員、車両は府災害対策本部で調整する。

図3.6.2 市町村から府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統

一般計画編第3編第14章第3節に定めるとおり

図3.6.3 空輸のための応援要請をする場合の連絡系統



注 陸上自衛隊第4施設団は京都府南部において災害が発生した際の連絡先とする。

第7章 消防活動計画

(府危機管理部・市町村・消防機関)

第1節 大規模地震等に伴う消防活動に関する計画

第1 計画の方針

市町村は、地震災害発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図るものとし、府は市町村の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

第2 計画の内容

1 消防の目的

消防施設及び人員を活用して府民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、地震等の火災を防除してこれらの災害による被害を軽減する。

2 非常事態における知事の指示権

(1) 指示権適用の根拠及び方針

知事は消防組織法第43条の規定に基づき、地震による非常事態の場合において緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、あらかじめ協定してある内容の実施その他災害防御の措置に関し必要な指示をする。

(この場合における指示は消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に添うものであること。)

(2) 指示の範囲

応援の派遣、災害の防御鎮圧、その他必要な指示をすること。

3 火災等の情報及び報告

火災等の災害が発生した場合において、主たる災害の発生した地域の市町村長は火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知)に基づく災害即報により報告する。府はこの情報により計画に基づいて、必要な対策を講ずるとともに、消防庁に報告する。

4 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第4号様式 （その1）
（災害概況即報）

		報告日時		年 月 日 時 分						
		都道府県								
		市町村 (消防本部名)								
		報告者名								
消防庁受信者氏名										
災害名		(第 報)								
災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県				区 分		被 害		
災 害 名 ・ 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)			そ の 他	田	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
報告者名				煙		流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
				文 教 施 設	簡所			
					病 院	簡所		
				道 路	簡所			
区 分 被 害				橋 り よ う	簡所			
人 的 被 害	死 者	人		河 川	簡所			
	行方不明者	人		港 湾	簡所			
	負傷者	重 傷	人	砂 防	簡所			
		軽 傷	人	清 掃 施 設	簡所			
住 家 被 害	全 壊	棟		崖 く ず れ	簡所			
		世帯			鉄 道 不 通	簡所		
		人			被 害 船 舶 隻			
	半 壊	棟			水 道 戸			
		世帯			電 話 回 線			
		人			電 気 戸			
	一 部 破 損	棟			ガ ス 戸			
		世帯			ブ ロ ッ ク 塀 等	簡所		
		人						
	床 上 浸 水	棟			り 災 世 帯 数	世帯		
		世帯				り 災 者 数	人	
		人				火 災 建 物 件		
非 住 家	公 共 建 物	棟	火 災 危 険 物 件					
	そ の 他	棟	そ の 他 件					

区 分		被 害	災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都道府県			
公 立 文 教 施 設	千円						
農 林 水 産 業 施 設	千円						
公 共 土 木 施 設	千円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
そ の 他	農 業 被 害	千円		市町村			
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
災害適用市町村名							
救 助 法	計	団体					
そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人			
被 害 総 額	千円		消防団員出動延人数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類・概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況						

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

5 消防機関等の活動状況の把握及び情報の収集調査

災害時において消防機関の活動状況を把握し適切な災害対策計画を樹立するため、市町村から次の情報を求めるとともに、必要と認める場合は、現地調査を実施する。

- (1) 災害発生の日時、場所、気象状況
- (2) 災害の種類、規模、被害状況
- (3) 消防機関の名称、人員、機械、器具
- (4) 消防機関の活動状況
- (5) 災害に対する教訓

6 市町村の消防活動計画

市町村は、大規模災害が発生した時には、消防計画に基づき、状況に応じて、迅速かつ的確に次の措置をとる。

- (1) 消防職団員を中心とした災害の警戒及び防御
- (2) 災害の情報収集
- (3) 火災警報等の発令、伝達及び周知
- (4) 住民の安全及び避難路の確保
- (5) 傷病者の救急救助
- (6) 応援協定等に基づく応援要請

第2節 応援要請に関する計画

第1 計画の方針

府内において、大規模災害が発生し、被害の程度が甚大となる恐れが生じたときには、市町村長（又は委任を受けた消防長）は、消防組織法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊の派遣要請を行い、被害の軽減に努める。

第2 計画の内容

- 1 府は、緊急の必要があるときは、市町村又は消防機関に対し、消防相互応援の実施並びにその他災害防止の措置について、必要な指示をする。
- 2 被災市町村の被害が著しく拡大し、府内の市町村の消防力では対処できないと認める場合、知事は国に対し緊急消防援助隊の派遣を要請する。
- 3 府は緊急消防援助隊を要請した場合、消防応援活動調整本部を設置し、消防機関活動の把握及び指示を行う。
- 4 緊急消防援助隊の応援要請に係る連絡等詳細に関しては、別途定める「京都府緊急消防援助隊受援計画」に基づき行うこととするが、市町村においても、あらかじめ次の各号に掲げる他都道府県応援部隊の受入に関する事項を整備しておくものとする。
 - (1) 応援要請に必要な手続きに関すること。
 - (2) 応援部隊の集結地への誘導に関すること。
 - (3) 災害現場活動に係る方針に関すること。
 - (4) 応援部隊が担当する災害現場活動に関すること。
 - (5) 補給物資の調達及び搬送に関すること。
 - (6) 災害活動の記録に関すること。
 - (7) 管内地図及び消防水利に関すること。

- (8) 医療機関の所在地に関すること。
- (9) その他応援部隊の受入れ及び活動に必要な調整に関すること。

※ 消防庁への連絡方法

【平日9:30～18:15：消防庁国民保護・防災部防災課応急対策室】

tel 03-5253-7527（消防防災無線：9-90-49013）

fax 03-5253-7537（消防防災無線：9-90-49033）

【休日・夜間：宿直室】

tel 03-5253-7777（消防防災無線：9-90-49102）

fax 03-5253-7553（消防防災無線：9-90-49036）

第8章 災害救助法の適用計画

(危機管理部)

一般計画編第3編第5章に定めるとおり。

第9章 輸送計画

府危機管理部・近畿運輸局京都運輸支局
府健康福祉部・第八管区海上保安本部
府総務部・西日本旅客鉄道株式会社
府警察本部・日本通運株式会社

第1節 計画の方針

地震災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸上及び海上輸送等の対策について定める。

第2節 輸送力の確保

第1 府

- 1 府の公用車については、総務部入札課で集中管理し、各部の要請に応じる配車要領等の細部については、災害対策本部各部活動計画において定めるものとする。
- 2 府が市町村から輸送の確保について要請を受けたとき及び府公用車に不足を生じたときは、近畿運輸局京都運輸支局に車両借上げを要請し、輸送力の確保に万全を期する。
また、必要のある場合は、ヘリコプター、自衛隊等他の関係機関にも協力を要請する。
なお、自衛隊への要請については、第3編第4章第5節に、また、他の連絡系統は、図3.9.1に示したとおりである。

第2 市町村

市町村は、それぞれの防災計画に基づき車両等の調達先及び予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合は、府に対して調達・あっ旋を要請する。

第3 府警察本部

現有の車両、舟艇を常に点検整備し、状況に応じて各署配置の車両及び舟艇を統制して輸送の円滑効果的な運用をはかるほか、不足を生じたときは必要な借上げ調達を行う。

第4 近畿運輸局（京都運輸支局（本庁舎・舞鶴庁舎））

防災業務計画等に基づき、必要な措置を講ずるとともに、府の要請等により、輸送機関等に対し、調達のあっ旋を行う。

第5 第八管区海上保安本部

傷病者、被災者、医師、その他救済活動に必要な人員、資材、器材及び救援物資の緊急海上輸送を行う。
その連絡系統は図3.9.1のとおりである。

第6 日本通運株式会社

近畿運輸局京都運輸支局と連絡を密にし、緊急、代行輸送体制及び集配体制を確立し会社の公共的使命の遂行に万全を期する。

第3節 輸送の方法等

第1 実施機関

輸送は、応急対策を実施する機関が行うものとする。

ただし、災害が激甚のため実施機関において確保することが困難な場合は、関係機関の応援を求めて実施するものとする。

第2 輸送の方法

輸送は、被害の状況及び地形等により判断し、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 トラック、バス等による輸送
- 2 船舶、舟艇による輸送
- 3 鉄道等による輸送
- 4 航空機、ヘリコプターによる輸送
- 5 人力等による輸送

第3 輸送の要請

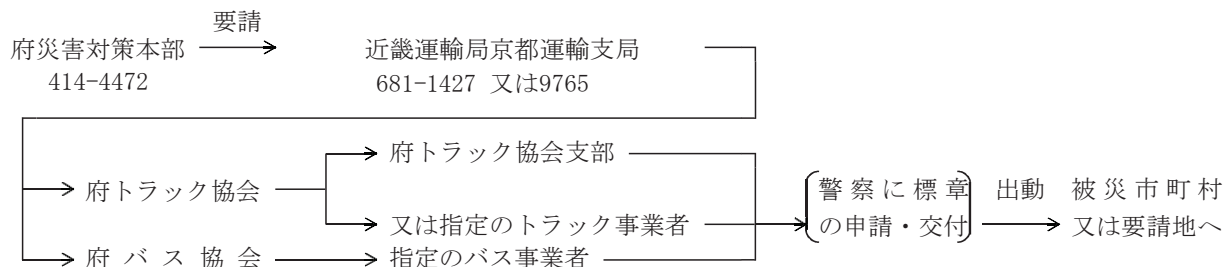
応急対策実施機関所有のものを使用してもなお不足する場合は、民間又は他機関及び自衛隊所有の車両、船舶あるいは航空機等を使用又は借上げるものとする。この場合おおむね次の事項を明示して要請するものとする。

- 1 輸送区間及び借上げ期間
- 2 輸送人員又は輸送量
- 3 両等の種類及び台数
- 4 集合場所及び日時
- 5 その他必要な事項

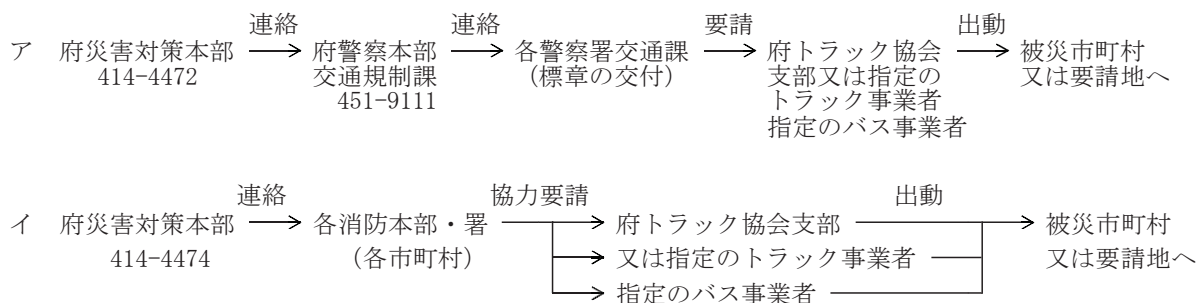
図3.9.1 輸送計画の連絡系統

1 陸上輸送を要請する場合

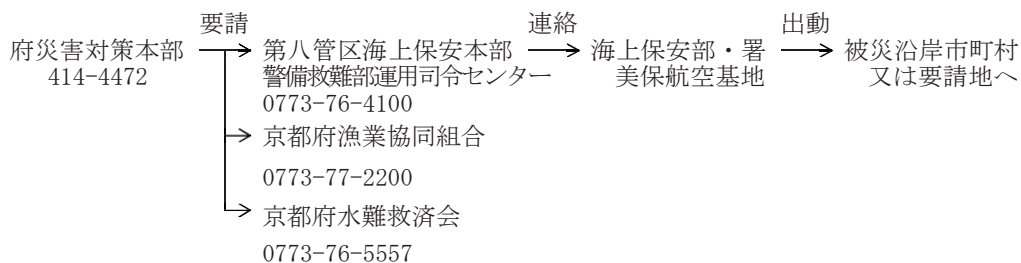
(1) 通常の場合



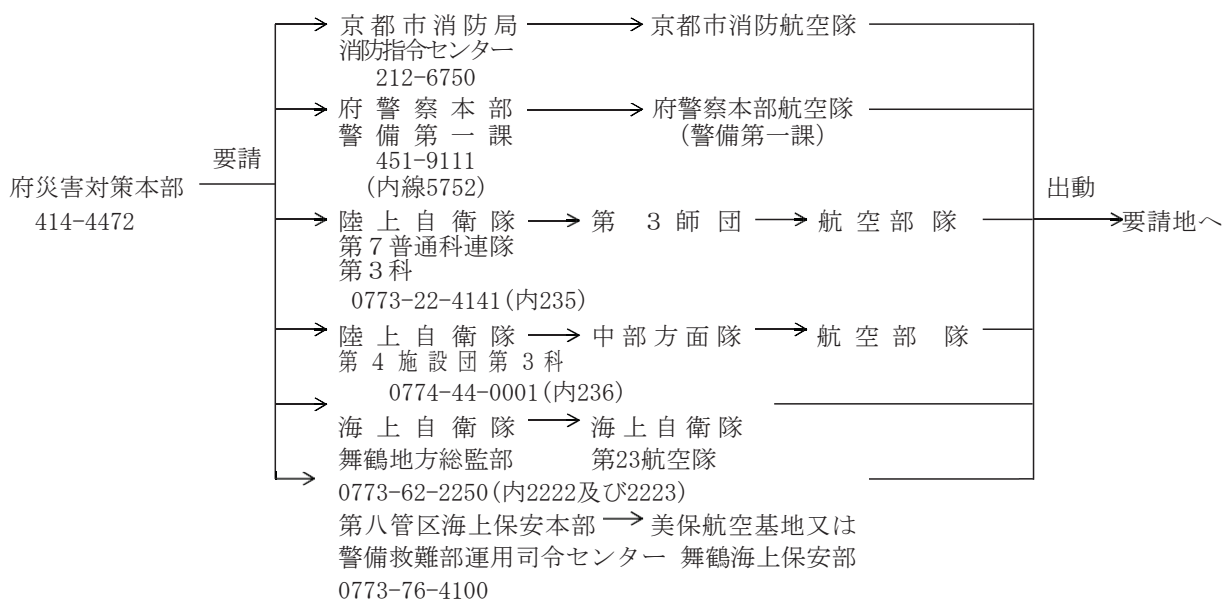
(2) 通信連絡網途絶の場合



2 海上輸送を要請する場合



3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合



注1 陸上自衛隊第4施設団は、京都府南部において災害が発生した際の連絡先とする。

第4節 西日本旅客鉄道株式会社

西日本旅客鉄道株式会社は、府等関係機関の要請に基づき、列車の特発、迂回運転、災害応急対策用人員の優先輸送等の必要と認められる措置をとり、その万全を期する。

第5節 緊急通行車両等の取扱い

(府 警 察 本 部)

第1 事務の取扱者

交通規制課長、高速道路交通警察隊長、警察署長及び府〔危機管理部〕（以下、この節において「交通規制課長等」という。）は、災害対策基本法施行令第33条第1項に規定する緊急通行車両等の確認を行う。

第2 確認に関する手続

1 確認の申出

交通規制課長等は、車両の使用者等から、緊急通行車両の確認の申出があった場合は、別添1「別記様式第3（第6条関係）緊急通行車両確認申出書」（以下この節において「確認申出書」という。）及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う事務又は業務内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を提出させるものとする。

2 確認証明書の交付

確認申出書を受理したときは、その申請に係る車両が、第2編第24章第2節に規定する「緊急通行車両として確認を行う車両」に該当する場合は、次の要領によること。

- (1) 別添2「別記様式第1 緊急通行車両確認証明書交付簿」に、各所属別のコード番号を付し所定の事項を記載する。
- (2) 災害対策基本法施行規則の別添3「別記様式第4（第6条の2関係）標章」に所定の事項を記入の上、申請者に交付する。
- (3) 災害対策基本法施行規則の別添4「別記様式第5（第6条の2関係）緊急通行車両確認証明書」に各所属別のコード番号を付し、所定の事項を記載の上、申請者に交付する。

3 事前届出車両の確認

従前の運用（令和5年8月31日まで）に基づき緊急通行車両事前届出証（以下「届出済証」という。）の交付を受けている車両の使用者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、届出済証の提示を求めて内容を確認すること。

- (1) 確認申請があった場合は、必要な審査は不要とする。
- (2) 確認申請においては、届出済証を提出させるとともに、別記様式第5（第6条の2関係）緊急通行車両確認証明書に必要事項を記載させることにより手続を行う。

第3 緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項

緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項については、次のとおりとする。

1 通行を認める区間

緊急通行車両証明書の通行経路欄は、通行を認める区間を必要最小限の範囲とするため、個々具体的に記載すること。

2 標章及び証明書の有効期限

標章及び証明書の有効期限は、標章及び証明書の交付の日から起算して5年後の日にすること。

なお、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等からの指定行政機関が調達する計画等がある車両について、指定行政機関等の長との輸送計画や契約書等において当該協定や契約等の満了日等が記載されている場合であって、当該

満了日等が標章及び証明書の交付の日の翌日から起算して5年未満である場合は、原則として当該満了日等を標章及び証明書の有効期限とすること。

3 指導事項

その他事案に応じて必要と認める事項

別添 1

別記様式第3(第6条関係)

知事・公安委員会 殿		年 月 日
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住 所 氏 名		
番号標に表示 されている番 号		
車両の用途（緊 急輸送を行う車 両にあつては、 輸送人員又は品 名）		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又 は名称	
緊 急 連絡先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別添 2
別記様式第 1

緊急通行車両確認証明書交付簿

[illegible]

別添 3

別記様式第 4 (第 6 条の 2 関係)

15

登録(車両)番号

緊急

有効期限 年月日

21

- 注 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別添 4

別記様式第4 (第6条の2関係)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 (印)
		公安委員会 (印)
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

第6節 災害救助法による輸送基準

「資料編3-5」に示すとおり。

第7節 人員及び救助物資等の輸送

第1 人員輸送

広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災者（以下「被災者等」という。）を避難させる必要が生じた場合は、原則として市町村が実施する。府は被災者等の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者等の運送を要請する。

なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く、要請に応じないときは、被災者等の保護の実施のために特に必要が認めるときに限り、当該運送を行うべきことを指示する。

第2 救助物資等の輸送

救助物資等の輸送は、府の関係部局がそれぞれの所管に従い、市町村の協力を得て実施する。

第3 輸送機関等の協力

JR及び私鉄等は、車両の増発等を行って府の援助活動に協力する。

第8節 市町村地域防災計画で定める事項

災害時における輸送体制を確立するため、府及び隣接市町村並びに関係機関と密接な連絡協調を図って具体的な対策を定めるものとする。

第1 輸送方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設等の状況を勘案した具体的方法を定める。

第2 車両等の確保

1 市町村車両等の確保

2 車両の要請

市町村内で車両等の確保が困難な場合、府及び隣接市町村へ協力を要請する要領を定める。

3 人力による輸送

へん地あるいは孤立予想地域に対する物資等の輸送については人力による輸送方法を定める。

第3 ヘリコプター発着及び物資投下可能地点の選定

航空機輸送に備えヘリコプター発着地及び物資投下可能地点を選定し、その場所、面積等必要事項を定める。

第10章 交通規制に関する計画

近畿地方整備局
府警察本部
第八管区海上保安本部
府農林水産部
府建設交通部
府港湾局
西日本高速道路株式会社
京都府道路公社

第1節 計画の方針

地震災害時における交通の安全と円滑を確保するための交通規制、標示、道路標識及び航路標識の設置、交通情報の収集、広報及び渋滞対策についてその要領を定める。

第2節 交通規制対策

第1 関係機関の対策

1 府警察本部等の対策

- (1) 公安委員会は、災害対策基本法（以下この章において「法」という。）第76条に基づき、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。
- (2) 高速道路交通警察隊長及び被災地域に隣接し、又は近接する地域を管轄する警察署長（以下この項において「高速隊長等」という。）は、災害の発生を認知した場合は、法に基づく交通規制が実施されるまでの間、道路交通法に基づく交通規制を実施するとともに、当該道路の主要交差点等に必要の人員を配置して一般車両（法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。以下この節において同じ。）の被災地域内への流入抑制措置をとる。
高速隊長等は、災害の規模、事態の推移を勘案して、さらに規制区域を拡大する必要があると認めた場合は、速やかに、道路交通法に基づく交通規制を実施するとともに、当該道路の主要交差点等に人員を配置して一般車両の被災地域内への流入抑制措置をとる。
- (3) 公安委員会は、被災地及びその周辺における被災状況等を勘案の上、速やかに、緊急交通路を指定し、法第76条第1項（以下この節において「法交通規制」という。）の指定による通行の禁止又は制限を実施する。
- (4) 警察は、法交通規制を実施した場合において、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めるときは、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険箇所がないことを確認した上で、う回路の設定・誘導をする。
- (5) 法第76条の3の規定により、警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行のため、やむを得ない限度において、放置された車両等を移動させることを目的として、当該車両等を破損することができる。
- (6) 警察は、(3)の規定により緊急交通路の指定を行うために必要がある場合には、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、法第76条の6に規定する区間を指定、車両等の所有者等に対する道路外への移動命令又は道路管理者、港湾管理者もしくは漁港管理者による措置等をとるべきことについて要請する。

- (7) 災害派遣を命ぜられた自衛官又は消防吏員は、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行のため、警察官がその場にいない場合に限り(5)の規定を準用することができる。

この場合において、管轄警察署長にこの旨を通知しなければならない。

- (8) 警察は、知事の支援要請があった場合は、一般社団法人京都府警備業界の協力による、出動警備員の支援を得て法交通規制を実施する。
- (9) 警察は、人命救助等の災害応急対策がおおむね終了したと認めた場合は、道路等の復旧状況及び復旧・復興に必要な交通需要を勘案の上、法交通規制を解除する。

2 府建設交通部及び府港湾局

- (1) 地震災害による道路の破損欠壊、その理由により道路交通が危険であると認められる場合、京都府管理道路のうち、道路法上の道路については土木事務所長が、港湾法上の道路については港湾局長が道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合、あらかじめ制限の対象区間、期間及びその理由を所轄警察署長に通知し、必要な措置を実施したうえ、それぞれがただちに災害対策本部道路班（道路管理課）及び港湾班（港湾局）並びに災害対策本部に報告する。
- (2) 地震災害時に、土木事務所長及び港湾局長は、それぞれが管理する道路に車両等が停止し、又は著しく停滞し、緊急通行車両の通行を妨げ災害応急対策の実施に支障のおそれがあり、緊急通行車両の通行確保が必要な場合は、区間を指定し、当該車両等の所有者等に対し、道路外へ移動するなどの命令を行う。また、命令を受けた者が措置をとらない場合や、当該車両等の所有者等が現場にいない場合などにおいて、自ら車両等の移動等を行う。

3 府農林水産部

災害時に、水産事務所長は、知事管理道路（府管理漁港に係るものに限る。）に車両等が停止し、又は著しく停滞し、緊急通行車両の通行を妨げ災害応急対策の実施に支障のおそれがあり、緊急通行車両の通行確保が必要な場合は、区間を指定し、当該車両等の所有者等に対し、道路外へ移動するなどの命令を行う。また、命令を受けた者が措置をとらない場合や、当該車両等の所有者等が現場にいない場合などにおいて、自ら車両等の移動等を行う。

4 第八管区海上保安本部

- (1) 災害により水路の損壊、沈没等のため船舶の航行に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止を行う。
- (2) 湾内における危険物等積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (3) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止、取り止め等事故防止に必要な指導を行う。

5 西日本高速道路株式会社

災害、異常気象等により高速道路等の通行が危険と認められる場合は、西日本高速道路株式会社関西支社はその状況に応じ、表3.10.1に基づき通行規制を行う。

6 京都府道路公社

災害・異常気象等により山陰近畿自動車道の通行が危険と認められる場合は、京都府道路公社がその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を表3.10.2「山陰近畿自動車道（官津与謝道路・野田川大宮道路）防災業務要領」に示す。

第2 交通処理

1 交通量の多い場合

- (1) 規制区域内においては、ロープ、パイプ、さく等の資機材を活用する。
- (2) 運転者が車両を離れるときは、ドアの鍵をかけないよう広報する。
- (3) 道路の中央付近に放置された車両については、手段をつくして道路の左側へ寄せる。
- (4) 混乱している交差点、主要道路等の近くに公園、空地、その他車両の収容可能な場所があるときは、

道路上の車両をできるだけそこへ収容して、車道を空けるように努める。

- (5) 交通規制及び交通整理に当たっては、現場の運転者等の協力を求めるなど適切な措置をする。
- (6) 運転者に対しては、ラジオの交通情報の傍受に努め、現場の警察官及びラジオによる交通規制の指示に従うよう広報する。
- (7) 規制区域内の住民に対しては、絶対に家財道具等を道路に持ち出さないように指導する。
- (8) 被災者と緊急通行車両等が混雑した場合においては、被災者を優先して誘導するよう措置する。
- (9) 避難誘導に際しては、主要交差点、車両と被災者との境界部に特に配慮して避難誘導を確保するとともに、被災者の混乱による事故防止に努める。

2 交通量の少ない場合

規制の方法は、前記の「1 交通量の多い場合」に準じて行うが、これ以外に以下の事項に留意する。

- (1) 警備要員が少ないときは、主要交差点等に重点的に配置する。
- (2) 情報板等の資機材を活用し、必要な広報を積極的に行う。
- (3) 自動車を用いて避難することが予想されるので、自動車による避難は絶対にやめさせる。

第3節 標示及び航路標識の設置

第1 府警察本部の対策

- 1 災害対策基本法施行令第32条第1項に規定する「緊急通行車両以外の車両通行止」は、原則として、災害対策基本法施行規則第5条第1項に規定する標示を設置して行う。
- 2 う回路を設定したときは、これを明示した立看板等を設置するほか、道路管理者の設置する道路標識、立看板等を併設する。
- 3 「緊急通行車両以外の車両通行止」の標示は、警察本部及び警察署にあらかじめ備え付けておく。

第2 第八管区海上保安本部

航路標識が破損又は流失した場合は、すみやかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第4節 交通情報の収集及び提供

第1 府警察本部の対策

1 交通情報の収集

災害の発生に伴う交通障害が発生したときは、直ちに、次の諸計画に基づいて迅速かつ的確な交通実態の把握に努める。

- (1) 交通障害発生箇所へ交通班員を派遣し、現場視察を行うこと。
- (2) 交通管制センターにおいては現地警察署又は道路管理者等から、定時又は不定時に道路交通の状況等の道路交通情報を収集する。
- (3) 管下各警察署、高速道路交通警察隊から道路交通の状況及びとられた対策並びに道路の復旧工事の見通しについて報告させること。
- (4) 近畿管区警察局交通担当課（高速道路管理室を含む。）、隣接府県警察本部交通規制担当課（交通管制

担当課を含む。）、一般国道・府道・京都市道・高速道路自動車道等の道路管理者、日本道路交通情報センター並びに各新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関と相互連絡を密にして情報の交換に努めること。

- (5) 収集した情報は、つねに明確に把握できるように整理しておくこと。

2 交通情報の部外広報

交通情報の部外広報については、次の要領により、交通規制の実施状況及び解除の見通し・う回路・交通渋滞状況等について、迅速かつ的確に広報活動を行う。

- (1) ラジオ、テレビの各社に臨時情報を提供し、交通情報の放送（映）を依頼する。
- (2) 記者クラブ所属各新聞社に随時情報を提供し、交通情報を記事とするよう要請する。
- (3) 府交通安全協会、府バス協会、府トラック協会、府乗用自動車協会、府自家用自動車協会等交通関係機関団体に随時関係情報を提供し、さん下各企業体運転者にその周知徹底方を依頼する。
- (4) 広報車、交通機動隊、高速道路交通警察隊、自動車警ら隊及び警察署のパトカーなどにより交通情報を広報する。
- (5) 府民からの交通情報の照会に対しては、直接応答、又は電話応答装置（テレガイド）などにより適切に回答する。
- (6) 沿道住民及び通行車両等に対しては、交通情報提供装置、立看板の設置及び交通規制図の配布等により、交通情報及び交通規制の周知徹底を図る。

第2 府建設交通部の対策

土木事務所長は管内道路の被害状況について道路パトロールの強化による情報の収集及び市町村あるいは学校等よりの情報により、ただちに災害対策本部（道路班）に報告するとともにその被害の程度を確認のうえ、その詳細を報告する。

災害対策本部（道路班）は前記の報告を受けたときは、ただちにその善後措置の方法について関係機関に通報し、交通の危険防止に必要な措置を行う。

第3 第八管区海上保安本部の対策

航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、航行警報を放送するとともに必要に応じて安全通報により周知する。

第5節 道路通行規制要領

各高速道路管理者は、下表の規制基準に基づき、的確な道路通行規制の実施に努める。

また、高速道路管理者は警察と道路における安全の確保と一般交通に及ぼす影響等を協議の上、通行規制区間の道路状況及び解除に向けた作業状況について適宜情報共有し、共通の認識を持って、より一層の早期通行規制解除に努めることとし、規制区間における安全確認ができたところから順次、段階的な解除を行うものとし、安全確認状況や規制解除時期の目安など情報提供の充実に努める。

なお、府は、災害対策上必要と判断した場合、高速道路管理者との協定等に基づき、通行規制区間における緊急車両の通行を要請する。

以下に地震時における道路通行規制の基準・態勢を示す。

第6節 渋滞対策

第1 近畿地方整備局

近畿地方整備局は、大規模災害発生後の、復旧活動、経済活動及び日常生活に対する交通混乱の影響を最小限に留めるため、必要に応じて京都府災害時渋滞対策協議会を設置するとともに、関係者の参加を要請することができる。

第2 府建設交通部

府建設交通部は、自ら必要と認めた時又は市町村から要請があった時は、近畿地方整備局に京都府災害時渋滞対策協議会の開催を要請することができる。

第3 京都府災害時渋滞対策協議会の構成員

京都府災害時渋滞対策協議会において、協議、調整を行った施策の実施に当たり、検討会の構成員は相互協力を行う。

※ 京都府災害時渋滞対策協議会の構成員

- ・ 関係道路管理者
- ・ 府警察本部
- ・ 道路利用者団体

表3. 10. 1 西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準

1) 降 雨

道路名	規制内容	規 制 基 準	
		地 震	降 雨
名神高速道路			
竜王 ～京都東	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 130mm 以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 250mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 180mm に達した後、50mm/h の降雨
京都東 ～豊中	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 150mm 以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 280mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 200mm に達した後、50mm/h の降雨
新名神高速道路			
八幡京田辺 ～城陽	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし
	通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし
舞鶴若狭自動車道			
三田西 ～福知山	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 80mm 以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 200mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 130mm に達した後、45mm/h の降雨
福知山 ～綾部	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 80mm 以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 150mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 130mm に達した後、45mm/h の降雨
綾部 ～舞鶴東	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 80mm 以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 210mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 120mm に達した後、40mm/h の降雨
舞鶴東 ～大飯高浜	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 80mm 以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 210mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 120mm に達した後、40mm/h の降雨
京都縦貫自動車道			
大山崎 JCT ～長岡京	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし
	通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし
長岡京 ～沓掛	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 170mm 以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 300mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 220mm に達した後、45mm/h の降雨
沓掛IC	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 210mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 150mm に達した後、35mm/h の降雨
沓掛 ～千代川	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 170mm 以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 300mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 220mm に達した後、50mm/h の降雨
千代川 ～丹波	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 120mm 以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 260mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 160mm に達した後、40mm/h の降雨
丹波 ～京丹波わち	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 60mm 以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 130mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 90mm に達した後、30mm/h の降雨
京丹波わち ～舞鶴大江	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 45mm 以上
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 165mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 85mm に達した後、40mm/h の降雨
舞鶴大江 ～宮津天橋立	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●

		通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 180mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 100mm に達した後、50mm/h の降雨
京奈和自動車道（京奈道路）				
城陽 ～田辺北 田辺北 ～木津	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし	
	通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし	
	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 90mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 200mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 140mm に達した後、45mm/h の降雨	
京滋バイパス				
瀬田東 ～宇治西	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	●連続雨量 130mm 以上	
	通行止	計測震度 5.0 以上	●連続雨量 240mm 以上 又は ●組合せ雨量 連続雨量で 180mm に達した後、50mm/h の降雨	
宇治西 ～大山崎 JCT	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし	
	通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし	
第二京阪道路				
鴨川東 ～八幡東	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし	
	通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし	
八幡東 ～交野東	通行規制(50 k)	計測震度 4.0 以上 5.0 未満	基準なし	
	通行止	計測震度 5.0 以上	基準なし	

※令和 7 年 2 月 1 日時点

※規制基準は適宜見直しを行う場合がある。

表3.10.2 山陰近畿自動車道（宮津与謝道路・野田川大宮道路）防災業務要領

交通規制基準

区 分	通 行 規 制		通 行 止 め	
	地 震	そ の 他	地 震	そ の 他
山陰近畿自動車道（宮津天橋立IC～京丹後大宮IC）	計測震度 4.0以上 5.0未満	・VI値30%以下は50km/h速度 規制協議	計測震度 5.0以上	・VI値10%以下は通行止め協議

第11章 避難に関する計画

(各機関)

第1節 避難の方針

災害発生時には、府民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

府民は、気象予警報に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、府民は必要に応じて避難指示等発令前であっても、あらかじめ設定していた自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、市町村から避難指示が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

このため、市町村は、府民が自ら避難行動の判断ができるよう、適切に高齢者等避難等を発令し、周知を徹底することとする。

第2節 避難の指示、緊急安全確保

第1 実施責任者

1 避難のための立ち退きの勧告及び指示

- (1) 市町村長（災対法第60条）
- (2) 知事（災対法第60条）

2 避難の指示

- (1) 知事又はその命を受けた職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- (2) 水防管理者（水防法第29条）
- (3) 警察官（災対法第61条、警察官職務執行法第4条）
- (4) 海上保安官（災対法第61条、海上保安庁法第18条）
- (5) 自衛官（自衛隊法第94条）

第2 避難の指示、緊急安全確保

1 市町村長の指示

地震・津波災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立退きを指示する。また、必要なときは立退き先も指示する。

さらに、既に災害が発生している状況であれば、命を守るための最善の行動を取るよう促す。

なお、避難指示等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定する。

府、指定行政機関、指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

市町村長は、指示、緊急安全確保を発令したときは速やかに知事に報告する。

報告を受けた知事は国及び関係市町村へ情報伝達する。

また、市町村長による避難の指示ができないとき又は市町村長から要請があったときには、警察官、海上保安官は必要と認める地域の住居者等に対して避難の指示をする。

これらの連絡系統は図3.11.1のとおりである。

2 知事の指示

- (1) 災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が当該市町村長に代わって1の全部又は一部を実施する。
- (2) 知事は、市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。
- (3) 知事は、1の市町村がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継ぐ。
- (4) 知事は、市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該市町村長に通知する。

3 警察官の指示（災対法第61条）

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において市町村長が指示できないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、警察官は自ら避難を指示する。この場合、警察官は直ちにその旨市町村長に通知する。

4 海上保安官の指示（災対法第61条）

- (1) 地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められる事態において市町村長が指示できないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、海上保安官は自ら避難を指示する。
- (2) この場合、海上保安官は直ちにその旨市町村長に通知する。
- (3) 第八管区海上保安本部、舞鶴海上保安部の指導

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められる事態においては第八管区海上保安本部、舞鶴海上保安部は次の指導連絡を行う。

ア 在港船舶に対する避難指示指導

イ 航行中の船舶に対する通報連絡

ウ 遊泳者・磯釣者に対する通報連絡

5 自衛官の指示（自衛隊法第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険があり、特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置をする。

6 洪水のための指示（水防法第29条）

災害に伴う洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた府の職員又は水防管理者は、立退き又はその準備を指示する。水防管理者が指示する場合には当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

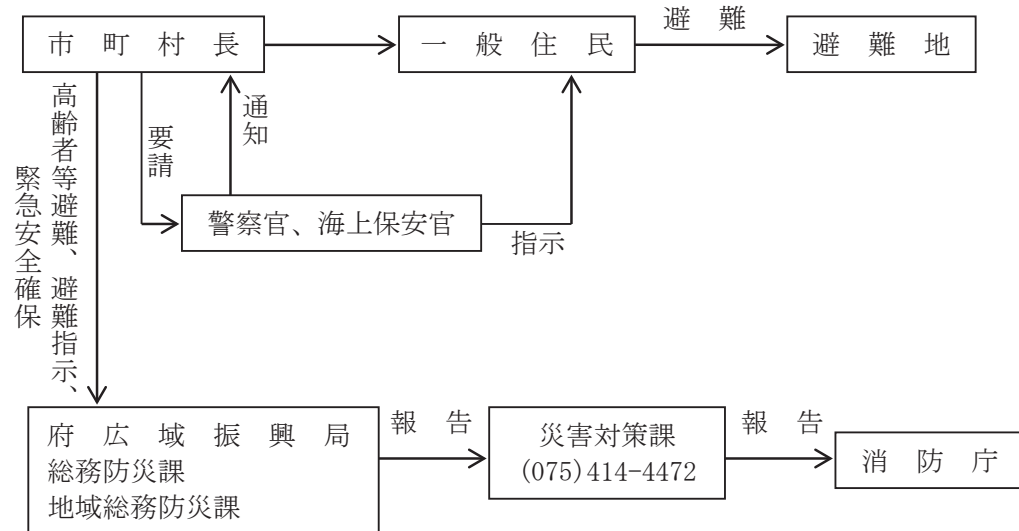
7 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

災害に伴う地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた職員は必要と認める区域内の居住者に対し、避難を指示する。この場合、当該地区を管轄する警察署長にその旨を通知する。

第3 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条の規定に従い市町村長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、立入りを制限することができる。また、同条第2項及び第3項並びに第73条の規定に従い警察官、海上保安官、自衛官又は知事は、市町村長の代行をすることができる。

図3.11.1 避難指示等の連絡系統
高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保



第3節 避難の周知徹底

第1 避難の指示等の伝達方法

- 1 避難の指示等をする者は、次の内容を明示して実施する。
 - (1) 避難対象地域
 - (2) 適切な避難行動のあり方（立ち退き避難、屋内安全確保又は緊急安全確保）
 - (3) 避難先
 - (4) 避難経路
 - (5) 避難指示等の理由
 - (6) その他必要な事項
- 2 住民への周知徹底は、広報無線、消防無線、拡声装置、携帯電話、メール、Lアラート（災害情報共有システム）、ホームページ等によるほか、あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。
- 3 できるだけ住民を恐怖状態におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告する。
- 4 府及び市町村は、住民の円滑な避難を促すよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設状況、混雑状況をホームページ等で周知するものとする。

第4節 避難の誘導及び移送等

避難行動は住民が自らの判断で行うことが原則であるが、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

市町村は、災害時には避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無にかかわらず、市町村防災計画に定める避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

第1 避難の順序

- 1 避難、立退き誘導に当たっては、避難行動要支援者及び病傷人等を優先して行う。
- 2 災害が発生した時に、先に災害を受けると予想される地域住民者の避難を優先する。

第2 移送の方法

- 1 避難、立退きに際する移動及び輸送は、避難者が各自で行うことを原則とするが、自力では不可能な場合には、市町村が車両、舟艇等を配置して行う。
- 2 被災地が広範囲にわたって大規模な移送を必要とし、市町村において処置できない時は、関係支部へ連絡して応援要請する。

第3 携帯品の制限等

避難、立退きに当たっての携帯品は、必要最小限度（貴重品、食糧、飲料水、日用品等）に制限し、円滑な移動ができるよう指導する。

ただし、要配慮者ごとに必要な携帯品については十分配慮する。

第5節 二次災害の防止

地震等の災害により建築物又は宅地（擁壁・法面等を含む。）に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、地震被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定を実施することにより、居住者等に注意を喚起するものとする。

第6節 避難所の開設等

第1 避難所の開設

市町村長は災害の状況により必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図り、被災者を収容保護する。災害救助法を適用したときは、知事の通知に基づき市町村長が実施する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、被災市町村と連携のうえ、府は、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、避難を必要とする地域住民や要配慮者等に対して、旅館・ホテル等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供することを検討する。また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

第2 避難所の運営管理等

- 1 市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、避難所の運営に関し、開設が長期化した場合に備え、あらかじめや市町村と自治会との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む運営方法等についてのルールを明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与

する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

- 2 避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅避難者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行う。なお、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、情報の把握に努めるものとする。また、在宅避難者等については、高齢者、障害者等多様な特性を持つと想定されることから、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害者福祉事業者等は、平常時から把握している情報や被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市町村に提供するものとする。
- 3 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、防災井戸等による生活用水の確保、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

なお、トイレの設置にあたっては、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防のため、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。

併せて、必要に応じ、「ペットの同行避難ガイドライン」（京都府生活衛生課作成）に基づき、飼い主等からの家庭動物の一時預かりの要望への対応や、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について、獣医師会等とも連携のうえ検討し、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

- 4 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。
- 5 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 6 府及び市町村は、在宅避難者や、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達、在宅避難者等が利用しやすい場所に支援のための拠点を設置すること等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- 7 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

第3 災害救助法による避難所開設基準等

1 対象

災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者

2 設置方法

学校、公会堂、神社、仏閣、旅館等の既存の建物を利用するのが普通とするが、これがない場合は野外に仮設した幕舎、バラックを仮設する。

3 開設期間

災害発生から 7 日間

第 4 災害救助法による福祉避難所開設基準等

1 対 象

高齢者、障害者、乳幼児等避難所生活に何らかの支障をきたす者

2 設置方法

社会福祉施設等を利用して設置するが、この施設等が不足する場合は、公的な宿泊施設又は、旅館等を利用する。

3 開設時期

災害発生から 7 日間

第 5 新型インフルエンザ等府内感染者発生時における対応

- 1 市町村は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、ホテルや旅館等を活用する。
- 2 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携や、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するなどして、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- 3 発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。
やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーテーションで区切るなどの工夫をする。
- 4 市町村は、自宅療養者を受け入れる場合は、上記対応のほか、防災担当部局と福祉担当部局が連携して、避難所運営者及び避難者支援と情報共有する。

第 7 節 避難者健康対策

（府健康福祉部）

第 1 活動の方針

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図る。

第 2 実施責任者

避難者の健康対策は、関係機関の協力を得て、府及び市町村がそれぞれの役割に応じ連携し実施する。

第 3 支援活動体制及び活動内容

発災時には、被災者の健康問題に対応するため、保健医療福祉調整本部を組織する。保健医療福祉調整本部においては、統括保健師長のもとに保健師・栄養士等の支援チームを編成し、「京都府災害時保健活動マニュアル」及び「京都府災害時栄養・食生活支援ガイドライン」により被災地市町村の支援活動を実施する。

また、災害派遣福祉チーム（DWA T）、災害リハビリテーション支援チーム（J R A T）及び日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等を編成し被災地市町村の支援活動にあたる。

1 支援体制の企画・調整活動

ア 災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等を活用して、保健活動に関する情報収集等を行い、被災者の健康管理のために必要なスタッフの派遣を調整し、居宅及び避難所の支援体制を確立する。

- イ 派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。
- ウ 救護所や災害派遣精神チーム（DPAT）等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。
- エ 支援者の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。
- オ 必要物品・設備の点検、整備及び調整を行う。

2 災害発生時から復興期までの支援活動

災害時の支援活動は、災害発生時から復興期までフェーズ0からフェーズ5までの6段階に分けて時期に応じた活動を実施する。

(1) 概ね災害発生後24時間以内（フェーズ0 初動体制の確立）

- ア 保健師・栄養士等による初動体制を確立し、被災地の健康被害情報を収集する。
- イ 災害時要配慮者の安否確認を行うとともに、医療機器・衛生材料等、避難生活の継続に必要な物品調達と電源確保を行う。

(2) 概ね災害発生後72時間以内（フェーズ1 緊急対策期）

- ア 被災地の健康被害状況に基づき、国に派遣チームの派遣を要請し、支援体制を整備する。
- イ 被災者リストを作成し、避難者の健康実態、衛生状態などの生活実態、栄養状態等について調査し、災害保健活動の方針を決定する。
- ウ 避難者の健康課題や要配慮者の早期発見を行い、避難所等の環境整備や適切な場所への移動を支援し、感染症や疾病の重症化等二次的な健康被害を予防する。
- エ 医療・看護・介護・リハビリテーションチーム等と連携し、避難生活における医療継続の体制整備を行う。
- オ 感染症、エコノミー症候群、フレイル予防等保健・医療・福祉に関する情報提供を行う。
- カ 各府保健所に精神科救護所を設置するとともに、医師等専門家で構成する巡回診療チームを構成し、各避難所等において巡回指導を行う。
- キ 医療機関の開設情報、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神障害者健康福祉総合センターに情報センターを設置する。

(3) 災害発生後概ね3日～2週間（フェーズ2 応急対策期 避難所が中心）

- ア 新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりなど、自主的な避難所運営に移行できるよう支援する。
- イ 避難所での健康管理、感染症予防、環境調整、食品衛生管理、集団生活によるストレス状況への対応に留意し、派遣チーム・専門家チーム等との連携・情報共有を十分に行う。

(4) 災害発生後概ね2週間から2か月（フェーズ3 応急対策期 避難所から仮設住宅入居まで）

- ア 避難生活の長期化に伴う身体的・精神的健康問題の変化を把握し、支援方法について検討し実行する。
- イ 避難所から仮設住宅入居又は自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。
- ウ 被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、医療・保健・福祉の関係者で構成する支援組織を編成し、巡回相談や相談電話を実施する。
- エ 連絡調整員（精神保健福祉相談員や保健師等により構成）を設置し、専門的なケアを必要とする者へ支援活動体制を確保する。

(5) 災害発生後概ね2か月から1年まで（フェーズ4 復旧・復興対策期）

- ア 新たなコミュニティの再生及び生活環境の調整に向けた支援を行う。
- イ 健康調査を実施し、各種健康相談やサロン活動を早期に実施し、孤独死や閉じこもりを予防する。
- ウ 応援・派遣保健師等の調整、終了時期の検討等通常業務の再開と生活再建に向けた活動支援の計画・実施を行う。

(6) 災害発生後概ね1年以降（フェーズ5 復興支援期）

- ア 住み慣れてきた復興住宅から、再び移動することに伴う生活不安や新たな健康問題を支援する。

イ 被災自治体職員や外部支援者へのこころのケアと健康管理を継続的に行う。

第4 精神保健対策の実施

1 医療を必要とする避難者への対策

(1) 精神科救護所の設置

医療中断した被災患者に対し診療の機会を提供するため、各府保健所に精神科救護所を設置（必要に応じて、他府県に精神科医療チームの派遣を要請）するとともに、医師等専門家で構成する巡回診療チームを編成し、各避難所等において巡回診療を行う。

(2) 診療情報の管理

医療機関の開設状況、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神保健福祉総合センターに情報センターを設置する。

情報センターは、当該センターに集約された情報を府保健所及び医療機関に対し、定期的に提供し、医療中断した被災患者等の医療の確保に資する。

2 被災体験、避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策

(1) 関係者による支援組織の編成

府精神保健福祉総合センターを中心に、医療、保健、福祉、教育等の関係者で構成する支援組織を編成し、被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、次の方策を検討・実施するとともに府保健所、市町村等が行う活動を支援する。

ア 知識の普及・啓発

イ 巡回相談の実施

ウ 相談電話の設置

エ アルコール問題等への対応

(2) 専門的なケアを必要とする者への支援

専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療に繋げるための連絡調整員（精神保健福祉相談員、保健師、保健衛生・福祉担当者、教員等により構成）を設置し、医療、保健、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。

(3) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣

災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ災害派遣精神医療チーム（DPAT）（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）を派遣し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行うものとする。

第8節 広域避難

第1 府内における広域避難

1 市町村

- (1) 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、府内他市町村における広域避難の必要があると認めるときは、府に報告の上、府内他市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。
- (2) 市町村は、府に対し、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言を求めることができる。

2 協議先市町村

- (1) 協議を受けた市町村は、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

3 府

- (1) 府は、市町村から、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言等を求められたときは、助言を行う等必要な協力を行うよう努める。

第2 府外における広域避難

1 市町村

- (1) 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、他の都道府県域における広域避難の必要があると認めるときは、府に対し、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議するよう求めることができる。

2 府

- (1) 府は、他の都道府県域における広域避難の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、居住者等の受入れについて広域避難の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができる。
- (2) 府は、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、協議する。

第3 他の都道府県から協議を受けた場合

1 府

- (1) 府は、他の都道府県から居住者等の受入れについて協議を受けたときは、府内の状況を勘案の上、受入れが可能と考えられる市町村に協議する。

2 市町村

- (1) 市町村は、府から1の協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

第4 居住者等に対する情報提供と支援

- 1 市町村は、広域避難を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難を行っている居住者等の状況を把握するとともに、居住者等が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- 2 広域避難を受け入れた市町村は、市町村と連携し、受け入れた居住者等の状況の把握と、居住者等が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第9節 広域一時滞在

第1 府内における広域一時滞在

1 被災市町村

- (1) 被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。
- (2) 被災市町村は、府に対し、広域一時滞在有の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在有に関する事項について助言を求めることができる。

2 協議先市町村

- (1) 協議を受けた市町村は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

3 府

- (1) 府は、被災市町村から、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言等を求められたときは、助言を行う等必要な協力を行うよう努める。

第2 府外における広域一時滞在

1 被災市町村

- (1) 被災市町村は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。

2 府

- (1) 府は、他の都道府県域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域一時滞在有の協議先とすべき都道府県について調整を求めることができる。
- (2) 府は、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。

第3 他の都道府県から協議を受けた場合

1 府

- (1) 府は、他の都道府県から被災住民の受入れについて協議を受けたときは、府内の被災状況を勘案の上、受入れが可能と考えられる市町村に協議する。

2 市町村

- (1) 市町村は、府から1の協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

第4 被災住民に対する情報提供と支援

- 1 被災市町村は、広域一時滞在有を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在有を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- 2 広域一時滞在有を受け入れた市町村は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第10節 被災者への情報伝達活動

第1 被災者への情報提供

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報につ

いては紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

また、被災者が自ら被害や避難情報等を収集できるよう、大規模災害が発生した場合は、公衆無線LANのアクセスポイントの設置、避難所等への携帯電話の充電器の貸与について各通信事業者に要請し、通信環境を確保する。

第2 安否不明者等の氏名公表

1 市町村

市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

2 京都府

- (1) 府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。
- (2) 府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第11節 駅、地下街における避難計画

駅、地下街においては、大規模地震や火災等による災害が発生した時は、施設の利用客の迅速かつ的確な避難誘導を行うとともに、施設の混乱を防止して災害応急対策に万全を期さなければならない。

第1 発災時の応急体制の整備

災害が発生した場合に、府及び関係防災機関は、被害情報の迅速な伝達とともに、応急対策を行うための体制を整備する。

1 府の活動体制

第3編第1章第3節第2「災害警戒本部の設置等」に基づき、災害警戒に当たるとともに、災害の規模に応じて、同「府災害対策本部の組織等」、緊急消防援助隊又は警察災害派遣隊の派遣要請、一般計画編第31章「職員派遣要請及び府職員の応援計画」に基づく指定行政機関、指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣要請を行うものとする。

2 府警察本部の活動体制

- (1) 対策本部等の設置
- (2) 鉄道及び地下街管理者並びに関係事業者との連携強化
- (3) 被害情報等の収集
- (4) 避難誘導、救出・救助活動

3 市町村等の活動体制

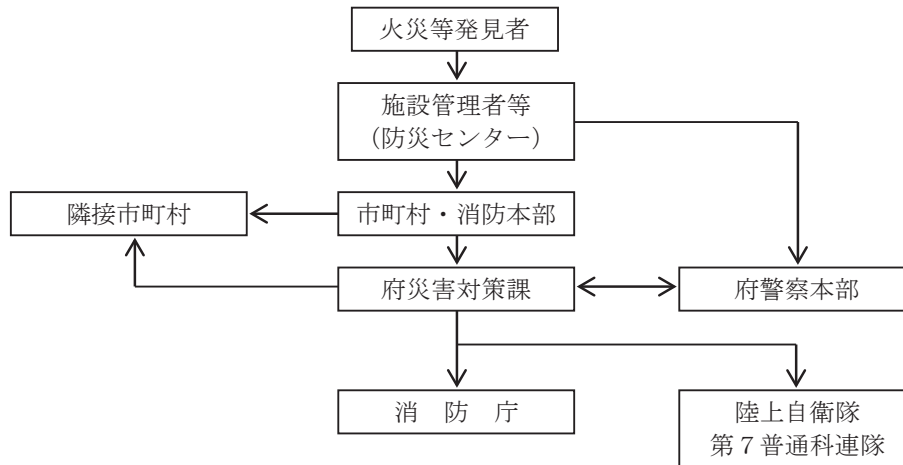
- (1) 災害対策本部等の設置
- (2) 鉄道及び地下街管理者並びに関係事業者との連絡調整
- (3) 被害情報等の収集
- (4) 消火・救助・救護活動

4 鉄道事業者の活動体制

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 情報連絡体制の確立

- (3) 鉄道関係各業種従事者の駅従事者に対する活動支援
- 5 地下街管理者の通報連絡体制の確立
 - (1) 防災センターと消防機関等との通信手段を確保する。
 - (2) 災害情報の収集・連絡の系統図は次のとおりである。

(別図) 通報連絡系統図



第2 関係事業者の応急対策

1 鉄道事業者の応急対策

災害が発生した場合には被害を最小限にとどめ、速やかに災害復旧に当たり、旅客の安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

2 地下街管理者の応急対策

- (1) 市町村、消防本部及び府警察本部に被害情報等を伝達する。
- (2) 停電に対して自家発電による非常電源への切替を行う。
- (3) 自衛消防組織等による消火、救助救出活動を指示する。

3 地下街事業者の応急対策

- (1) 自衛消防組織等が消火、救助救出活動、被災者の搬送に当たる。
- (2) 被害状況等について地下街管理者に連絡する。

4 関西電力㈱及び関西電力送配電㈱の応急対策

- (1) 電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。
- (2) 二次災害の防止に配慮しながら、電力供給施設の応急復旧に努める。

5 大阪ガス㈱および大阪ガスネットワーク㈱の応急対策

- (1) 災害時に、災害の拡大を防止するためにガス供給を停止する。
- (2) 二次被害の防止に配慮しながら、ガス供給施設の復旧を行う。

第3 駅及び地下街利用者の避難誘導

1 市町村等の活動

市町村長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、駅及び地下街の利用者等に対して避難の指示を行う。

2 鉄道事業者の活動

- (1) 駅構内の案内放送を活用して鉄道利用者等に対して避難を呼び掛ける。
- (2) 従業者等が列車内、駅構内のプラットホーム、改札口、切符売り場、待合室等の適所に分かれて、乗客、避難者、滞留者等を安全な避難場所へ誘導する。その際、要配慮者の避難を優先する。
- (3) 他の鉄道機関、消防機関及び府警察本部との連絡調整を行い、滞留者等に対して代替交通機関を手配する他、避難場所への迅速かつ的確な誘導に努める。
- (4) 交通機関等の停止を伴う場合は災害情報の提供を行う。
- (5) 事業従事者に対する防災研修等を実施して、復興時の迅速かつ的確な避難誘導を図る。

3 地下街管理者の活動

- (1) 構内放送を活用して地下街利用者に避難を呼び掛ける。
- (2) 自衛消防組織等の避難誘導班に避難誘導の指示を行う。
- (3) 市町村、消防機関及び府警察本部との連絡調整を行い、従業者に対して利用者を安全な場所へ避難誘導するよう指示する。

4 地下街事業者の活動

- (1) 自衛消防組織等の避難誘導班を中心に従業員が地下街の非常口、避難階段、通路等に配置して利用者の避難誘導を行うとともに、災害現場に近い者及び要配慮者を優先して速やかに避難場所に誘導する
- (2) 防災資機材を活用して、利用者等に対して避難を呼び掛ける。
- (3) 従業者は、来店者等が発災時にパニックに陥り避難経路に殺到しないように避難経路の適所に配置して、冷静かつ速やかに避難場所へ誘導する。その際、発災現場に近い者及び要配慮者を優先して避難させるよう努める。

第12節 車中避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。

第1 市町村市町村は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。

第2 府

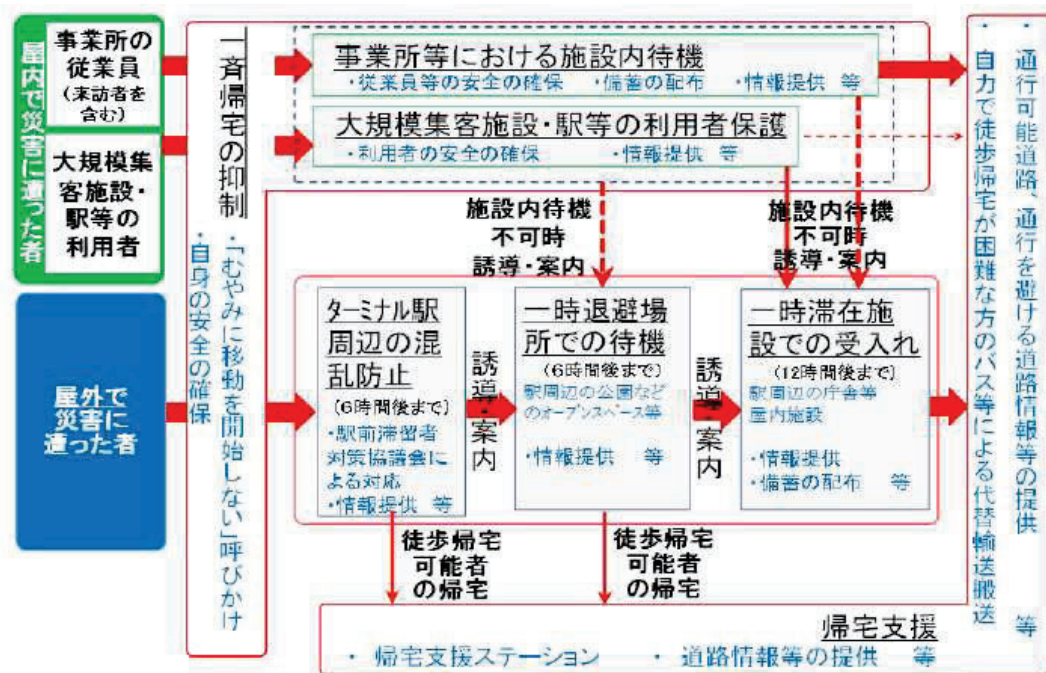
府は、人的・物的支援や、関係機関(国・府内市町村・全国知事会・関西広域連合等)への支援要請・調整などにより、市町村業務を支援する。

第12章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針

府及び市町村等は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、ターミナル駅周辺の混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

(大規模地震発生時の帰宅困難者対策の流れ)



第2節 計画の内容

第1 観光客・帰宅困難者への広報

- 1 発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」ことの広報
出勤、帰宅時間帯の発災のときは、自宅又は事業所、学校等のいずれか近い方に向かうことの広報
- 2 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

第2 交通情報の提供及び一時退避場所・一時滞在施設等の提供

- 1 駅での情報提供
 - (1) 駅構内・駅周辺の滞留者に対し、鉄道運行状況や避難施設等の情報を多言語により提供し、混乱を防止する。
 - (2) 災害用伝言ダイヤル(171)や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を推進する。
 - (3) 帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。
- 2 一時退避場所の開設
 - (1) ターミナル駅や観光地周辺における混乱を防ぐため、市町村は府と連携し、オープンスペースや公園、寺社等を一時退避場所として開設する。

(2) 一時退避場所では、道路、交通及び一時滞在施設等の情報を発信する。

3 一時滞在施設等の開設

(1) 帰宅できない状況が長時間に及ぶ場合には、観光客・帰宅困難者を一時的に受け入れるため、市町村は府と連携し、公共施設や民間の集客施設等を一時滞在施設として開設する。施設の提供に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。

なお、被災市町村と連携のうえ、府は、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合との「災害等の発生時における宿泊施設提供等による支援協力に関する協定」に基づき、帰宅困難者に対して、旅館・ホテル等の宿泊施設の一部を緊急的かつ一時的に避難する場所として提供することを検討する。

(2) 一時滞在施設では、道路・交通等、帰宅が可能かどうかの判断が可能な情報を提供するとともに、必要に応じて食料、飲料水、毛布、トイレ等を提供する。

(3) 一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、要援護者（高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦）の受入を優先する。

第3 災害時帰宅支援ステーションの開設

災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して以下の帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。

なお、自宅が近く徒歩で帰宅が可能なのは、直ちに徒歩帰宅することが想定されることから、発災直後から災害時帰宅支援ステーションを立ち上げ、徒歩帰宅者へ支援を行うこととする。

- 1 水道水・トイレ等の提供
- 2 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

第4 ホテル・旅行業者等に対する観光客への情報提供の要請等

府内のホテル・旅館業者、旅行業者に対して、必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、一時滞在施設として一時収容を要請する。

第5 各機関、団体の役割

機関名	内 容
府	○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページやきょうと危機管理webを通じて、府民や外国人を含む観光客に提供する。 ○緊急速報メールによる注意喚起 ○帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○避難誘導・交通規制
市町村	○駅周辺の一時的退避場所、一時滞在施設等の情報提供 ○一時退避場所、一時滞在施設の開設・運営 ○観光関係団体との連携
関西広域連合・隣接府県	○府県域を超えた帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供 ○主要駅での滞留者に係る情報提供
近畿運輸局	○所管区域の総合的な交通の情報提供 ○代替輸送の速やかな認可
鉄道事業者	○運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の多言語による情報の提供 ○他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線の多言語による情報の提供 ○バス等による代替輸送手段の確保 ○計画運休や運転再開等の情報提供など行政機関との連携

観光協会、旅行会社 ホテル・旅館業者	○ホームページ等において、鉄道事業者等からの情報その他関連情報を集約し、外国人を含む観光客に提供
西日本電信電話 株式会社	○災害用伝言ダイヤル（１７１）の運用 ○特設公衆電話の設置
ラジオ、テレビ等 放送報道機関	○観光客・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 （府内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難対応）
大規模集客施設・ 駅等の事業者	○利用者を施設内や安全な場所で保護 ○施設の安全が確認できない場合は、利用者を一時退避場所へ案内

第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画

第1節 食料供給計画

(府危機管理部・府健康福祉部・府農林水産部・府建設交通部)

第1 計画の方針

被災者等に対して速やかに食料供給ができるよう、調達・供給その他必要な事項を定める。

被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第2 実施責任者

食料の供給は、市町村が行うものとする。府は、被災市町村の要請があった場合又は必要と認める場合、隣接市町村等関係機関の協力を求め、必要な措置を実施する。

市町村及び府は、第2編第9章の計画に定めるところの調達・供給体制を速やかに確立する。

なお、災害救助法を適用した場合は、知事又は知事の通知に基づき市町村長が実施する。

第3 給食に必要な食料の確保

1 食品の調達

知事は、市町村長からの要請があった場合、実費であつ旋するものとする。

また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、農林水産省に食品の調達を要請するものとする。

2 災害時における米穀の調達

(1) 市町村長は、当該市町村内の米穀小売業者からの調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を、府広域振興局長を経由して、知事に要請する。

(2) 知事は、(1)の要請を受けた場合、「農林水産省防災業務計画」に基づき、近畿農政局長と連携し、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、米穀の供給支援を要請する。

(3) 知事から要請を受けた農産局長は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売り渡しを要請する。

3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

(1) 市町村長（京都市長を除く。以下、この項において同じ。）は、給食に必要な米穀の数量を知事に報告するものとする。なお、京都市は知事と事前調整を行う。

(2) (1)の報告を受けた知事は、2による米穀の確保に努め、それでも確保が困難な場合には、「基本要領」の定めるところにより、農産局長に対して政府所有米穀の供給を要請する。

(3) 市町村長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。

この場合、市町村長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。

(4) 政府所有米穀の供給についての手続きは「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」に基づき、次のとおりとする。

ア 農産局長への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。

イ 知事は、農産局長と供給する政府所有米穀及び引渡方法を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。

ウ 知事又は知事の指定する引取人は、農産局長から指示された受託事業体から、災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、玄米の場合は、とう精機所有者にとう精を依頼の上、市町村長に対して供給を行うものとする。

エ 被災地が交通通信の途絶により孤立した場合には、市町村長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農産局長に対して文書等で要請を行うことができる。この場合、市町村長は連絡のつき次第、その旨を知事に報告しなければならない。

オ 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であつて、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、イにかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。

4 要請・連絡系統

米穀、乾パン・乾燥米飯、その他食品の要請・調達・あつ旋等の連絡系統は第2編第9章第2節に示すとおりである。

第4 食料供給の方法

1 食料の供給系統

- (1) 市町村があらかじめ指定した地域内輸送拠点予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る地域内輸送拠点を定め、当該地域内輸送拠点を經由して避難所等に輸送、供給する。
- (2) 災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資又は全国からの救援物資（府からの要請を待たずに緊急輸送されるプッシュ型支援によるものを含む。）について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市町村の定める地域内物資輸送拠点到輸送する。なお、市町村の地域内物資輸送拠点が被災により機能しない等の場合は、代替施設の確保や広域物資輸送拠点から避難所等へ直接物資を届けるなど地域内物資拠点的代替に努める。また、救援物資の支援要請に当たっては、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。
- (3) 府は、府の広域物資輸送拠点が被災すること等により使用不能に陥った場合、又は、物資の滞留により円滑な物資供給を行うことができない場合には、関西広域連合に対し、代替施設として、救護物資の受け入れ等の役割を担う基幹的物資供給(0(ゼロ)次物資拠点到)を開設するよう要請する。
- (4) 府は宅配業者、倉庫業者、メーカー事業者等と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。

2 食料供給の対象者

- (1) 避難所、救護所等に収容されている被災者
- (2) 住家被害で炊事のできない被災者
- (3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先の一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者及び災害ボランティア計画で定めるボランティア

3 食料供給の内容

炊出し、乾パン、給食業者からの米飯及びその他の食品による給食とする。

なお、学校等公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により適温食の確保に努めるとともに、高齢者など配慮を必要とする者について適切な食料が供給されるよう努める。

第5 食料の輸送

食料の輸送は、事情の許す限り当該物資の調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画の定めるところにより輸送する。

第6 災害救助法による炊出しその他食品の給与基準

「資料編3-5」に示すとおり。

第7 家畜飼料の供給

災害予防計画に基づき、災害地域周辺の農業協同組合等の取扱団体に備蓄された飼料を供給し不足を生じた場合は、全国農業協同組合連合会京都府本部と緊密な連絡のもとに措置する。

さらに政府関係機関とも協議して政府手持飼料についてもあつ旋するものとする。なお一般民間業者保有飼料については、社団法人京都府配合飼料価格安定基金協会を通じて飼料メーカー等と調整する。

第8 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 当該市町村内の販売業者の手持状況の把握
- 2 調達・連絡の体制
- 3 炊き出しの計画
 - (1) 実施責任者

- (2) 炊き出しの方法及び各種の協力団体
 - ア 現場責任者
 - イ 応急炊き出し（給食可能人員）
 - ウ 業者からの購入
- (3) 炊き出しの応援要請
- (4) 炊き出しの食品衛生
- (5) 炊き出しの施設、器材の状況

炊き出し場はできる限り避難所に併設することが望ましいので、適当な場所を選定するとともに、炊出しに必要な器材も事前に把握しておく。
- 4 その他による食品の供給計画等

第2節 給水計画

（府建設交通部）

第1 計画の方針

飲料用水、医療用水、生活用水等（以下「飲料用水等」という。）について、被災者に配慮した細やかな応急給水と速やかな応急復旧のために必要な事項について定める。

第2 計画内容

1 実施責任者

飲料用水等の供給は原則として市町村が行うものとするが、被災市町村において実施できないときは、応援協定締結先の市町村等の協力を得て実施するものとし、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、府が市町村相互間の連絡調整を行い、関西広域連合及び公益社団法人日本水道協会と連携・調整を図りながら、広域的な見地からその確保に努める。

また、府は状況に応じ、国（自衛隊を含む）、他府県等の関係機関に対して広域的な支援の要請を行う。

（図3.13.3）

2 応急給水の基本方針

- (1) 応急給水の期間と水量については、被災直後から水道施設の復旧の状態にあわせ、順次給水量を増加させていくこととする。（表3.13.1）
- (2) 被災が大規模な場合や被災により職員が集合できない場合を想定して体制整備を図るとともに、水道工事業者、災害ボランティア等の外部支援者の受入れ体制を整備する。

3 応急給水の水源

(1) 主要水源

応急給水の水源は、浄水場、配水池、耐震性貯水槽等の水道施設を主体とする。

(2) 補助水源

水源がさらに不足する場合は、井戸水、自然水、プール、受水槽、防火水槽などの水を必要に応じ、井戸替え、ろ過、消毒し、水質検査を行って供給する。（表3.13.2）

(3) 外部水源

被災地において確保することが困難なときは、被災地周辺の浄水場等から給水車、容器等により運搬給水する。

4 応急給水用資機材の確保

給水車、給水タンク、移動式浄水装置、パック水製造装置等については、被災地の給水人口に応じて必要量を確保することとし、災害の規模により、被災地周辺水道事業者等、他府県、自衛隊などの応援を受けて確保する。

5 応急給水方法

(1) 拠点給水

応急給水は、指定避難所、医療機関、福祉施設、学校、市町村役場などの拠点給水とし、必要に応じ要所に水槽を設置する。

(2) 要配慮者等への配慮

高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住民などが行う水の運搬への支援に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

(3) 給水場所等の広報

地区ごとの給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等についてはラジオ、テレビ、新聞等の報道機関などとも協力して広報に努める。

6 市町村における対策

(1) 災害発生時に備え、次の事項についてあらかじめ、その体制をたてる。

1) 水道施設関係

ア 隣接市町村に対し応援給水の要請に備え、その要請方法、供給対価等につき事前に協議する。

イ 気象庁の気象情報に対処し、災害が予想されるときは低地におけるポンプの取り外し、あるいは配水池の満水、各家庭における用水の確保等の対策措置を講ずる。

ウ 応急復旧工事に必要な器具資材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。

エ 停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、またその運転方法について関係者によく熟知させる。

オ 事務系統職員の応援あるいは指定水道工事業者の応援の対策をたてる。

2) その他

ア 災害時給水活動の円滑を期するため、平時より給水源（井戸等）の所在地、給水可能戸数を調査し水質検査をしておく。

イ タンク車、給水容器、容器運搬用車両の準備をする。

ウ 飲料水の消毒薬品（晒粉、次亜塩素酸ソーダ、塩素等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所、配置場所もよく検討する。

エ 飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器はいつでも使用できるようできる限り多く備える。

(2) 発生時対策措置

1) 水道施設関係

ア 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合は直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

なお、伝染病等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行し、かつ残留塩素の確認を怠ってはならない。

イ 復旧についての資材、人員、工事業者等の手配関係を迅速に行う。

ウ 被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第直ちに府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により文書で報告する。

2) その他

ア 被害地において水道施設がなく井戸等を利用している場合及び水道断水のため地区内の井戸を利用する場合は、必要に応じ井戸替え、ろ過、消毒等を行った上で、生活用水として利用し、飲用には利用しないよう指導する。やむを得ず飲用に利用する場合は、飲用適否のための水質検査を行い、飲用に適合していることを確認し、かつ、煮沸、消毒等を行った上で利用するよう指導する。

イ 井戸替え及び消毒は、塩素、晒粉、次亜塩素酸ソーダ等を投入し（別表基準量の10～20倍使用）水が十分かわるまで汲み出し外観検査の結果、無色透明で異物の浮遊、沈殿が認められず、かつ残留塩素が0.2 mg/l以上検出されるようにする。

ウ 生水をさけ、必ず煮沸した水を飲用するよう広報する。

7 災害救助法による飲料水の供給基準

「資料編3-5」に示すとおり。

ただし、供給期間については、災害状況等によって、7日を超えて対応が必要となる場合については、適切な期間について関係機関と協議を行うものとする。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

第2の6に記載した対策について、具体的な体制等について定める。

表3.13.1 応急給水の目標水量等

地震発生からの日数	目標水量	住居からの運搬距離	用 途
3日まで	3L／人・日	概ね1000m以内	生命維持に最小限必要 (飲料等)
4～10日	20L／人・日	概ね250m以内	日周期の生活に最小限必要 (飲料、水洗トイレ、洗面等)
11～21日	100L／人・日	概ね100m以内	数日周期の生活に最小限必要 〔飲料、水洗トイレ、洗面風呂、 シャワー、炊事等〕
22～28日	被災前給水量 (約250L)	概ね10m以内	ほぼ通常の生活 (若干の制約はある)

(注) 住居からの運搬距離は、可能な限り短くなるように努める。

表3.13.2 井戸に対する塩素消毒薬基準注入量

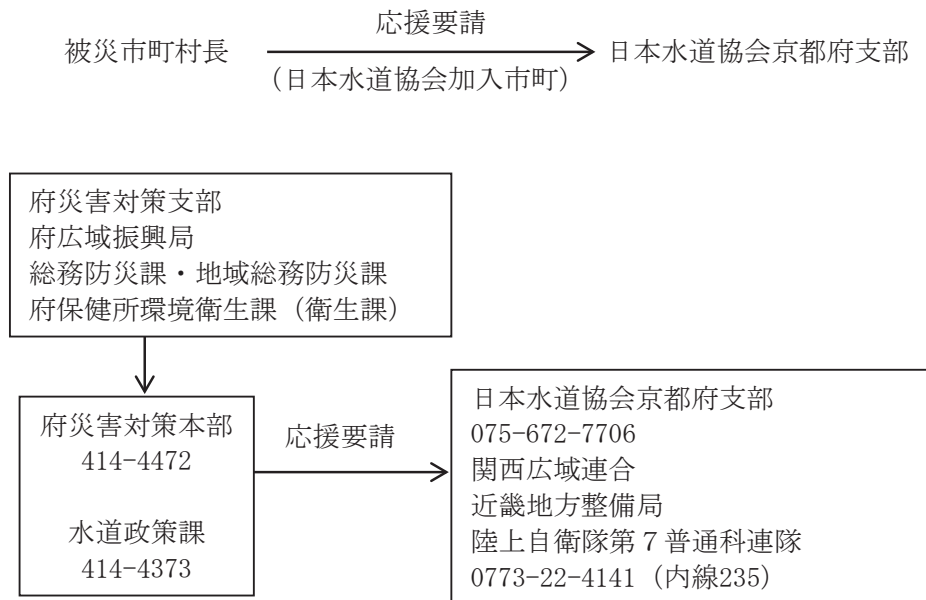
10%有効塩素含有次亜塩素酸ソーダ液を使用した時の基準注入量（注入率1mg/l）

井戸の口径 水深	1.0m	1.5m	2.0m	2.5m
0.5m	4 g	9 g	16 g	25 g
1.0m	8 g	18 g	32 g	50 g
1.5m	12 g	27 g	48 g	74 g
2.0m	16 g	36 g	63 g	99 g
2.5m	20 g	45 g	79 g	123 g
3.0m	24 g	54 g	95 g	148 g
3.5m	28 g	63 g	110 g	172 g
4.0m	32 g	71 g	126 g	197 g
4.5m	36 g	80 g	145 g	221 g
5.0m	40 g	89 g	157 g	246 g

○水質の状況により注入率を増すときは上表より算出する。

○実際にあたっては井戸の汚染状況により塩素の消費量が異なるので残留塩素を確認して注入率を決める

図3.13.3 給水の連絡系統



- 注1 給水支援については、日本水道協会を主体とする支援体制を基本とし、府は、必要に応じて補完するとともに、日本水道協会非加入市町村（伊根町、和束町、南山城村）に係る応援要請を日本水道協会京都府支部あて行うものとする。
- 2 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
- 3 府災害対策本部設置後は、市町村からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

第3節 生活必需品等供給計画

（近畿経済産業局・府文化生活部・府健康福祉部・府商工労働観光部
・府総務部・府警察本部・近畿中国森林管理局）

第1 計画の方針

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を迅速、円滑に実施し、災害時に不安、混乱を生じないように調達の計画及び配分要領等を定める。

被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第2 実施責任者

生活必需品の供給は、市町村が行うものとする。府は、被災市町村の要請があった場合又は必要と認める場合、隣接市町村等関係機関の協力を求め、必要な措置を実施する。

市町村及び府は、第2編第9章の計画に定めるところの調達・供給体制を速やかに確立する。

第3 生活必需品等の種類

本章において生活必需品等とは、次の品目をいう。

- | | |
|---------|------------------------------|
| 1 被 服 | 下着・靴下・雨衣・防寒衣等の類 |
| 2 寝 具 | 毛布・布団等の類 |
| 3 日用品等 | 石けん・タオル・ティッシュペーパー・バケツ・ゴミ袋等の類 |
| 4 食 器 等 | 紙コップ・はし・鍋等の類 |
| 5 光熱材料 | マッチ・ローソク・乾電池・灯油等の類 |

第4 応急復旧資材

本章において応急復旧資材とは、おおむね次の品目をいう。

ガラス・セメント・木材・畳・トタン板・ベニヤ板・くぎ・針金・かわら等の類

第5 物資の調達方法

- 1 被災市町村は、備蓄物資の提供及び調達協定を締結するなどによりあらかじめ把握している事業者からの迅速な調達に努めるものとし、当該市町村のみで調達できない場合は、府に対し物資の供給あっ旋を要請する。
- 2 京都府は、関係機関の協力を得て、事前に各種物資の保有業者、物資名及び在庫数量を把握し、要請のあった場合には直ちに調達あるいはあっ旋のできる体制を確立しておくものとする。
- 3 京都府は、府の地域に必要な物資の備蓄倉庫を設け、輸送及び配分が迅速に行われる体制を確立しておくものとする。
現在備蓄倉庫の設置は、一般計画編第2編第19章第3節で定めるとおり。
- 4 京都府は、府の地域内において物資の欠乏を生じたときは、政府緊急災害対策本部又は他府県と緊密な連絡をとり必要物資の確保と搬入をはかるものとする。
- 5 物資の要請・あっ旋・調達等の連絡系統は、第2編第9章第2節のとおりである。

第6 物資の供給系統

- 1 市町村は、必要に応じて、あらかじめ指定した地域内輸送拠点予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、地域内輸送拠点を定め、当該地域内輸送拠点を經由して物資を避難所等に輸送、供給する。
- 2 府は、発災後必要と認める場合は直ちに、備蓄倉庫に保管する必要物資を市町村の定める地域内輸送拠点に輸送する。また、災害の規模が甚大な場合には、府が調達した物資又は全国からの救援物資(府からの要請を待たずに緊急輸送されるプッシュ型支援によるものを含む。)について、府があらかじめ定めた広域物資輸送拠点予定地の中から、広域物資輸送拠点を定め、当該広域物資輸送拠点を經由して市町村の定める地域内物資輸送拠点に輸送する。なお、市町村の地域内物資輸送拠点が被災により機能しない等の場合は、代替施設の確保や広域物資輸送拠点から避難所等へ直接物資を届けるなど地域内物資拠点の代替に努める。
- 3 府は、府の広域物資輸送拠点が被災すること等により使用不能に陥った場合、又は、物資の滞留により円滑な物資供給を行うことができない場合には、関西広域連合に対し、代替施設として、救護物資の受け入れ等の役割を担う基幹的物資供給(0(ゼロ)次物資拠点)を開設するよう要請する。
- 4 府はトラック協会及び倉庫協会と連携して、物流専門家の派遣支援を受けて物流専門組織を設置し、そのノウハウを活用することにより、被災地のニーズに沿って迅速に物資を配送し物資の滞留を防ぐ配送システムを運用するよう努める。
- 5 救援物資が大量に搬入され、2の広域物資輸送拠点では管理が困難な場合又は長期化が予想される場合は、府は、救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等を大手物流業者へ一任する。この場合、原則として広域物資輸送拠点を移転することとし、既存の物資を移動させることとする。

第7 災害救助法による生活必需品等の給(貸)与基準及び配分要領

- 1 対象、品目、費用の限度、給(貸)与期間
「資料編3-5」に示すとおり
- 2 物資配分要領
 - (1) 災害救助法による物資配分は、知事が各市町村の世帯別構成員別被害状況に基づき、配分額を決定し、備蓄物資倉庫の物資保管責任者に蔵出しを指示する。
 - (2) 指示を受けた物資保管責任者は直ちに物資を仕分、梱包のうえ各市町村に輸送する。
 - (3) 物資を受領した市町村長は、世帯別構成員別の配分計画をたて被災者世帯に配分し、受領書を受け取る。
なお、配分にあたっては、その世帯の構成員数に応じて世帯別限度額の範囲内で配分計画を立て、いやくも限度額を超えて配分しないよう注意すること。

第8 輸送

物資の輸送は、可能な限り当該物資調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画の定めるところにより輸送する。

第9 暴利行為の取締り

地震発生に伴い、生活必需物資の急激な需要の増大から暴利、売り惜しみ、買い占め等が予想されるので、関係法令の適切な運用と取締りを行い一般府民の経済的不安の除去に努める。

第10 燃料の確保

- 1 重要施設の管理者又は運営者（以下「重要施設の管理者等」という。）は、自力で電力を確保できない場合、府へ燃料供給を要請する。
- 2 府は、前号の要請を受けて、京都府石油商業組合に対し、協定に基づき、緊急輸送車両等への優先的な燃料供給要請を行う。
- 3 経済産業大臣が石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画」の実施を勧告した場合においては、石油精製業者等は、系列を超えた事業者間での情報共有、施設共同利用等による供給体制を速やかに構築し、被災により供給が不足する事態が生じた地域の燃料供給体制を早期に復旧させる。
- 4 府は、災害が発生した場合に、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、府が指定した施設）の燃料確保が困難な場合、府の区域内の個々の要請案件について、要請する燃料の油種や数量、案件の優先度等を提示し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。

第11 電源の確保

- 1 重要施設の管理者等は、自家発電設備がない又は自家発電設備への燃料供給ができない場合、府へ電力確保を要請する。
- 2 府は、前号の要請を受けて、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 重要施設に自家発電設備がない場合、関西電力送配電株式会社へ電力の優先復旧又は臨時供給を要請する。
 - (2) 前号の優先復旧又は臨時供給ができない又は時間を要する場合、（一社）日本建設機械レンタル協会との協定による発電機の貸出しを又は三菱自動車工業(株)等若しくは京都トヨタ自動車(株)等との協定による電気自動車等の貸出しを協定締結先の事業者へ要請する。
 - (3) 前号の発電機の貸出しができない場合、別に定める「行政機関等が所有する発電機等の貸出し要領」による発電機等の貸出しを行政機関等へ要請する。
- 3 府から前項各号の要請を受けた機関は、迅速な優先復旧若しくは臨時供給又は発電機等の貸出しに努める。

第12 応急復旧資材の調達あつ旋

市町村から要請される応急復旧資材については、京都府において調達のあつ旋を行う。

第13 市町村地域防災計画で定める事項

被災者に配分する生活必需品等の確保と供給を迅速確実に実施するため、特に給（貸）与の責任分担と協力者等による配分計画を定めるものとする。

- 1 実施責任者

被災者に対する支給は、市町村長が行うことになるので、受領、配分の責任者を明確に定める。
- 2 給（貸）与の方法
 - (1) 物資の配分計画の樹立
 - (2) 物資の集積場所
 - (3) 支給要領

地区ごとに物資支給責任者を定め、被災者への支給が迅速、適確に行われるよう詳細な要領を定める。

第14章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

(府知事直轄組織・府健康福祉部)

第1節 計画の方針

震災時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても支障を生じることが予想される。そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する必要がある。

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、在住外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に十分配慮する。

第2節 計画の内容

第1 実施責任者

震災時における要配慮者及び外国人に係る対策は、府及び市町村がそれぞれの役割に応じて実施する。

第2 災害発生時の避難行動要支援者の避難誘導、安否確認等

- 1 被害が予想される地震が発生した場合、市町村は府との連携のもとに、避難行動要支援者本人（及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者）の同意の有無に関わらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認を行う。

また、避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。

- 2 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所等への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。
- 3 災害発生により、避難所及び被災者等の福祉的支援が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、被災市町村へ災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣し、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を行うものとする。

第3 高齢者に係る対策

- 1 高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、市町村は府との連携のもとに、災害ボランティア等の協力も得て、避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。
- 2 市町村は、府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、供給に努める。
- 3 市町村は、府との連携のもとに、管内の老人福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、高齢者のうち重度要介護者については、府内及び近隣府県の老人福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府が当たる。

- 4 高齢者の健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第3編第11章第7節の避難者健康対策により対策を講ずる。

- 5 市町村及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消など高齢者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

第4 障害者に係る対策

- 1 市町村は、府との連携のもとに、避難所設営のための資材として、障害者用トイレ、車いすなどの福祉機器、視覚障害者や聴覚障害者のための情報伝達機器（ラジオ、FAX、文字放送テレビ、電光掲示板など）を確保し、必要に応じ、速やかに避難所に提供する。
- 2 市町村は、府との連携のもとに、手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含めて視覚障害者や聴覚障害者との情報伝達システムの確立を図る。
- 3 市町村は、府との連携のもとに、避難所及び在宅障害者の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスのニーズを把握し、府の協力を得て必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。
- 4 市町村は、府との連携のもとに、管内の障害者福祉施設等と連携し、障害者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。
また、重度障害者については、府内及び近隣府県の障害(者)福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。この場合、市町村間及び他府県との調整には府が当たる。
- 5 障害者の健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第3編第11章第6節の避難者健康対策により対策を講ずる。
- 6 市町村及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消や障害者用トイレの設置など障害者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

第5 乳幼児等に係る対策

- 1 市町村は、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。
- 2 市町村は、府との連携のもとに、避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。
要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、状況に応じ府に協力を求める。
児童相談所は、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うとともに、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。
- 3 府及び京都市は、児童相談所を中心に、保健所と連携し被災児童のメンタルヘルスケアを実施する。

第6 妊産婦に係る対策

- 1 市町村は、妊産婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。
- 2 市町村は、府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。
- 3 妊産婦に健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第3編第11章第7節の避難者健康対策により対策を講じる。
- 4 助産を実施する場合は、第3編第6章の医療助産計画により対策を講じる。

第7 外国人に係る対策

- 1 日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、府は、ホームページや電子メール、ソーシャルネットワークサービス等さまざまな媒体を活用し、多言語による情報提供に努める。
また、大規模震災発生時には、「京都府災害多言語支援中核センターの設置・運営に関する協定」に基づ

き、府及び公益財団法人京都府国際センターが府内市町村及び市町村国際化協会等と連携・協働し、外国人住民への支援を円滑に実施できる体制を整える。

- 2 市町村は、府の連携のもとに、災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立を図る。
- 3 市町村は、府の連携のもとに、広報・公聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。
- 4 市町村及び府は、避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。

第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画

第1節 防疫及び保健衛生計画

(府文化生活部・府健康福祉部・府農林水産部)

第1 計画の方針

地震災害発生時には廃棄物や腐敗物が散乱し、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となり、感染症等が発生しやすいので、防疫措置を迅速に実施して感染症の発生及び流行を未然に防止し、防疫対策上万全の措置を講ずる。

食品の衛生対策については、市町村と連携し、(公社)京都府食品衛生協会、食品製造業界等の関係団体の協力も求めて、食品の調達・支給状況を把握し、その衛生確保を図る。

また、家庭動物の保護及び収容対策については、市町村及び関係団体等と連携し、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、動物由来感染症の予防、人への危害防止、動物愛護の保持に努める。

第2 防疫活動

防疫活動は、災害の規模が甚大でその活動が長期化する場合等には必要に応じて、防疫班を編成して行うものとする。

1 府が実施する対策

(1) 健康調査及び健康診断

感染症の発生防止のため、滞水地域、家屋密集地域、避難所その他衛生条件の良くない地域を重点に健康調査を行う。健康調査の結果、感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者に対し検便等健康診断受診の勧告・措置を行う。

(2) 感染症が発生したとき又はその恐れのあるときの措置

発生状況を調査し、感染症伝播の媒介となる飲食物の販売、授受の禁止又は廃棄及び多数の人の集合する場所に予防上必要な設備を設置する等の防疫措置を講ずるとともに、清潔方法、消毒方法、家庭用水(井戸水)の消毒等必要な防疫指導を行う。

(3) 感染症患者の入院勧告等

感染症患者が発生した場合、感染症法に基づく入院の勧告等必要な措置を行う。

(4) 市町村への対応

市町村から要請があった場合、防疫用薬品のあっ旋又は調達、提供を行う。

地震が発生し、市町村が行うべき防疫業務が実施できないときは、府が近隣市町村の協力を得て実施する。

(5) 備蓄資材等

ア 防疫用薬品

京都府医薬品卸協会との委託契約により塩化ベンザルコニウム液をランニングストック方式により備蓄する。

イ 防疫用機械

防疫用動力噴霧器等を府保健所に配備する。

2 市町村が実施する対策

(1) 消毒等の実施

衛生環境が極端に劣悪で、感染症等が発生しやすい場合は、これを未然に防止するため、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所等の消毒等防疫活動を行う。津波災害の被災地に

においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等への防疫活動を行う。

災害のため防疫機能が著しく阻害され、市町村が行うべき防疫業務が実施できないときは、府に実施を要請する。

(2) 備蓄資材等

防疫活動に必要な防疫用薬品及び防疫用機械を備蓄・配備するとともに卸売業者等から迅速に調達できる体制を確立しておく。

(3) 感染症患者の入院勧告等

保健所を設置する市（京都市）においては、入院の勧告等必要な措置を行う。

第3 食品衛生活動

1 地震発生初期の対策

関係機関及び関係団体は相互に連携し、協力して食品衛生の確保を図る。

(1) 良好な製造所の確保及び適切な輸送・管理の確保

食品の調達・支給に当たっては、業界の協力を得て衛生面等に良好な製造所を把握し、保冷車等による適切な輸送・管理の確保に努める。

(2) 避難所における食品衛生確保（病院・ホテル等避難者が一時滞在する施設に関しても、これに準じて取り扱う。）

避難所管理者は、「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき避難所における食品の衛生管理を行う。

(3) 炊き出しによる食事提供時における衛生確保

市町村等炊き出し実施者は、「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき炊き出し時における衛生管理を行う。

2 二次対策

保健所は、初期対策に引き続き、関係機関の協力を得て、被災者への食品衛生に係る啓発等の二次対策を講ずる。

(1) 被災者への啓発

避難所入所等被災者に対し、適正な食品管理について啓発を図る。

(2) 食品関係施設の被災状況の把握及び状況に応じた改善指導

食品関係施設の被災状況を把握し、必要に応じ、食品関係施設に対し「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき施設改善を指導する。

第4 家庭動物の保護及び収容対策

1 実施機関

災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、「災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき、動物救護対策本部を設置し、市町村及び関係団体等と協議し、連携・協力して対処するものとする。

2 実施方法

(1) 放浪している動物を保護し、収容する。

(2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。

(3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。

(4) 被災動物（同行避難した動物数等）の情報を収集する。

(5) 飼養されている動物に餌を配布する。

(6) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。

(7) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。

(8) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。

第5 家畜伝染病の予防

地震災害発生に伴う家畜伝染病の予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、家畜保健衛生所（4か所）を主体として検査、予防注射及び消毒等を実施する。なお、精密な病性鑑定の実施については、中丹家畜保健衛生所が実施する。

第2節 し尿処理対策計画

第1 震災により発生するし尿処理の対策について定める。

第2 内容

1 府の措置

- (1) 市町村からの要請により、府内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。
- (2) 被災市町村や府内市町村でし尿の処理を行うことが困難である場合は、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に対し、支援を要請する。
- (3) 大規模災害時に、市町村から要請がある場合は、仮設トイレをあっ旋する。

2 市町村の措置

- (1) 情報の収集及び連絡
避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難場所等の仮設トイレの必要数やし尿の処理見込みを把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握
し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。
- (3) 消毒剤等の資機材の準備及び確保
仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。
- (4) 府等への応援要請
ア し尿処理に必要な人員、処理運搬車両又は処理能力が不足する場合には、近隣市町村に応援要請する。
イ 近隣市町村で応援体制が確保できない場合には、府に対して、広域的な支援の要請を行う。

第3 市町村地域防災計画で定めるべき事項

- 1 実施責任者
- 2 清掃班の編成
- 3 し尿処理の方法
- 4 仮設トイレの保有・調達
- 5 資機材の保有・調達
- 6 し尿処理施設の応急復旧
- 7 その他必要な事項

第3節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画

(府文化生活部・府健康福祉部)

第1 計画の方針

地震災害による被災者特に遺族の精神的な安定を図る上からも関係機関、団体と緊密な連絡をとり、早急に死亡者に対する対策を実施する。

第2 遺体の搜索

1 搜索の対象

行方不明の状態にある者で、被災の状況によりすでに死亡していると推定される者

2 搜索の実施

(1) 実施主体 市町村（災害救助法を適用した場合は、知事に通知に基づき市長村長が実施する。）

(2) 協力機関 市町村長は、必要に応じ消防機関、警察官、海上保安官等及び地域住民に協力を要請することができる。

(3) 機材借上 市町村長は、搜索に必要な機械器具を借り上げるものとする。

3 災害救助法による基準

「資料編3-5」に示すとおり。

第3 遺体の処理

1 処理の対象

地震災害の際、その遺族が混乱期のため遺体鑑別等に必要な洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の安置あるいは検案を行うことができない遺体

2 処理の内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

ア 目的 身元確認、腐敗の防止等

イ 実施者 救護班

ウ 処理場所 市町村が借り上げ、指定した場所

(2) 遺体の一時安置

ア 目的 身元確認、腐敗の防止等

イ 実施者 市町村（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市町村長が実施する。）

ウ 安置場所 市町村は、あらかじめ体育館、運動場、公園等の公共施設を遺体安置場所予定地として指定しておくものとする。

なお場所の指定に際しては、避難場所指定地との重複を避けるとともに、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定すること。

また、指定施設が災害によって損壊し使用できないことを想定し、複数の施設を指定すること。

(3) 検案

原則として救護班により行う。

警察官、海上保安官が遺体を発見し、又は発見の届出を受けたときは、刑事訴訟法、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、検視規則、死体取扱規則又は海上保安庁死体取扱規則等の諸規程に基づき検視その他所要の措置を行う。

3 災害救助法による基準

- (1) 対象

地震災害の際に死亡した者とする。
- (2) 処理内容
 - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
 - イ 遺体の一時保存
 - ウ 検案
- (3) 費用の限度及び期間
 - ア (2) のアについては、災害救助法施行細則で定める額以内とする。
 - イ 遺体の一時保存で既存建物利用の場合は、当該施設の借上費について通常の実費、既存建物を利用できない場合は1体当たり災害救助法施行細則で定める額以内とする。
 - ウ 検案は原則として救護班が行うが、救護班によることができない場合は、当該地域における慣行料金の額以内とする。
 - エ 処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第4 遺体の埋火葬

1 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない遺体

2 埋火葬の実施

- (1) 実施者 市町村（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市町村長が実施する。）
- (2) 方 法 土葬又は火葬
- (3) 留意点
 - ア 埋火葬を円滑に実施するため、迅速に埋火葬計画を作成する。
 - イ 事故死等による遺体については警察機関から引継ぎを受けた後、埋火葬する。
 - ウ 身元不明の遺体については、警察機関に連絡し、その調査に当たる。
 - エ 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

3 埋火葬体制の整備等

- (1) 府は、市町村相互間及び近隣府県との協力のもとに、別途定めた「京都府広域火葬計画」により、災害時における遺体の円滑な火葬を支援するための広域的な協力連携体制を確立するとともに、災害時には市町村と連携して、広域的な埋火葬の実施を支援する。
- (2) 府は、多数の遺体の搬送を円滑に行うため、関係業者との連携による霊柩車等の確保、自衛隊、警察等の協力によるヘリコプターの活用等の措置を講ずる。
- (3) 府は、遺体の保存及び円滑な埋火葬の実施のため、民間事業者との連携により必要な資材を確保する。

4 災害救助法による基準

- (1) 対象

地震災害により死亡した者とする。
- (2) 埋葬の範囲
 - ア 棺（付属品を含む。）
 - イ 埋葬又は火葬（人夫賃を含む。）
 - ウ 骨つぼ及び骨箱
- (3) 費用の限度と期間

埋葬に要する費用の限度は、救助法施行細則で定める額以内とする。またその期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第5 災害救助法の適用された市町村以外の地域に漂着した遺体の取扱い

1 漂着した遺体が当該地震災害によるものと推定できる場合

- (1) 漂着地の市町村は、直ちに災害救助法の適用市町村長に連絡して、関係市町村長に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては、知事に遺体の漂着の日時・場所等を報告するとともに、必要に応じ、知事の指揮を受けて、漂着地の市町村長が埋火葬又は遺体の処理を行うものとする。

- (2) 他府県に漂着したときは、府から漂着地の市町村に対し、前号の例による措置を依頼するものとする。

2 漂着した遺体が当該地震災害によるものと推定できない場合

漂着地の市町村長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」（明治32年法律第93号）の定めるところに従って、その遺体を措置する。

措置した後において、その遺体の漂着が当該災害によるものと判明した場合、判明時期が当該救助の実施期間内であるときは、法による救助の実施とみなして取り扱うものとする。

第6 国及び近隣府県等への協力依頼

被害者が多く、府において対応しきれないときに備え、府は、国、近隣府県等とあらかじめ協議し、別途協議要請手順を定めるものとする。

第7 市町村地域防災計画で定める事項

市町村長は、地震災害によって死亡したと推定される者の搜索及び遺体の収容、処理、埋火葬の実施に関する計画を定めるものとする。

1 遺体の搜索

- (1) 実施者及び方法
(2) 応援要請の方法、内容

市町村のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合、又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられ、府及び隣接市町村並びに遺体漂着が予想される市町村に応援を要する場合には、次の事項を提示する。

- ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
イ 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
ウ 応援を要請する人数、舟艇及び器具等

2 遺体の収容処理

- (1) 実施者及び方法
(2) 変死体の届出
(3) 関係者への連絡体制

遺体の移動に際しては、身元不明とならないよう対策を講じるとともに、遺族の問い合わせに対し、的確に対応できる体制を組むこと。

- (4) 遺体の処理
(5) 検案から埋火葬許可証発行までの処理体制

遺体の処理、検案、遺族への遺体引渡し、安置における遺族の付添い、死亡届、埋火葬許可証の交付等が円滑に行えるよう配慮すること。

3 遺体の埋火葬

- (1) 実施者及び方法
(2) 関係者への連絡
(3) 応援要請

4 機械器具の確保等

第16章 災害警備に関する計画

(府警察本部)

第1節 警察の警備計画

第1 災害警備の基本方針

災害警備活動は、国、府、市町村、自衛隊、消防、海上保安庁等の防災関係機関及び自主防災組織との緊密な連携のもと、警察の総合力を挙げて実施する。

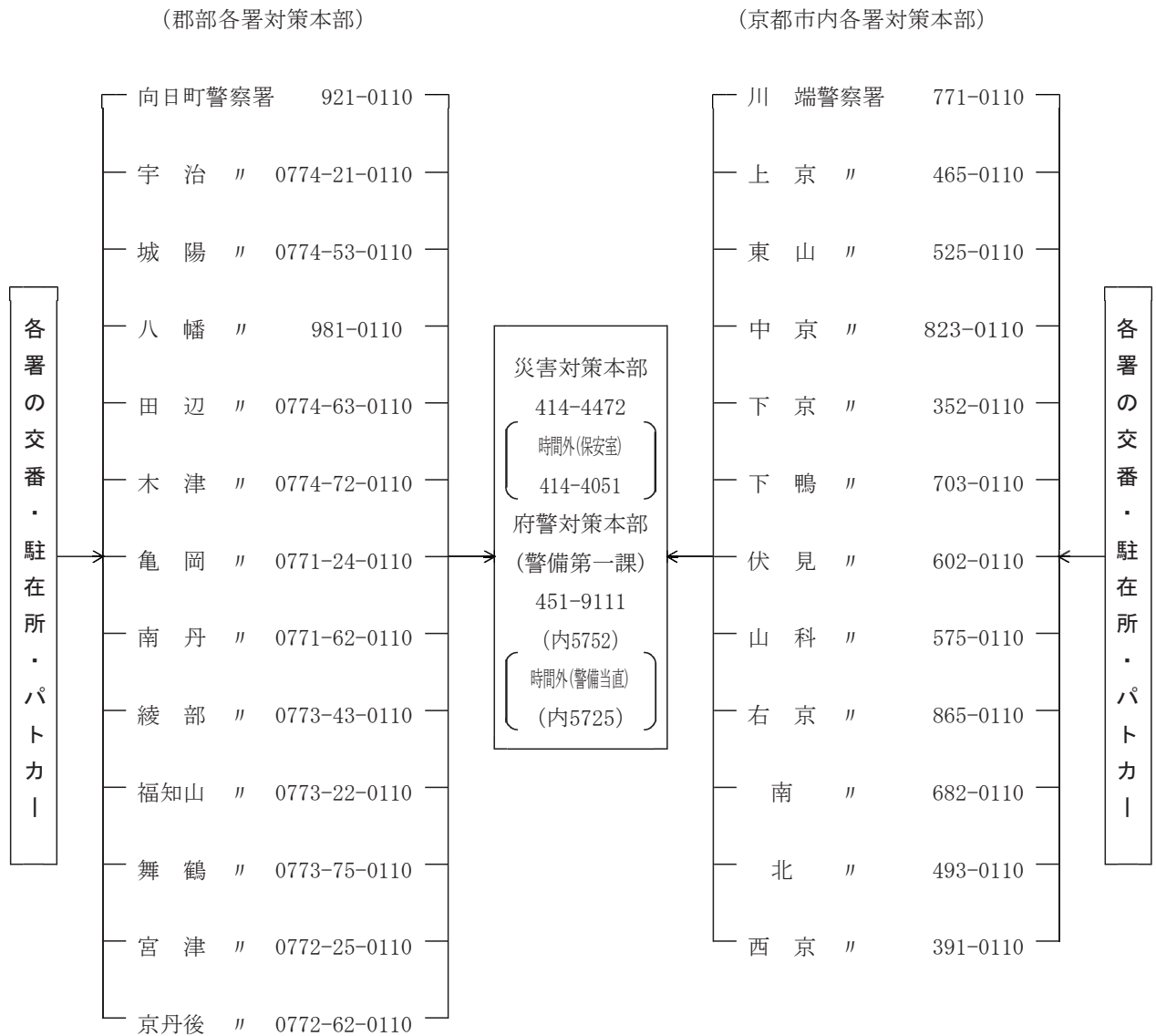
第2 災害警備活動の概要

- 1 住民等の避難誘導を行う。
- 2 被災者の救出救助を行う。
- 3 被災地及び周辺地域における交通規制を行う。
- 4 行方不明者の捜索を行う。
- 5 遺体の検視、死体調査、身元確認を行う。
- 6 遺族への対応を行う。
- 7 被災地及び避難所等に対する警戒活動を行う。
- 8 被災地等における犯罪の予防及び取締りを行う。
- 9 住民等への広報を行う。
- 10 その他必要な警察活動を行う。

第3 災害警備活動連絡系統

警備活動の連絡系統は図3.16.1のとおりとする。

図3.16.1 警備計画の連絡系統



第17章 施設の応急対策に関する計画

第1節 総則

被災者の生活確保や地域の産業活動の維持に資するライフライン、交通施設等の施設・設備の応急復旧、二次災害の防止を図る。また、地域経済・雇用対策の観点から優先的復旧について検討するよう努める。

第2節 鉄道施設応急対策計画

〔西日本旅客鉄道株式会社・東海旅客鉄道株式会社・北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社
近畿日本鉄道株式会社・京阪電気鉄道株式会社・阪急電鉄株式会社・京福電気鉄道株式会社
叡山電鉄株式会社・嵯峨野観光鉄道株式会社〕

第1 計画の方針

鉄道各社は、地震災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合に、旅客の生命・身体・財産を保護するための措置を講じるとともに、関係機関が緊密に連携して輸送業務の早期復旧を図る。

第2 地震発生時の列車の措置

列車の事故防止及び乗客の安全確保のため、地震発生時には、その揺れの状況に応じて次の措置をとる。
なお、停車位置によって二次災害の危険性がある場合には、可能な限り安全な場所に移動する。

1 西日本旅客鉄道株式会社

在来線（ＪＲ線 近畿統括本部 京都支社）

運転規制値

列車の運転規制を行う場合の運転規制値は、次によるものとする。

① 地震計で計測震度の測定が可能な場合

ア 地震計が計測震度4.0以上4.5未満を示したとき

規制区間内を初列車は25km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、規制区間内に要注意箇所がある場合は、初列車による規制区間内の異常の有無の確認に加え、スポット巡回により異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。スポット巡回による異常の有無が確認されるまでの間は、要注意箇所を25km/h以下で徐行運転を継続することとする。

イ 地震計が計測震度4.5以上を示したとき

規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は45km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。

② 地震計で計測震度の測定ができない場合

ア 地震計が40ガル以上80ガル未満を示したとき

規制区間内を初列車は25km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、規制区間内に要注意箇所がある場合は、初列車による規制区間内の異常の有無の確認に加え、スポット巡回により異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。スポット巡回による異常の有無が確認されるまでの間は、要注意箇所を25km/h以下で徐行運転を継続することとする。

イ 地震計が80ガル以上を示したとき

規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は45km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、震度4以下のときは、駅間停車列車について、規制区間内の地上巡回による確認の完了を待たずに25km/h以下で旅客の乗降可能な最寄の停車場まで運転できるものとする。

在来線（JR線 福知山支社）

運 転 規 制	
速 度 制 限	運 転 見 合 せ
地震計が40ガル以上を示したとき。 震度計のない区域では指定駅での体感震度4と認められる場合。 (標準) 規制範囲内を初列車は15km/h以下、初列車が到着し異常がなければ次列車以降異常なしの通報があるまで45km/h以下。	地震計が80ガル以上を示したとき。 震度計のない区域では指定駅での体感震度5弱と認められる場合。 (標準) 規制範囲内には列車は進入させない。規制範囲内を通過中の列車は15km/hで最寄駅に到着・運転中止。運転再開は左記と同様。

(福知山支社のみ追加)

山陰本線豊岡～玄武洞間及び鎧～久谷間並びに福知山線丹波大山～下滝間は40ガル以上で運転見合わせとする。

2 東海旅客鉄道株式会社

新幹線では、鉄道沿線に設置している沿線地震計及びテラス（東海道新幹線早期地震警報システム）により、変電所及び電区分所のしゃ断器を自動しゃ断して架線を停電させ、列車を安全に停止させる。

列車の運転再開については、地震強度等により現地巡回等の安全確認を行ったうえで規制解除する。

なお、安全確認は地震強度により5段階で行う。

※ 新幹線運転事故及び災害応急処理取扱標準、新幹線災害時運転規制等取扱細則等による。

3 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の計画

(1) 地震を感知した場合で、震度4（40ガル）以上と認めたときは、直ちに列車の運行を見合わせる。

(2) 列車乗務員が運転中に地震を感知したときには、直ちに列車を停止させる。この場合、橋梁・トンネル等の場合で危険と認めたときは、安全と認められる箇所まで15km/hの速度で注意して移動する。

第3 西日本旅客鉄道株式会社の計画

1 事故対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を事故現場に現地対策本部（以下「現対本部」という。）を設置するものとする。

2 対策本部及び現対本部の業務

(対策本部の業務)

対策本部は、事故に対する救護要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮及びその他の業務を行うものとする。

(現対本部の業務)

(1) 現場の状況を把握して、必要な作業班を組織し、その指揮者を指定する。

(2) 指揮者と協議し、具体的な復旧計画をたて救護、復旧に着手する。

(3) 復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告する。

(注) 復旧見込確度の標準

確 度	復旧時刻の精度
甲	± 1 時間
乙	± 2 時間
丙	± 3 時間

- (4) 作業の進捗状況を把握し、逐次対策本部長に報告する。
- (5) 事故の程度が他の応援を要すると認めた場合は、人員、資材等についての必要事項を対策本部長に要請する。

3 対策本部等の種別、設置標準及び召集範囲

種 別	設 置 基 準	召集範囲
第1種体制	・重大な事故等が発生したとき ・お客様、通行人等に死傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めたとき	召集可能者の全員
第2種体制	・重大な事故等が発生したとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めたとき	召集可能者の半数
第3種体制	・その他特に必要と認めたとき (台風、降雨降雪等により大きな輸送障害のおそれがあるとき)	必要最小数

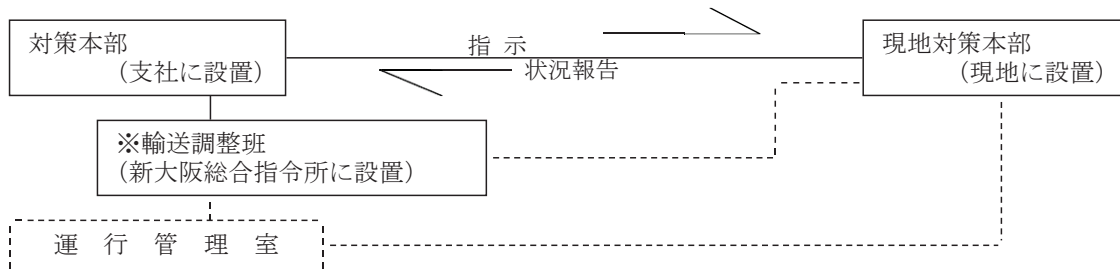
注1 召集範囲は、本部員の班別構成標準による。

2 上記を標準とした関係課室長、駅区所長は、種別ごとの召集者を定めておくこと。

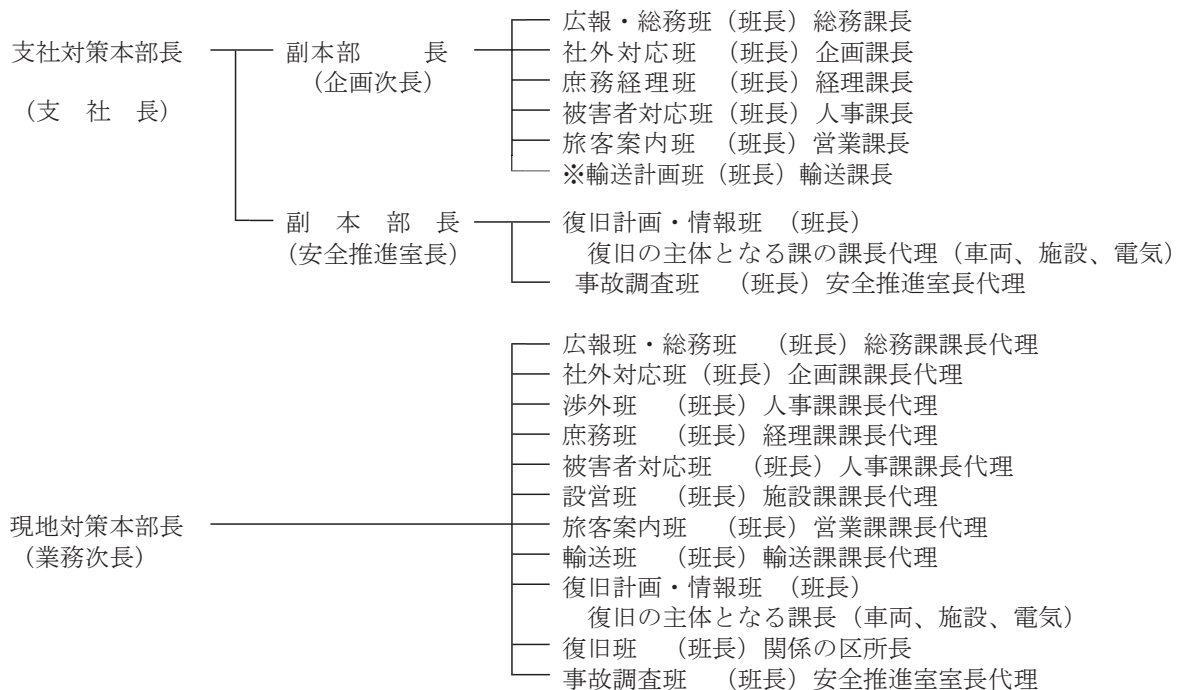
3 ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

4 対策本部等の構成と班別業務分担

(1) 対策本部等の設置箇所



(2) 対策本部等の構成（第1種体制）



注1 各班については、不要なものは設置しない。

2 支社（京都・福知山・大阪・金沢）により課（室）名称が若干異なる場合がある。

(3) 対策本部等の構成（第2種体制）



注1 各班については、不要なものは設置しない。

2 支社（京都・福知山・大阪・金沢）により課（室）名称が若干異なる場合がある。

(4) 対策本部等の構成（第3種体制）

第2種体制に準じて構成するが、必要な班のみ設置する。

5 部外協力要請機関及び要請分担

部外機関名	連絡先	要請者	要請担当	記 事
自 衛 隊	知 事	支 社 長	企 画 課 長	窓口と調整
警 察 本 部	本 部 長	〃	総 務 課 長	〃
府 県	知 事	〃	企 画 課 長	〃
鉄 道 警 察	隊 長	〃	営 業 課 長	
警 察 署	署 長	駅区所長	駅 区 所 長	
消 防 署	署 長			
市 町 村	市 町 村 長			
医 療 機 関	病院等の長			
私 鉄 等	輸送機関の長	新大阪総合司令所長	新大阪総合司令所長	駅長が輸送指令に手配方を要請する。
航空会社等その他交通機関	関係機関の長	支 社 長	企 画 課 長	
レッカー等復旧用重機械類及び化学薬品処理指導者、タンクローリー所有会社	所有会社の長	関係現場長	関 係 現 場 長	脱線復旧のレッカー車の手配については、関係指令から連絡を受けた車両所持区所が判断し、必要と認めたときはレッカー所有会社に出動を要請する。（その他の場合は関係現場長）
そ の 他	関係機関の長	支 社 長	関 係 課 長	

注 支社（京都・福知山・大阪・金沢）により課（室）名称が若干異なる場合がある。

第4 東海旅客鉄道株式会社の計画

1 地震発生時の列車の安全確保

地震の発生により、センサーが作動した場合は、その区間のき電を停止し、自動的に列車を停止させると同時に列車及び駅長に対し、中央指令から地震情報を伝達する。

2 対策本部の設置

災害の規模が次の基準に該当するときは、新幹線鉄道事業本部内に対策本部を、現地に復旧本部を設置する。

名 称	設 置 場 所	設 置 の 基 準	業 務
対策本部	新幹線鉄道事業本部	(1) 大事故が発生し、旅客の救護、代行輸送の手配、交通規制等広範囲にわたり地方自治体、警察署、病院等の公共機関の応援を必要とするとき (2) 風水害により、輸送に大きな影響を及ぼすおそれのあるとき (3) 事故処理に特に注意を要する事故が発生したとき (4) その他、特に必要と認めたとき	(1) 事故状況の調査 (2) 資材及び備品等の手配 (3) 事故復旧処理及び原因調査 (4) 輸送計画・運転整理等 (5) その他
復旧本部	現 地	(非常召集) 非常召集及び非常召集の種別は、新幹線鉄道事業部長が決定するものとする。 非常召集は、事故等の復旧見込み時間に応じて第1出動、第2出動、第3出動の召集を行う。 ※運転事故及び災害応急処置取扱細則、新幹線運転事故及び災害応急処置取扱標準等による。	(1) 旅客の救護 (2) 応急、復旧作業 (3) 現地における情報の提供 (4) その他

第5 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS株式会社（京都丹後鉄道）の計画

1 事故対策本部及び事故復旧本部の設置

第7条に定める事故が発生したときは、「事故対策本部の体制（別表第2）」により、本社内に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、事故現場に事故復旧本部（以下「復旧本部」という。）を設置するものとする。

2 社長又は運行本部長は、「事故対策本部の体制（別表第2）」を標準として、次により体制を変更することができる。

- (1) 指定された者が不在の場合は、適任者を指名する。
- (2) 主な被害状況が電気設備・線路設備等の場合は、復旧本部長等に工務グループの適任者を指名する。
- (3) 対策本部員の適任者を連絡要員として復旧本部に、復旧本部の適任者を調整役として対策本部に、それぞれ配置する。
- (4) 事故状況等により、必要な班を設置する。

第6 近畿日本鉄道株式会社の計画

1 災害対策基本方針

災害が発生した場合には、お客様の救護を最優先に行い、他の機関と連携協力を密にし、被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げる。

2 災害応急対策

(1) 異例事態対策本部等の設置

被災の規模等により非常事態が発生した場合、当社「異例事態対応規定」等に基づき、必要に応じて本社に異例事態対策本部、大阪・名古屋統括部に現地対策本部を設置して対処する。

(2) 配備態勢及び動員数

本社内に対応を行う班を設置して、班員を動員する。

(3) 通信連絡体制

ア 列車については列車無線を活用する。

イ 異例事態対策本部、現地対策本部、現地間の通信には鉄道電話、NTT加入電話、携帯電話、MCA無線等を活用する。

第7 京阪電気鉄道株式会社の計画

1 災害への対応方針

- (1) 旅客及び社員の安全の確保を最優先する
- (2) 事業活動に必要な資産の確保を図る
- (3) 行政・関係先等との協力・連携、旅客への適切な情報発信に努める
- (4) 可能な限り旅客輸送サービスの提供を継続し、被災区間の早期の復旧を果たす

2 計画の内容

地震発生時における応急対策は、鉄道災害対策規則及び関連規程類の定めるところにより実施するものとする。
旅客の安全確保、二次災害の防止、早期復旧の観点からの主な内容は以下のとおりである。

- (1) 淀変電所・深草変電所・三条受電変電所の地震計が震度4以上を感知すると列車を一時停車させる。また、電車線の停電を要する事態を発見したときは、直ちに停電手配をとる。
- (2) 地震発生時の連絡は、あらかじめ定められた通信系統によるが、震度5弱以上の地震時には、呼び出しが無くても、あらかじめ指定された場所に出勤し、定められた業務に就く。
- (3) 地震の程度に応じて、あらかじめ定められた基準により、駅長あるいは技術各部が施設を点検し、運転取扱を行う。
- (4) 対策本部は、各関係機関に被害状況を報告するとともに、必要に応じて応援を求める。ただし、初期段階では、運転指令者が情報収集・伝達を行う。
- (5) 旅客に死傷者が出た場合、鉄道災害対策規則に基づく救急活動に入る。
- (6) 災害の状況により、脱線復旧等の車両を整え、現場に急行する。
- (7) 不通箇所の代行、振替輸送の手段検討を行う。

第8 阪急電鉄株式会社の計画

1 震災応急対策の基本方針

自然災害による長時間の輸送障害又は多数の死傷者の発生等、社会的に大きな影響を及ぼすと認められる場合の事故速報、情報把握、連絡、救援、復旧、輸送等の対策を定め、適確な処置をとるため、緊急事態対策規程、防災体制要綱（地震、津波）を定めている。

2 震災による運転規制（速度制限、運転見合わせ等）

震 度 4 … 列車無線で全列車に運転停止指示、関係部署に地震1号指令発令。

振動がなくなった時、25km/h以下で運転再開指示。

徐行運転により運行に支障のないことを確認した区間から順次運転速度の規制を解除（特定の箇所で運転速度の規制を行う必要のあるときは、その箇所の運転速度を指示。）。
地震指令の解除は技術部各課よりの点検結果を総合判断のうえ行う。

震度5～ … 列車無線で全列車に運転停止指示、関係部署に地震2号指令発令。

振動がなくなったと認めた場合でも、列車の運転再開を指示してはならない。

なお、震度5弱の区間においては、駅収容のため列車の移動を指示する場合がある。

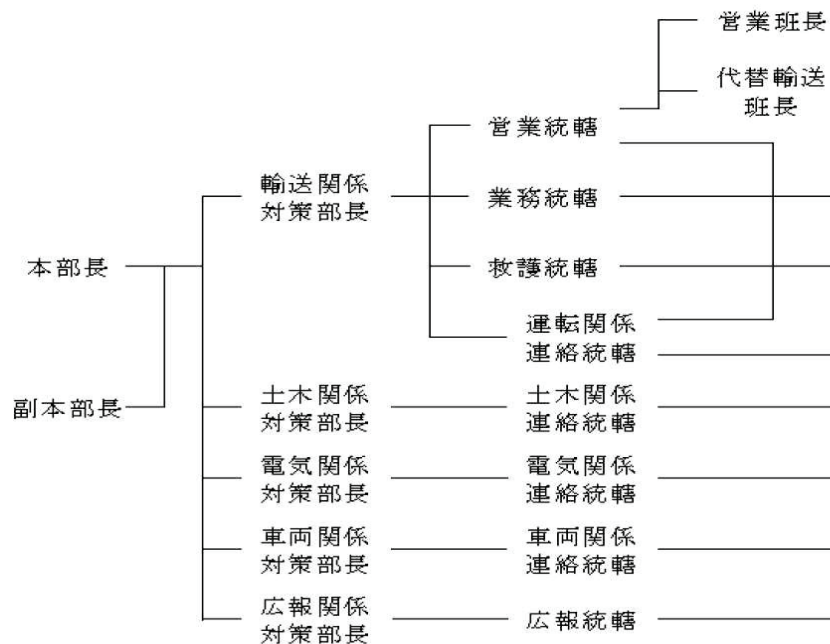
技術部各課の点検結果を総合判断のうえ、地震指令を解除してから、運転再開を指示する。

3 災害（事故）対策本部及び現地対策本部の設置基準、業務の組織体制図等

1号体制 … 災害の範囲が局地的で、現地及び本社対策本部の設置で対応可能であると判断できる場合。

2号体制 … 災害の規模が大規模で、災害の範囲が複数箇所にわたる場合、全社的な危機対策本部を設置した場合。

○本社対策本部組織表



○現地対策組織表



第9 京福電気鉄道株式会社の計画

1 計画の方針

地震が発生した場合、社内規定（「地震に対する対応」及び「運転取扱心得及び関係規程」並びに「緊急時救急体制指導心得」）の定める所により、必要に応じて、対策本部等を設置し、被害の拡大防止と旅客の安全確保、早期復旧に努め、輸送の確保にあたる。

2 応急対策

(1) 地震発生時の運転取扱い

社内規定「地震に対する対応」、「運転取扱心得」等に基づいて、必要に応じて、運転規制（速度制限、運転中止等）を行う。

(2) 対策本部の設置等について

社内規定「緊急時救急体制指導心得」に基づいて、状況に応じ、一般計画編第3編第24章第8節と同様、事故対策本部及び現地対策本部を設置し、応急処置をとる。

第10 叡山電鉄株式会社の計画

1 対策本部の設置

地震災害が発生したときは、その被害の規模に応じて、対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

2 災害応急対策の内容

(1) 応急措置

ア 列車乗務員は、地震を感知した時は、速やかに安全な箇所に停止の措置をとるものとする。また、異常を認めた時は、駅又は運転指令へ連絡し、場合によっては、旅客の救護、誘導を行うものとする。

イ 駅長は、地震発生と同時に震度に応じて、列車防護及び運転規制を行うものとする。また、速やかに情報収集を行い、必要によっては営業を中止し、医療機関等への救護を要請する。

ウ 保守担当者は、震災により列車の運転に支障を生ずる事態の発生、又は発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋梁、信号等の保安設備等の巡回、警備を行うものとする。

(2) 応急復旧

震災時における旅客の安全のため、関係鉄道施設の早期復旧に努め、円滑な輸送の確保を図るものとする。

第11 嵯峨野観光鉄道株式会社の計画

1 対策本部の設置

地震災害が発生したときは、その被害の規模に応じて、対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

2 応急対策の内容

地震発生時の運転取扱い要領及び復旧体制要領により、災害応急対策を実施する。

- (1) 地震を感知した時は、速やかに安全な箇所に停止させる。
- (2) 災害の状況により、旅客の救護、誘導を行う。
- (3) 線路、トンネル、橋梁、信号等の保安設備等の巡回、点検を行う。
- (4) 旅客の安全のため、鉄道施設の早期復旧に努め、円滑な輸送の確保を図る。

第3節 公共土木施設応急対策計画

第1 計画の方針

地震災害により、公共土木施設が破壊、崩壊、破損した場合には、早急に応急復旧工事を施行し、その機能の回復を図る。

第2 河川等施設

- 1 堤防、護岸の破壊や崩壊等については応急締切り工事、ビニールシートによるクラックへの雨水浸透防止を行い、また、水門、排水機場等の破壊については土のうや矢板で応急締切り工事を行うとともに移動ポンプ車等により内水の排除に努める。また、堤防、護岸などの被害状況を調査して、河川管理者通路や高水敷などを輸送路や避難地等に活用できるものについては、その空間確保に努める。
- 2 ダムについては、緊急点検を実施し、堤体の安定やその管理に重大な影響が及んだ場合には、2次災害防止のため、必要な措置をとるとともに、市町村と連携を図り、情報交換を行う。
- 3 砂防設備、地すべり防止設備及び急傾斜地関係設備に破壊・破損等が生じた場合には、崩壊土砂等を適切に排除し、仮排水路を設けるとともに、破損等の拡大を防止する応急工事を実施する。

第3 道路及び橋梁

道路及び橋梁の被害状況等を調査・把握し、避難用道路及び緊急輸送を確保するため、災害復旧を国が代行できる制度、各種団体との災害協定等を活用し、令和7年1月に改訂した京都府域道路啓開計画（案）に基づき、応急工事及び障害物除去といった道路啓開を早急に実施する。また、必要に応じ国土交通省、関係市町村、所轄警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。

道路・交通等に関する災害情報等の伝達系統は図3.17.1のとおりとする。なお、京都府域道路啓開計画（案）に基づき、京都府危機管理センターに道路啓開一元化窓口を設置した際は、各道路管理者からの道路に関する情報を道路啓開一元化窓口で集約することとし、関係機関の連絡先を表3.17.2に示す。平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため国土交通大臣が指定した路線（重要物流道路等）については、表3.17.3、表3.17.4に示す。また、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な路線（緊急輸送道路）の指定は次表のとおりとし、個々の指定路線については表3.17.5に示す。

<緊急輸送道路>

（単位：km）

	第1次緊急輸送道路		第2次緊急輸送道路		合 計	
	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
高 速 道 路	8	216.8	0	0.0	8	216.8
一般国道（指定区間）	7	241.1	0	0.0	7	241.1
一般国道（指定区間外）	11	213.7	6	150.0	17	364.3
主 要 地 方 道	14	45.7	36	254.9	50	300.6
一 般 府 道	4	4.9	31	35.7	35	40.6
市 町 村 道	6	1.4	1	1.5	7	2.9
その他（臨港道路）	6	2.6	0	0.0	6	2.6
合 計	56	726.3	74	442.1	130	1169.4

注） 令和6年3月19日現在

※ 第1次緊急輸送道路のうち一般国道163号が指定区間、指定区間外の双方にわたるため、また、同一路線において別々の区間が第1次、第2次に該当するものがあるため合計値が一致しない。

① 第1次緊急輸送道路

- ・ 府庁と総合庁舎（宇治、亀岡、舞鶴、峰山）を連絡する道路
- ・ 他府県からの広域輸送道路（高速道路、一般国道の指定区間等）
- ・ 重要港湾舞鶴港を連絡する道路

② 第2次緊急輸送道路

- ・ 第1次緊急輸送道路と市町村役場等、その他の防災拠点を連絡する道路

第4 都市の公園施設

公園施設の被害状況を早急に調査し、利用が危険な施設については使用を禁止する等の対策を講ずるとともに、避難地や災害復旧を支援する場を確保するため応急復旧工事及び障害物除去を早急を実施する。

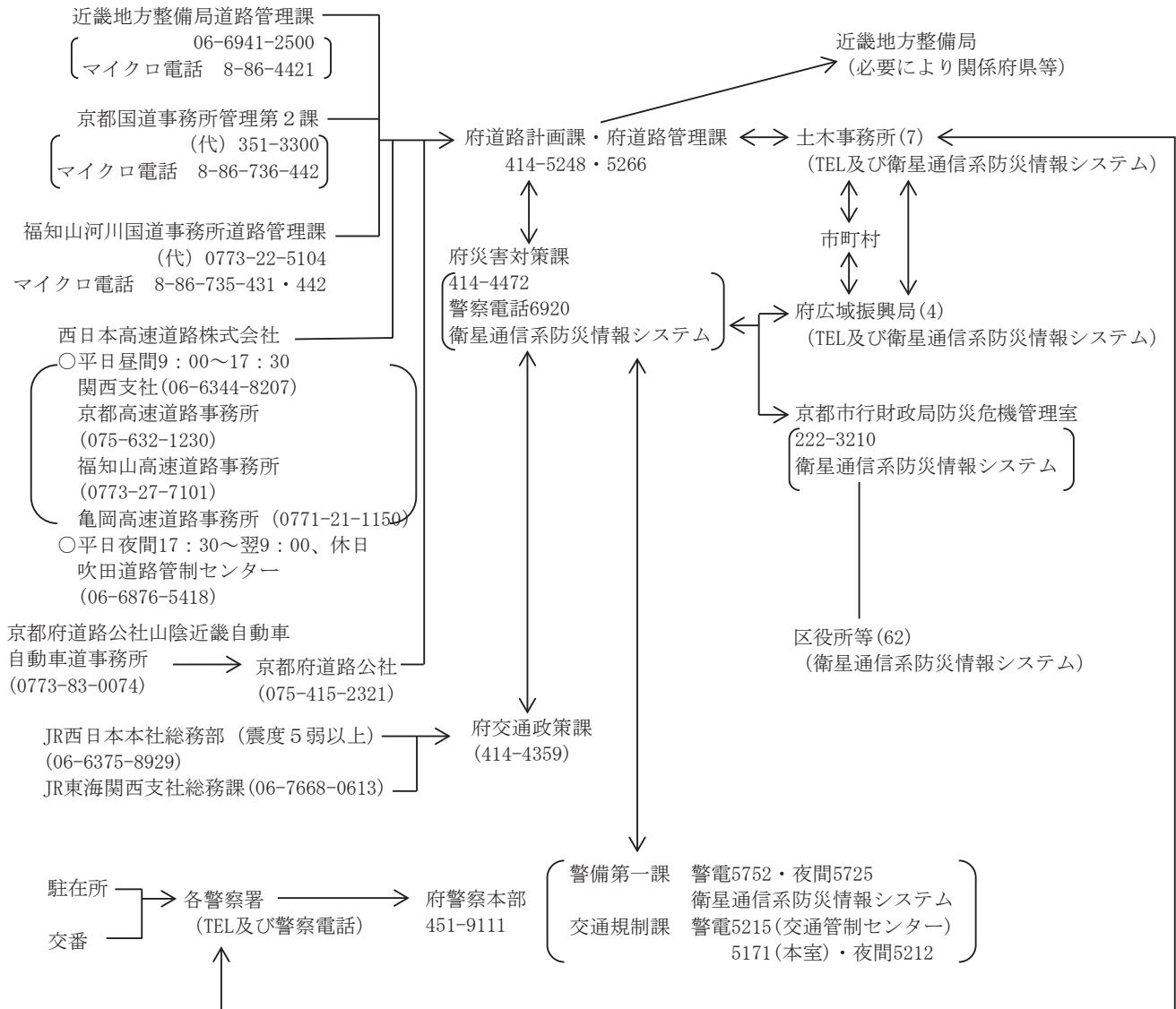
第5 港湾施設

港湾施設の被災状況及び港湾施設の使用に支障のある障害物等の状況を調査し、適切な応急復旧対策措置を講じる。

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な係留施設（耐震岸壁）は以下のとおりである。

港 格	港 名	所 在	特 記 事 項
重 要	舞 鶴 港	舞 鶴 市	耐震岸壁 西港喜多ふ頭（-7.5m L=130m） 東港前島ふ頭（-7.5m L=130m）

図3.17.1 道路・交通の災害情報等の伝達系統



注：災害協定等において個別の定めのあるときは、その定めによる。

注：京都府域道路啓開計画(案)に基づき、道路啓開一元化窓口が設置されたときは、その計画による。

表3.17.2 京都府域道路啓開計画(案)の係る関係機関連絡先一覧

関係機関	連絡先
近畿地方整備局道路管理課 (マイクロ電話)	06-6941-2500 8-86-4421
京都国道事務所管理第2課 (マイクロ電話)	(代)075-351-3300 8-86-736-442
福知山河川国道事務所道路管理課 (マイクロ電話)	(代)0773-22-5104 8-86-735-431・442
西日本高速道路株式会社(関西支社) 京都高速道路事務所 福知山高速道路事務所	06-6344-8207 075-632-1230 0773-27-7101
吹田道路管制センター	06-6876-5418
京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所 京都府道路公社	0773-83-0074 075-415-2321
府警察本部 警備第一課 交通規制課	075-451-9111 警電5752・夜間5725 警電5215・夜間5171
京都市行財政局防災機器管理室	075-222-3210
関西電力送配電	075-344-7477
NTTフィールドテクノ京都設備部	075-812-9836
府道路計画課 府道路管理課 府災害対策課	075-414-5248 075-414-5265 075-414-4472

表3.17.3 重要物流道路一覧

令和6年4月1日時点

道路種別	路線名	区間
高速自動車国道	名神高速道路	京都市境～大阪府境
	新名神高速道路	城陽JCT・IC～八幡京田辺JCT・IC
	舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境
その他有料道路等	第二京阪道路	京都市境～大阪府境
	京都縦貫自動車道	大山崎JCT・IC～京都市境、京都市境～宮津天橋立IC
	京滋バイパス	大山崎JCT・IC～京都市境、京都市境～滋賀県境
	京奈和自動車道	城陽JCT・IC～木津IC
	山陰近畿自動車道	宮津天橋立IC～京丹後大宮IC
	新十条通	山科IC～鴨川東IC
一般国道 (指定区間)	1号	京都市境～大阪府境、(主)宇治淀線交差～(主)八幡木津線交差(第二京阪道路側道)、国道24号交差～国道1号交差(京滋バイパス側道)
	9号	京都市境～兵庫県境
	24号	京都市境～奈良県境
	27号	国道9号交差～福井県境
	163号	奈良県境～国道24号交差
	171号	京都市境～大阪府境
一般国道 (指定区間外)	177号	国道27号交差～舞鶴市字下安久(舞鶴港付近)
主要地方道	宇治淀線	国道1号(第二京阪道路側道)交差～久御山町佐山美ノケ藪(日本通運㈱京都支店南京都物流センター)
	八幡木津線	八幡市上奈良サグリ前(上奈良工業団地付近)～同市上津屋八王子(上津屋(北部)工業団地付近)、国道1号(第二京阪道路側道)交差～八幡市上奈良長池(上津屋工業団地付近)
	小倉西舞鶴線	国道27号交差～舞鶴東IC

表3.17.4 代替・補完路一覧

道路種別	路線名	区間
一般国道 (指定区間外)	162号	綾部宮島線交差～道の駅 美山ふれあい広場
	163号	国道24号交差～南山城村道殿田線交差(道の駅 お茶の京都 みなみやましろ村付近)
	173号	京丹波町道中台皿引野線交差(道の駅 瑞穂の里さ らびき付近)～京丹波みずほIC
	175号	国道27号交差～国道9号交差
	176号	与謝天橋立IC交差～国道178号交差
	178号	国道176号交差～(一)伊根港線交差、経ヶ岬航空 基地～国道482号交差
	307号	宇治田原町道南北線交差(宇治田原町役場付近) ～田辺西IC
	312号	(一)大宮岩滝線交差～(主)網野峰山線交差
	372号	国道9号交差～亀岡IC
	477号	(一)八木東インター線交差～国道9号交差
	482号	国道312号交差～国道178号交差
主要地方道	木津信楽線	国道163号交差～和束町道和束宇治田原線交差 (和束町役場付近)
	京都宇治線	宇治東IC～(主)宇治淀線交差
	福知山綾部線	綾部市道西町青野線交差(綾部市役所付近)～国 道27号交差
	綾部大江宮津線	(一)宮津停車場線交差～宮津天橋立IC
	大山崎大枝線	国道171号交差～(主)西京高槻線交差(調子八 角)
	綾部宮島線	国道27号交差～国道162号交差
	宇治淀線	(主)京都宇治線交差～国道24号交差、久御山町道 南代・西ノ口線(岡本記念病院付近)～久御山町役 場、八幡倉庫～久御山淀IC
	網野峰山線	京丹後市道立長御旅線交差(京丹後市役所付近) ～国道312号交差
	園部平屋線	国道9号交差～園部IC
	八幡木津線	(一)長尾八幡線交差～国道1号交差、田辺北IC～ 国道307号交差、(主)枚方山城線交差～(主)生駒 精華線交差

道路種別	路線名	区間
主要地方道	福知山停車場線	福知山市役所～(主)舞鶴福知山線交差
	亀岡園部線	国道9号交差～亀岡市道保津橋迫分線交差(スタジオム倉庫付近)
	池辺京田線	舞鶴西IC～国道27号交差
	舞鶴福知山線	(主)福知山停車場線交差～国道9号交差
	西京高槻線	(一)柚原向日線交差～(主)大山崎大枝線交差(調子八角)、(主)大山崎大枝線交差(大山崎中学校前)～大山崎町役場付近
	城陽宇治線	国道24号交差～城陽市役所、宇治市道槇島町70号線交差(宇治徳洲会病院付近)～国道24号交差
	枚方山城線	(主)八幡木津線(山手幹線)交差～国道24号交差
	生駒精華線	精華学研IC～(主)八幡木津線交差
	宮前千歳線	千代川IC～国道9号交差
	綾部インター線	(主)福知山綾部線交差～綾部IC
	伏見柳谷高槻線	(主)西京高槻線交差～長岡京市役所
	上野南山城線	南山城村役場～国道163号
一般府道	中山向日線	乙訓倉庫(乙訓総合庁舎)～西京高槻線交差
	黄檗停車場線	国道24号交差～宇治駐屯地
	富野荘八幡線	国道1号(第二京阪側道)交差～(一)八幡京田辺インター線交差
	山城総合運動公園城陽線	山城総合運動公園～国道24号交差
	八幡京田辺インター線	八幡京田辺IC～(一)富野荘八幡線交差
	亀岡停車場線	亀岡市役所付近～国道9号交差
	東掛小林線	大井IC～国道9号交差
	郷ノ口室河原線	国道9号交差～八木西IC
	八木東インター線	国道477号交差～八木東IC
	福知山停車場篠尾線	福知山市道駅前区画25-1号線交差(福知山倉庫(福知山総合庁舎)付近)～福知山市道篠尾新町荒河線交差(福知山市民病院付近)
	内宮地頭線	舞鶴大江IC～国道175号交差

道路種別	路線名	区間
一般府道	宮津停車場線	(主)綾部大江宮津線交差～宮津市役所
	伊根港線	道の駅 舟屋の里伊根～国道178号交差
	大宮岩滝線	国道312号交差～京丹後大宮IC
	柚原向日線	向日市役所～(主)西京高槻線交差
	長尾八幡線	八幡市役所～(主)八幡木津線交差
市町村道	長岡京市道第2184号線	長岡京IC～長岡京市道第2186号線交差
	長岡京市道第2186号線	長岡京市道第2184号線交差～済生会京都府病院
	宇治市道宇治白川線	(主)宇治淀線交差～宇治市役所
	宇治市道槇島町70号線	(主)城陽宇治線交差～宇治徳州会病院
	宇治市道菟道槇島線	国道24号交差～宇治市道槇島町54号線交差(大倉産業(株)北倉庫南倉庫付近)
	宇治市道槇島町54号線	宇治市道菟道槇島線交差～宇治市道十一外線(大倉産業株北倉庫南倉庫付近)
	宇治市道十一外線	宇治市道槇島町54号線交差～大倉産業株北倉庫南倉庫
	久御山町道南代・西ノ口線	(主)宇治淀線交差～岡本記念病院
	京田辺市道興戸三山木線	国道307号交差～京田辺倉庫
	井手町道51－00号線	国道24号交差～井手町役場
	宇治田原町道南北線	国道307号交差～宇治田原町役場
	木津川市道 木335号木津山田川線	国道24号交差～木津川市役所
	木津川市道 木892号木津鹿背山線	国道24号交差～木津川市道西垣外加茂線交差(木津倉庫(木津総合庁舎)付近)
	木津川市道 木43号西垣外加茂線	木津川市道木津鹿背山線交差～木津倉庫(木津総合庁舎)
	木津川市道 木532号木津駅前1号線	木津川市道木津鹿背山線交差～京都山城総合医療センター
	笠置町道笠置～上津線	国道163号交差～笠置町役場
	和束町道和束宇治田原線	(主)木津信楽線交差～和束町道中溝役場線交差(和束町役場付近)
	和束町道中溝役場線	和束町道和束宇治田原線交差～和束町役場
	精華町道庁舎南線	(主)八幡木津線交差～精華町役場

道路種別	路線名	区間
市町村道	精華町道僧坊・旭線	精華下狛IC～祝園分屯地
	南山城村道殿田線	国道163号交差～道の駅 お茶の京都みなみやまし ろ村
	亀岡市道保津橋迫分線	亀岡市道スタジアム1号線(スタジアム倉庫付 近)～ 亀岡園部線
	亀岡市道スタジアム1号線	スタジアム倉庫～亀岡市道保津橋迫分線
	南丹市上本町佛大線	国道9号交差～南丹市道園部小学校線交差(南丹市 役所付近)
	南丹市道園部小学校線	南丹市上本町佛大線交差～南丹市役所
	南丹市道八木中央線	国道9号交差～南丹市道八木大藪線交差(京都中 部総合医療センター付近)
	南丹市道八木大藪線	南丹市道八木中央線～京都中部総合医療センター
	京丹波町道中台皿引野線	国道173号交差～道の駅 瑞穂の里さらびき
	綾部市道西町青野線	(主)福知山綾部線交差～綾部市道広小路線交差 (綾部市役所付近)
	綾部市道広小路線	綾部市道西町青野線交差～綾部市役所
	福知山市道篠尾新町荒河線	(一)福知山停車場篠尾線交差～福知山市民病院
	福知山市道駅南区画25-1 号線	国道9号交差～(一)福知山停車場篠尾線交差
	福知山市道菱屋堀線	国道9号交差～福知山駐屯地
	舞鶴市道潮路通線	国道27号線交差～京都舞鶴港
	宮津市道惣宮村線	宮津市道安智病院線交差(宮津倉庫(宮津総合庁 舎)付近)～(主)綾部大江宮津線交差
	宮津市道安智病院線	宮津市道惣宮村線交差～宮津市道中橋惣線交差 (宮津倉庫(宮津総合庁舎)付近)
	宮津市道中橋惣線	宮津市道吉原波路線交差～宮津市道安智病院線交 差(宮津倉庫(宮津総合庁舎)付近)
	宮津市道吉原波路線	宮津倉庫(宮津総合庁舎)～宮津市道中橋惣 線 交差
	与謝野町道大浜線	国道178号交差～京都府立医科大学附属北部医 療センター
	京丹後市道立長御旅線	(主)網野峰山線交差～京丹後市道有田津久田線交 差(京丹後市役所付近)
	京丹後市道有田津久田線	京丹後市道立長御旅線交差～京丹後市道樋田丁 田線交差(京丹後市役所付近)
	京丹後市道樋田丁田線	京丹後市道有田津久田線交差～京丹後市役所

表3.17.5 緊急輸送道路一覧表

区分	道路種別	路線名	区間	延長(km)
1次	高速自動車国道	名神高速道路	京都市境～大阪府境	6.3
		舞鶴若狭自動車道	兵庫県境～福井県境	46.5
		新名神高速道路	滋賀県境～城陽IC	12.9
			城陽IC～八幡京田辺IC	3.5
	その他有料道路等	八幡京田辺IC～大阪府境	1.3	
		第二京阪道路	京都市境～大阪府境	10.5
		京都縦貫自動車道(京都丹波道路)	京都市境～丹波IC	28.6
		京都縦貫自動車道(丹波綾部道路)	丹波IC～綾部JCT	29.2
		京都縦貫自動車道(綾部宮津道路)	綾部JCT～宮津天橋立IC	22.7
		京都縦貫自動車道(京都第二環状道路)	大山崎JCT～京都市境	5.0
		山陰近畿自動車道(宮津与謝道路)	宮津天橋立IC～与謝天橋立IC	6.1
		山陰近畿自動車道(野田川大宮道路)	与謝天橋立IC～京丹後大宮IC	4.4
		山陰近畿自動車道(大宮峰山道路)	京丹後大宮IC～(仮称)大宮峰山IC	5.0
		京滋バイパス	大山崎JCT～京都市境	2.0
		京奈和自動車道	京都市境～滋賀県境	15.5
			城陽IC～木津IC	17.0
		16区間(8路線)	小計	216.5
1次	一般国道(指定区間)	1号	京都市境～大阪府境(京阪国道)	8.1
			京都市境～大阪府境(バイパス)	9.6
			国道24号交点～国道478号交点(京滋バイパス側道)	2.0
		9号	京都市境～兵庫県境	93.1
		24号	京都市境～奈良県境	27.3
			(都)東部丘陵線交点～国道163号交点(城陽井手木津川バイパス)	11.2
		27号	国道9号交点～福井県境	63.9
			国道27号交点～国道27号交点(西舞鶴道路)	4.9
		163号		7.9
		171号	京都市境～大阪府境	8.0
		478号	国道171号交点～国道1号(京阪国道)交点	5.1
		11区間(7路線)	小計	241.1
1次	一般国道(指定区間外)	162号	京都市境～福井県境	23.0
		163号	国道24号交点～三重県境	22.4
			(一)木津横田線交点～木津川橋北詰	2.8
		175号	兵庫県境～国道9号交点	3.8
			国道9号交点～国道27号交点	30.0
		176号	国道175号交点～国道178号交点	34.5
		177号	国道27号交点～舞鶴市字下安久	0.7
		178号	国道175号交点～国道176号交点	19.7
		307号	国道312号交点～兵庫県境	4.5
			国道24号交点～田辺西IC	4.1
		312号	国道176号交点～国道178号交点	31.0
		372号	大宮峰山IC(仮称)～国道482号交点	1.2
		423号	国道9号交点～兵庫県境	21.2
		482号	大阪府境～国道372号交点	12.4
			峰山総合庁舎～国道312号交点	2.4
		15区間(11路線)	小計	213.7
1次	主要地方道	京都宇治線	宇治東IC～(主)宇治淀線交点	1.5
		福知山綾部線	(主)綾部インター線交点～国道27号交点	0.5
		綾部大江宮津線	宮津天橋立IC～国道176号交点	2.0
		大山崎大枝線	国道171号交点～(主)西京高槻線交点	1.3
		宇治淀線	(主)京都宇治線交点～国道24号交点	5.0
		園部平屋線	国道9号交点～園部IC	2.0
		八幡木津線	国道1号(京阪国道)交点～京田辺市道薪新田辺線交点	5.2
			京田辺市道薪新田辺線交点～木津川市道木713号相楽台16号線交点	12.5
			(主)生駒精華線交点～(一)けいはんな記念公園木津線交点	0.9
			(主)舞鶴福知山線交点～(一)福知山停車場篠尾線交点	0.9
		福知山停車場線		
		池辺京田線	舞鶴西IC～国道27号交点	1.1
		小倉西舞鶴線	国道27号交点～舞鶴東IC	2.2

区分	道路種別	路線名	区間	延長(km)
1次	主要地方道	舞鶴福知山線	(主)福知山停車場交点～国道9号交点	1.2
		西京高槻線	(一)中山稲荷線交点～(主)大山崎大枝線交点	6.5
		舞鶴綾部福知山線	(主)綾部インター線交点～(主)綾部インター線交点	0.9
		綾部インター線	(主)福知山綾部線交点～(主)舞鶴綾部福知山線交点	1.6
			(主)舞鶴綾部福知山線交点～綾部IC	0.4
		17区間(14路線)	小計	45.7
1次	一般府道	中山稲荷線	京都市境～(主)西京高槻線交点	1.1
		中山向日線	乙訓総合庁舎～(主)西京高槻線交点	0.1
		福知山停車場篠尾線	(主)福知山停車場線交点～国道9号交点	1.2
		大宮岩滝線	国道312号交点～京丹後大宮IC	2.5
			4区間(4路線)	小計
1次	市町村道	精華町道 桜が丘133号線	木津川市道 木712号相楽台15号線～国道163号交点	0.06
		精華町道 桜が丘134号線	国道163号交点～木津川市道 木713号相楽台16号線	0.10
		木津川市道 木712号相楽台15号線	(主)八幡木津線交点～精華町道 桜が丘133号線	0.08
		木津川市道 木713号相楽台16号線	精華町道 桜が丘134号線～(主)八幡木津線交点	0.17
		京田辺市道 薪新田辺線	(主)八幡木津線(山手幹線)交点～(主)八幡木津線(現道)交点	0.50
		(都)東部丘陵線	城陽スマートIC～(都)城陽井手木津川線交点	0.50
			6区間(6路線)	小計
1次	その他(臨港道路)	前島中央臨港道路	国道27号～前島臨港道路交点、前島臨港道路交点～前島中央臨港道路取合4号交点	0.55
		前島臨港道路	前島中央臨港道路交点～前島中央臨港道路交点	0.18
		前島中央臨港道路取合4号	前島中央臨港道路交点～前島ふ頭(京都舞鶴港 東港)	0.10
		下福井喜多臨港道路	国道175号～喜多ふ頭臨港道路交点	0.80
		喜多ふ頭臨港道路	下福井喜多臨港道路交点～喜多ふ頭臨港道路取合1号交点	0.35
		喜多ふ頭臨港道路取合1号	喜多ふ頭臨港道路交点～喜多ふ頭(京都舞鶴港 西港)	0.65
			6区間(6路線)	小計
		75区間(55路線)	1次合計	725.9

区分	道路種別	路線名	指定区間	延長(km)
2次	一般国道(指定区間外)	173号	兵庫県境～国道27号交点	26.2
		178号	国道176号交点～(主)香美久美浜線交点	77.8
		307号	滋賀県境～国道24号交点	17.5
			田辺西IC～大阪府境	0.9
			(主)宇治木屋線交点～宇治田原IC	0.3
		426号	兵庫県境～国道9号交点	10.5
		477号	国道9号交点～(主)園部能勢線交点	0.6
			(一)八木東インター線交点～国道9号交点	0.2
		482号	国道178号交点～(一)間人大宮線交点(北側)	2.5
			(一)間人大宮線交点(南側)～峰山総合庁舎	8.3
			国道312号交点～兵庫県境	5.8
		11区間(6路線)	小計	150.6
2次	主要地方道	小浜綾部線	福井県境～国道27号交点	27.9
		木津信楽線	国道163号交点～滋賀県境	19.5
		枚方亀岡線	大阪府境～国道9号交点	5.2
		福知山綾部線	国道9号交点～(主)綾部インター線交点	12.1
		大山崎大枝線	(主)西京高槻線交点～(主)伏見柳谷高槻線交点	1.7
		香美久美浜線	(一)久美浜気比線交点～国道178号交点	0.4
		綾部宮島線	国道27号交点～国道162号交点	17.2
		京都守口線	京都市境～(主)八幡木津線交点	1.3
		宇治淀線	国道24号交点～京都市境	3.6
		網野峰山線	国道178号交点～国道312号交点	8.6
		園部平屋線	園部IC～国道162号交点	26.1
		八幡木津線	(主)京都守口線交点～国道1号(京阪国道)交点	3.7
			国道1号(バイパス)交点～上津屋工業団地	0.6
		東舞鶴停車場線	JR東舞鶴駅～国道27号交点	0.6
		亀岡園部線	国道9号交点～(主)園部平屋線交点	20.0
		小倉西舞鶴線	(主)舞鶴和知線交点～国道27号交点	7.1
		奈良加茂線	(主)天理加茂木津線交点～国道163号交点	1.8
		茨木亀岡線	大阪府境～大阪府境((主)枚方亀岡線交点)	8.3
		天理加茂木津線	(主)奈良加茂線交点～国道163号交点	4.4
		京都日吉美山線	(主)園部平屋線交点～(主)日吉京丹波線交点	1.9
		舞鶴和知線	国道27号交点～(主)小浜綾部線交点	15.6
		網野岩滝線	国道178号交点(網野町側)～国道178号交点(与謝野町側)	22.0
		園部能勢線	国道477号交点～国道372号交点	8.6
		舞鶴福知山線	(主)舞鶴綾部福知山線交点～(主)福知山停車場線交点	1.2
		市島和知線	京丹波町道 本庄坂原線交点～国道27号交点	2.0
		宇治木屋線	国道307号交点～南栗所交差点	1.8
			南栗所交差点～宇治田原町役場	1.1
		西京高槻線	(主)大山崎大枝線交点～大山崎町役場	0.6
			大山崎町役場～(一)下植野大山崎線交点	0.3
		城陽宇治線	国道24号交点(新名神側)～国道24号交点(京滋バイパス側)	7.0
		枚方山城線	(主)八幡木津線交点～国道24号交点	1.8
		生駒精華線	精華学研IC～(主)八幡木津線交点	0.7
		宮前千歳線	千代川IC～国道9号交点	1.1
		舞鶴綾部福知山線	(一)淵垣上八田線交点～(主)綾部インター線交点	3.7
			福知山市道上荒河観音寺線交点～(主)舞鶴福知山線交点	1.0

区分	道路種別	路線名	指定区間	延長(km)
2次	主要地方道	野田川大宮線	国道176号交点～(主)宮津養父線交点	1.7
		佐々江下中線	(主)園部平屋線交点～京都市境	2.4
		伏見柳谷高槻線	(主)西京高槻線交点～(主)大山崎大枝線交点	0.8
		日吉京丹波線	(主)京都日吉美山線交点～国道9号交点	7.4
		上野南山城線	南山城村役場～国道163号交点	1.5
		40区間(36路線)	小計	254.3
2次	一般府道	久美浜気比線	(一)久美浜停車場線交点～(主)香美久美浜線交点	0.4
		中山稲荷線	(主)西京高槻線交点～京都市境	0.6
		下植野大山崎線	(主)大山崎大枝線交点～(主)西京高槻線交点	0.8
		長岡京停車場線	乙訓消防組合消防本部～国道171号交点	0.4
		黄檗停車場線	陸上自衛隊宇治駐屯地～国道24号交点	0.9
		富野荘八幡線	国道1号(バイパス)交点～(一)八幡京田辺インター線交点	0.7
		山城総合運動公園城陽線	山城総合運動公園～国道24号交差点	3.8
		八幡京田辺インター線	(一)富野荘八幡線交点～山手幹線交点	1.4
			山手幹線交点～大阪府境	0.2
		和東井手線	国道24号(現道)交点～国道24号(城陽井手木津川BP)交点	1.3
		和泉宮脇線	(主)綾部宮島線交点～(主)園部平屋線交点	3.2
		亀岡停車場線	亀岡市役所～国道9号交点	0.2
		東掛小林線	大井IC～国道9号交点	0.8
		郷ノ口室河原線	八木西IC～国道9号交点	0.1
		園部停車場線	JR園部駅～国道9号交点	0.2
		桧山須知線	国道173号交点～国道9号交点	6.6
		八木東インター線	八木東IC～国道477号交点	0.7
		淵垣上八田線	国道27号交点～(主)舞鶴綾部福知山線交点	0.8
		内宮地頭線	舞鶴大江IC～国道175号交点	0.6
		西舞鶴停車場線	JR西舞鶴駅～国道27号交点	0.1
		宮津停車場線	京都丹後鉄道宮津駅～(主)綾部大江宮津線交点	0.5
		温江加悦線	国道176号交点～(一)中藤加悦線交点	1.4
		伊根港線	国道178号交点～「道の駅」舟屋の里伊根	1.3
		野田川加悦線	(一)中藤加悦線交点～国道176号交点	0.9
		間人大宮線	国道482号交点(北側)～国道482号交点(南側)	3.0
		明田京丹後大宮停車場線	国道312号交点～京丹後市大宮庁舎	0.3
		木津網野線	京丹後市網野庁舎～国道178号交点	0.5
		久美浜停車場線	(一)久美浜気比線交点～国道178号交点	0.4
		中藤加悦線	(一)温江加悦線交点～(一)野田川加悦線交点	0.7
		小坂青垣線	国道9号交点～福知山市夜久野支所	0.2
		柚原向日線	向日市役所～(主)西京高槻線交点	0.2
		長尾八幡線	国道1号(京阪国道)交点～(主)八幡木津線交点	2.5
		32区間(31路線)	小計	35.7
2次	市町村道	宇治市道 宇治白川線	(主)宇治淀線交点～山城総合運動公園	1.5
		1区間(1路線)	小計	1.5
		84区間(74路線)	2次合計	442.1
		159区間(116路線(※1))	1次+2次の合計	1,168.0

(※1) 1次(55路線)+2次(74路線)=129路線から、重複している13路線(国道(3)、主要地方道(9)、一般府道(1))を控除。
 国道(3): 国道178号、国道307号、国道482号
 主要地方道(9): 福知山綾部線、大山崎大枝線、宇治淀線、園部平屋線、八幡木津線、小倉西舞鶴線、舞鶴福知山線、西京高槻線、舞鶴綾部福知山線
 一般府道(1): 中山稲荷線

(※2) バイパス事業実施中の供用中路線は、現道部の延長を計上。

第4節 地震被災建築物応急危険度判定等計画

(府建設交通部)

第1 基本方針

地震により建築物又は宅地（擁壁・法面等を含む）に著しく損傷が生じた場合、地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに実施することにより、必要があれば居住者等に避難を喚起し、余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止する。

第2 応急対策

1 情報の収集

大規模な地震が発生した場合、建築物及び宅地の被災状況に関する情報の収集に努める。

2 被災建築物応急危険度判定の実施

建築物に関して被害が見られる場合は、京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会で検討を行った連絡体制等に基づき、応急危険度判定士の出動体制を組織するとともに、市町村が実施する判定業務を支援する。

また、多数の建築物が被害を受けた場合は、全国被災建築物応急危険度判定協議会及び近畿被災建築物応急危険度判定協議会のネットワークを活用して判定の実施を支援する。

3 被災宅地危険度判定の実施

宅地に関して被害が見られる場合は、京都府被災宅地危険度判定連絡協議会で検討を行った連絡体制等に基づき、被災宅地危険度判定士の出動態勢を組織するとともに、市町村が実施する判定業務を支援する。ま

た、多数の宅地が被害を受けた場合は、国土交通省に対し被災宅地危険度判定士の派遣等について調整を要請して、判定の実施を支援する。

第3 市町村で定めるべき事項

京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会の検討を踏まえ、市町村が実施する応急危険度判定の実施体制について定める。

第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画

第1 計画の方針

ライフラインとして社会生活に極めて重要な電気・ガス・上下水道施設が地震災害により被災した場合には、被害状況を迅速に調査し、諸施設が安定して機能するよう応急措置を講じるとともに、電気やガス等による二次災害を防止するための対策について定める。

第2 電気施設（関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社）

- 1 災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

- 2 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

- 3 府災害対策本部との連携

非常災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合、府災害対策本部から要請があった場合又は広域的な停電事故が発生した場合等必要があるときは、被害状況のほか停電状況や復旧見通しを府災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。

- 4 関係防災機関との連携

関係防災機関間で直通の情報連絡網（ホットライン）を構築し、広域的な停電事故が発生した場合は、当該情報連絡網を活用し、被害状況のほか停電状況や復旧見通し等を関係防災機関に報告する。

- 5 被害の復旧

非常災害対策本部は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各設備等の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（2021年11月29日）」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、京都府と連携を図りながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。

ただし、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

- 6 復旧応援

被害状況に応じて、社内連携を図るとともに、他電力会社等へ協力を要請し、復旧にあたる。

第3 ガス施設（大阪ガス株式会社および大阪ガスネットワーク株式会社）

- 1 計画の方針

地震の発生によりガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

- 2 応急対策

災害発生時には、防災業務計画に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

- (1) 情報の収集伝達及び報告

- ア 地震情報の収集、伝達

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

イ 通信連絡

- (7) 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。
- (4) 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。
- (9) 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

ア 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

イ 震度5弱以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。

ウ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 府災害対策本部との連携

災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合又は府災害対策本部から要請があった場合等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。

(5) 危険防止対策

ア 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行っている。

イ S I 値60カイン相当以上を記録した地域については、二次災害を防止するため当該地域地震対策ブロックのガス供給停止を自動で行う。

S I 値30カイン相当以上、60カイン相当未満となった地域についてはガス供給設備の安全確認を行い、これらの安全が確認されない限り、速やかに当該地域の地震対策ブロックのガス供給停止を決定する。

ウ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメータにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

(6) 応急復旧対策

ア 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

イ 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

第4 上下水道施設

1 水道施設

(1) 被害状況の収集及び伝達

府及び水道事業者等は、地震災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達するものとする。

水道事業者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

(2) 応急復旧

水道事業者等は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じ、また浄水場及びポンプ場等の被害に対しては、浄水機能等の回復を図るべく応急措置を講じる。

復旧計画の策定に当たっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。

また、水道用水供給事業者は、受水水道事業者等に対し、被災時においても給水を行えるよう被災状況に応じた広域水運用を行うとともに、被災した施設の迅速な応急復旧に努めるものとする。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

(3) 支援要請

水道事業者等は、人員、資機材が不足する場合は、速やかに相互応援協定等に基づく支援要請を行う。

また、府は、水道事業者等間の連携が図れるよう調整を行うとともに、必要に応じて広域的な支援について要請を行う。

(4) 災害広報

府及び水道事業者等は、各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、社会混乱を未然に防止するようにする。

2 下水道施設

(1) 被害状況の収集及び伝達

府及び下水道管理者は、地震災害の発生時に、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設の被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

下水道管理者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

(2) 応急復旧

下水道管理者は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

復旧計画の策定に当たっては、復旧の効果、効率のほか、人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等を考慮するものとする。

ただし、必要があるときは、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

(3) 支援要請

府は、広域的な被害が発生した場合、応急復旧に必要となる支援要員、資機材等の提供・調達について、下水道管理者等間の連携が図れるよう調整を行うとともに、必要に応じて、他府県からの支援について要請を行う。

(4) 災害広報

府及び下水道管理者等は、各施設の被害状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、下水道に関する不安解消に努め、必要に応じて、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するよう周知する。

3 工業用水道施設

工業用水道事業者は、工業用水道施設について、「1 水道施設」に準じた対策を講じるものとする。

第6節 通信・放送施設応急対策計画

(西日本電信電話株式会社・日本放送協会(京都放送局)・株式会社京都放送)

第1 計画の方針

地震災害の発生時に電気通信施設及び放送施設が被災した場合に、通信回線並びに電波通信装置に応急措置を講じるとともに、局舎の応急復旧及び中継所の仮設等を行って、通信・放送を確保する対策について定める。

第2 通信施設

1 設備及び回線の応急措置

電気通信設備が地震により被災し、通信回線の機能が停止したときは、西日本電信電話株式会社の災害対策規定の定めるところにより、被災設備の復旧に関して応急措置を講じる。

2 回線の復旧順位

第1順位 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

第2順位 ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体

第3順位 第1順位、第2順位に該当しないもの

(ただし、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。)

3 必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

4 府災害対策本部との連携

災害対策本部を設置している場合で被害状況について広報発表を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。

また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣することとする。

5 営業所等建物の応急措置

地震災害により営業所等建物が被災したときは、応急復旧措置を講じるとともに当該建物等の迅速な復旧が困難であるときには、他の建物等の利用・借入れ等を行い、すみやかに業務の再開を図る。

第3 放送施設

1 放送施設が地震災害により被災して支障のあるときは、あらゆる手段を講じて放送可能な電波を所定の順により使用するとともに、所定の計画に基づいて次の措置を講ずる。

- (1) 臨時放送所の確保
- (2) 臨時演奏所の借用
- (3) 臨時現像所の開設

2 中継回線の故障に際しては次の事項を考慮し、適切な措置を講ずる。

- (1) 無線中継の実施
- (2) 非常用番組の送信
- (3) 西日本電信電話株式会社への回復要請
- (4) 株式会社NTTドコモ関係への回復要請

第7節 社会公共施設応急対策計画

第1 計画の方針

地震災害発生時において、施設入所者の生命身体の安全確保を図り、かつ、社会公共施設の機能を維持するための措置について定める。

第2 被災時の対策

1 実施責任者

各施設の施設長が地震災害発生時の応急対策を実施するものとし、必要に応じて、消防機関等の関係機関及び地域住民等の協力を得る。

2 避難措置等

- (1) 施設入所者及び利用者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設の消防・災害対策計画に基づいて、迅速に安全な場所に避難させる。

また、防災関係機関への通報や情報提供に努めるとともに、組織的な応急活動体制の確保を図る。

- (2) 通園施設にあっては、被災の状況に応じて施設長の判断により、臨時休園等の措置をとる。

第3 応急復旧

1 公営の施設

府営及び市町村営の施設では、被害状況の調査結果に基づいて被害額、復旧方法等を検討し、応急復旧措置を講ずる。

2 私営の施設

被害状況の調査結果に基づいて、法人が実施する復旧対策等に関して指導助言を行う。

3 応急援護

被災施設の復旧が長期にわたる恐れのある場合には、入所者の安全を考慮し、近傍の公共施設等の利用、在宅による援護等の実情に即して措置を行うよう施設長に対して指導助言をする。

なお、この場合において施設長は、状況に応じて関係機関等と緊密な連携を図る。

4 保健管理及び安全指導

入所者等の保健管理及び安全については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行う。

第8節 危険物施設等応急対策計画

第1 計画の方針

大地震の発生時に起り得る危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等の災害に際して、地域住民の生命・身体・財産を保護するための計画を定める。

さらに、災害の規模に応じて、石油類の流出等にあつては府地域防災計画事故対策計画編石油類流出事故対策計画など関連する他の諸計画に定めるところにより、関係機関は相互に緊密な連絡をとり、災害の軽減及び拡大防止に努める。

第2 危険物製造所等応急措置計画

- 1 危険物製造所等での危険物の流出又は火災等災害の発生に際しては、その施設の責任者、消防署と連携を密にし、被害の拡大防止等の総合的な応急対策を実施し、当該施設の関係者及び付近住民の安全を確保する。
- 2 災害が発生した場合は、関係機関と連携し、状況に応じて次の措置をとる。
 - (1) 消防機関への通報
 - (2) 危険物の流出、延焼防止及び二次災害の誘発防止
 - (3) 付近住民等に対する広報活動
 - (4) 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
 - (5) 避難誘導及び群衆整理
 - (6) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
 - (7) 危険物火災の特性に応じた消防活動
 - (8) 危険物の除去

第3 火薬類保管施設応急措置計画

- 1 火薬類を取扱っている場所の付近で地震に起因する火災が発生し、貯蔵又は取扱い中の火薬類に引火爆発の恐れがある場合には、その施設の責任者、関係防災機関等と連携を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移動させる措置をとるとともに、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- 2 1の場合において、火薬類を移動させるいとまがない場合は、火薬類の暴発等により危害の及ぶ恐れがある区域を警戒区域として設定し、延焼防止に当たるとともに、住民の避難、立入禁止など、警備上必要な措置をとる。
- 3 災害が発生した場合は、防災関係機関等と連携し、状況に応じて次の措置をとる。
 - (1) 在置火薬類に関する情報収集
 - (2) 消火活動
 - (3) 注水その他の延焼防止活動
 - (4) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
 - (5) 警戒区域の設定及び交通規制
 - (6) 飛散火薬類等の検索回収
 - (7) 二次爆発の防止措置
- 4 災害のため自動車による火薬類の運搬に支障があると認められる時は、公安委員会が緊急措置をとり、その運搬を制限又は禁止する。

第4 高圧ガス貯蔵施設応急措置計画

- 1 地震災害の規模及び態様、地形、建築物の状況、高圧ガスの種類及び数量、気象条件を考慮し、施設の管理者、消防その他の関係防災機関、京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連携を密にして、迅速かつ適切な措置をとる。
- 2 爆発、火災又は可燃性ガス若しくは酸素の漏洩が発生した場合は、状況に応じて次の措置をとる。
 - (1) 京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所への出動要請
 - (2) 高圧ガス設備運転の緊急停止及び充てん容器等の安全な場所への移動
 - (3) ガス漏洩状況及び流動範囲の確認
 - (4) 漏洩防止作業
 - (5) 注水及び消火活動
 - (6) 付近住民に対する広報活動
 - (7) 立入禁止区域の設定及び交通規制
 - (8) 避難誘導及び群衆整理
 - (9) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
 - (10) 応急措置に必要な資機材の緊急輸送路の確保
 - (11) 引火性、発火性又は爆発性物質の移動
- 3 毒性ガスの漏えいに際しては、2に定めるものの他、必要に応じて次の措置をとる。
 - (1) 施設の管理者等に対する防毒措置の指示
 - (2) 付近住民等に対する中毒防止方法の広報
 - (3) 薬剤、防毒資機材の輸送援助

第5 毒物劇物保管施設措置計画

- 1 応急措置

地震災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物営業者等において、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の保健所、消防機関又は警察署に届け出る（毒物及び劇物取締法第16条の2）。
- 2 緊急措置

保健所（又は警察）は毒物劇物の流出散逸等の状況についてすみやかに広報活動し、関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関にただちに連絡する。

第6 原子力以外の放射性物質応急対策

地震災害発生時に、原子力以外の放射性物質の放射線障害が発生した場合は、これを取り扱う施設の責任者に、ただちに防災関係機関に通報させるとともに、施設の責任者及び防災関係機関は、次の応急措置を講じる。

- 1 放射線量の測定
- 2 危険区域の設定と立入禁止制限
- 3 危険区域住民の退避措置
- 4 被ばく者等の救出、救護
- 5 交通規制と群衆整理
- 6 人心安定のための広報活動
- 7 その他災害の状況に応じた必要な措置

第9節 住宅応急対策計画

第1 計画の方針

地震災害発生時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

第2 被災住宅に対する措置

1 一般住宅に対する措置

一般民間住宅については、災害直後における措置として、次の第3による応急仮設住宅の建設、第4による住宅の応急修理を実施するとともに、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度について、指導にあたりとともに、直ちに当該融資に必要な業務をあわせて行う。

2 公営住宅に対する措置

公営住宅の事業主体においては、地震災害による公営住宅の被災状況を早急に調査し、必要な応急措置を行うとともに、再建又は補修の必要な公営住宅については早期に復旧を図る。

この場合、公営住宅法第8条の規定により、国は、復旧に要する費用の一部について補助することができることになっている。

(1) 対象

災害による被災の規模等に係る要件は設けられていないが、一戸当たりの復旧費が11万円以上で合計額が290万円以上（ただし、市町村においては190万円以上）となる場合について国庫補助の対象となっている。

(2) 査定及び補助率

事業主体が既設公営住宅の復旧計画を有する場合は、国により滅失（再建設費）及び補修費の査定を受ける。補助率は復旧に要する費用（再建設費が標準建設費を超えときは、標準建設費とみなす。）の1/2である。

ただし、激甚災害の場合は補助率のかさ上げが行われることになっている。

(3) 復旧の手順

ア 災害現況の現地調査

イ 既設公営住宅復旧計画書の提出

ウ 再建設費、補修費及び宅地復旧費の査定

第3 応急仮設住宅

1 仮設住宅の建設

一般災害については市町村長が建設し、災害救助法を適用した災害については知事が建設する。市町村及び京都府においては、平常においてあらかじめ二次災害の危険のない応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備しておくものとする。

知事は、応急仮設住宅の建設に当たって住宅建設業者のあっせんその他の協力を得るため、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会とそれぞれ「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結しておくものとする。

なお、応急仮設住宅の建設に当たっては、高齢者・障害者等仕様住宅も含めた必要戸数の確保に努める。

対象、費用の限度、着工の期間、供与期間、自らの資力では住宅を得ることができない者の範囲は「資料編3-5」に示すとおり。

2 既存公的施設の利用

府及び市町村は、平常においてあらかじめ選定された一時居住住宅として利用可能な既存公的施設を利用し、応急仮設住宅の供与までの間の居住の安定に資するものとする。

なお、公営住宅など応急仮設住宅と同様に利用できる施設については、応急仮設住宅として取り扱うものとする。

3 民間住宅・旅館等の利用

府は、応急仮設住宅及び一時居住住宅として提供可能な民間住宅やホテル・旅館等の民間施設を借上げ、被災者の居住の安定を図る。

このため、府においては、関係業界団体からの利用可能施設に係る情報提供システムを確立し、空家等の把握に努めるとともに、あらかじめ関係業界団体と借上げ施設の確保体制を確立しておくものとする。

4 仮設住宅等の供与

(1) 応急仮設住宅、既存公的施設及び民間施設（以下「応急仮設住宅等」という。）の入居者の選考に当たっては、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等、生活条件を十分考慮の上決定するものとする。

(2) 応急仮設住宅等は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであるもので、入居者にこの趣旨の理解を求めるとともに、住宅のあっせん等を積極的に行うものとする。

5 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

第4 住宅の応急修理

一般災害については、住宅所有者が行うものとし、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）自らの資力により応急修理ができない者に対しては、日常生活に欠くことのできない部分に限定して、知事が応急修理を行う。

対象、修理部分、費用の限度、期間は「資料編3-5」に示すとおり。

第5 建築資材の調達

特に必要が生じた場合には、国有林野産物の供給について、近畿中国森林管理局に要求するものとする。

第6 市町村地域防災計画で定める事項

災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理が迅速かつ的確に行われるよう、その方策を定める。

1 応急仮設住宅

(1) 入居者選考の機関の設置（入居者の決定は知事が行い、市町村長はその補助機関とする。）

(2) 建設予定地の選定（平常においてあらかじめ選定しておく）

2 住宅の応急修理

修理を実施する際の対象戸数の選定方法

第10節 農林水産施設応急対策計画（府農林水産部）

第1 計画の方針

地震災害により農林水産用施設が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止し、また、適切な応急措置を実施して、農林水産業の生産が迅速に元の形態に復するために必要な計画について定める。

第2 農業用施設

- 1 農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早期に行われるよう努める。
また、土地改良区及び農業水利団体は施設及び農地の被害状況、被害額並びに気象資料を市町村及び広域振興局を經由して速やかに報告することとする。
なお、農地、農業施設の復旧にあたっては、市町村等と連携し査定前着工制度の活用により、早期の復旧に努める。
- 2 出水等による被災の程度が大規模で、周辺地域に湛水の危険があるときには、すみやかに関係機関と連絡を取り、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。
- 3 管理施設（頭首工、揚水機場、樋門、ため池、水路等）ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。
- 4 近畿農政局では、災害応急対策に使用する場合次の機械を貸し付けており、在庫確認の上、借受の要請を行う。
 - (1) 機械の種類
排水ポンプ車、陸上ポンプ、水中ポンプ等
 - (2) 貸付対象
災害時における応急排水や用水確保を行うもの
 - (3) 機械保有場所
近畿農政局土地改良技術事務所
京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地（641-6391）

第3 林業用施設

- 1 林地荒廃防止施設及び林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに二次災害の防止対策等緊急の措置を講じる。
- 2 被災の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性があるときには、立ち入り禁止等の措置を取り、地域住民に広報して安全対策を実施する。
- 3 施設ごとの被災状況に基づいて関係機関は応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

第4 畜産施設

- 1 大地震の発生に際して、畜舎及び管理施設等が破損する等の被害を受け、家畜の逃亡、へい死、病気の発生等が生じた場合は、その実態を早急に把握して、関係機関に連絡するとともに、その協力を得て適切な応急措置を講じる。
- 2 家畜保健の関係機関は家畜のへい死、病気の発生又はその恐れがあるときは、へい畜の処分並びに予防接種、薬剤散布等を行って家畜の病気の発生又はまん延を防止する措置を講じる。
- 3 被災地域における家畜飼料を確保するために、関係機関及び飼料販売業者の協力を得る。

第5 漁業用施設

- 1 漁港施設、養殖施設等の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに、二次災害の防止対策等緊急の措置を講ずる。
- 2 被害が拡大し周辺地域に危険が及ぶ恐れがあるときは、立入り禁止等の措置をとるとともに住民に広報し、安全対策を実施する。
- 3 施設ごとの被災状況に基づき応急復旧計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずる。

第6 治山施設

- 1 地震により堰堤、護岸工等の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害をうけたときには、早急に現場の被災状況を点検調査し、関係市町村、消防署（団）、警察署等関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等の緊急措置を実施する。
- 2 被害の程度が甚だしく、また雨水の浸透等により破壊が拡大し、地域住民に危険を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全対策を講じる。
- 3 被害状況に応じて復旧計画を策定し、民生の安定を図るために緊急性の高いものから応急復旧対策を実施する。

第18章 災害地の応急対策に関する計画

第1節 住宅関係障害物除去計画

第1 計画の方針

地震災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くことによって民生の安定を図る。

第2 除去活動の実施要領

- 1 障害物の除去は、市町村が行う。
- 2 第一次的には、市町村保有の器具、機械を使用して実施する。
- 3 労力又は機械力が不足する場合は、災害対策基本法第67条に基づき他の市町村からの応援を求める。
- 4 労力又は機械力が相当不足する場合は、府内の民間団体等からの資器材・労力等の提供を求める。

第3 災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準

「資料編3-5」に示すとおり。

第2節 廃棄物処理計画（府総合政策環境部）

第1 計画の方針

京都府災害廃棄物処理計画に基づき、被災地のごみ及びし尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速適切に実施し、生活環境の保全を図る対策について定める。

なお、この防災体制の整備に当たっては、関係者との連携協力を図るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を行うものとする。

第2 計画の内容

1 府の施策

- (1) 府は、発災直後から、被災市町村の処理施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量見込み、廃棄物（がれき）の発生量見込み等について、情報収集を行うとともに、環境省に報告する。
- (2) 府は、被災市町村からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、府内市町村及び関係団体に対して、広域的支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、必要に応じ他府県に対する支援要請及び環境省に対する全国的な支援要請を行う。

2 市町村の施策

- (1) 被災市町村は、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- (2) 被災市町村は、処理施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害状況と廃棄物（がれき）の発生量見込み等について、府に報告する。
- (3) 被災市町村は、廃棄物の収集・処理に必要な人員、収集運搬車両等が不足する場合には、府に支援を要請する。
- (4) 被災市町村は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

仮設便所の設置に当たっては、障害者への配慮を行う。

- (5) 被災市町村は、水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所等の衛生の向上を図る。
- (6) 被災市町村は、発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には廃棄物の収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみ等を早期に処理するように努める。
- (7) 被災市町村は、廃棄物（がれき）の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管等のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物（がれき）の最終処分までの処理ルートの確保を図る。
- (8) 被災市町村は、応急活動後、処理・処分の進捗状況を踏まえ、廃棄物（がれき）の破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

「本節第2の2」に定めた計画に基づき、その対策を定めるものとする。

第19章 水防計画

府建設交通部
府農林水産部
近畿地方整備局

大地震発生時における水防計画は、水防上必要な監視、警戒、通報、連絡及びダム又は水門もしくは閘門の操作、水防のための水防管理団体、府、国の活動について計画するものであり、水防法の規定に基づく「京都府水防計画」に準拠する。

第1節 水防組織

大地震発生時の水防組織は、府防災計画に定められた災害警戒本（支）部又は災害対策本（支）部の組織によるものとする。

第2節 水防活動

第1 近畿地方整備局

大地震発生により直轄河川において浸水が発生し若しくは発生する恐れがあると認めた場合には、水防警報を発表する。

第2 府

近畿地方整備局から通報があった場合、又は大地震により知事管理河川、ダム、ため池等において洪水又は浸水が発生し若しくは発生する恐れがあると認めた場合には、ただちに関係水防管理団体に通知するとともに、「京都府水防計画」により水防活動を行う。〔府の水防体制（水防資器材）は「資料編3-7」参照〕

第3 水防管理団体等

水防管理団体は、大地震発生により水防警報等の通知を受けたとき又は危険区域の点検等により直接異常を発見したときは、ただちに水防活動を行う。

なお、水防活動を迅速かつ円滑に実施するため、水防資器材の備蓄、管内及び隣接市町村内の建設業者の建設重機、応援体制を把握しておく。

〔水防管理団体一覧は「資料編3-8」参照、水防管理団体の水防体制（水防資器材）は「資料編3-9」参照〕

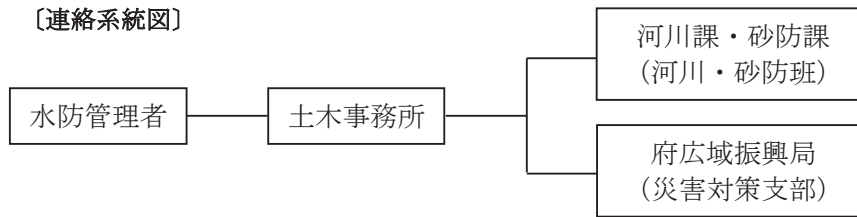
第4 その他

ため池、樋門、閘門、排水機場等の管理者は、大地震発生により、その管理する施設に被害が発生し、又は発生する恐れがあると認めた場合には、連絡員を現地に派遣し、異常を発見したときにはただちに水防管理者並びに関係河川管理者に連絡する。

1 次の場合には、連絡系統図によりただちに報告する。

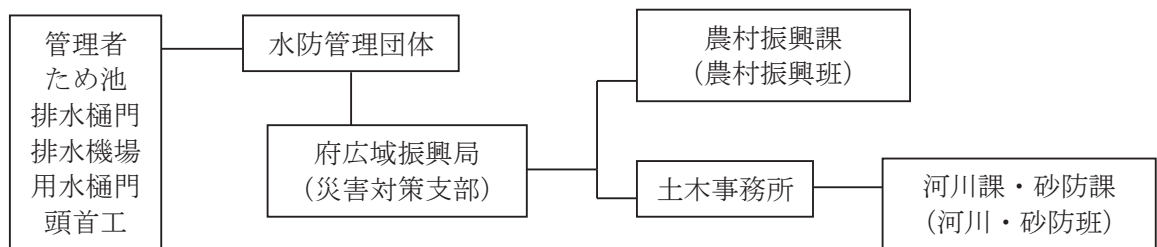
- (1) 水防団及び消防機関が出動したとき
- (2) 水防作業を開始したとき
- (3) 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）

〔連絡系統図〕



- 2 ため池等の異常を発見したときは（これに関する措置を含む。）、次の系統により報告する。

〔連絡系統図〕



3 決壊等の通報

大地震が発生したときに堤防若しくはため池が決壊し、又は恐れのある事態が発生した場合には、当該水防管理団体においては、水防法第25条の規定により、ただちにその旨を、所轄の土木事務所長、府広域振興局長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。土木事務所長においては、これをただちに建設交通部河川課・砂防課、警察署、直轄管理区間に係るものは国土交通省関係事務所、その他必要な機関に連絡するものとする。

第20章 環境保全に関する計画

(府総合政策環境部)

第1節 計画の方針

地震災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第2節 環境影響の応急及び拡大防止措置

地震災害に伴って、有害物質による環境汚染が発生した場合は、次の措置をとる。

第1 府の施策

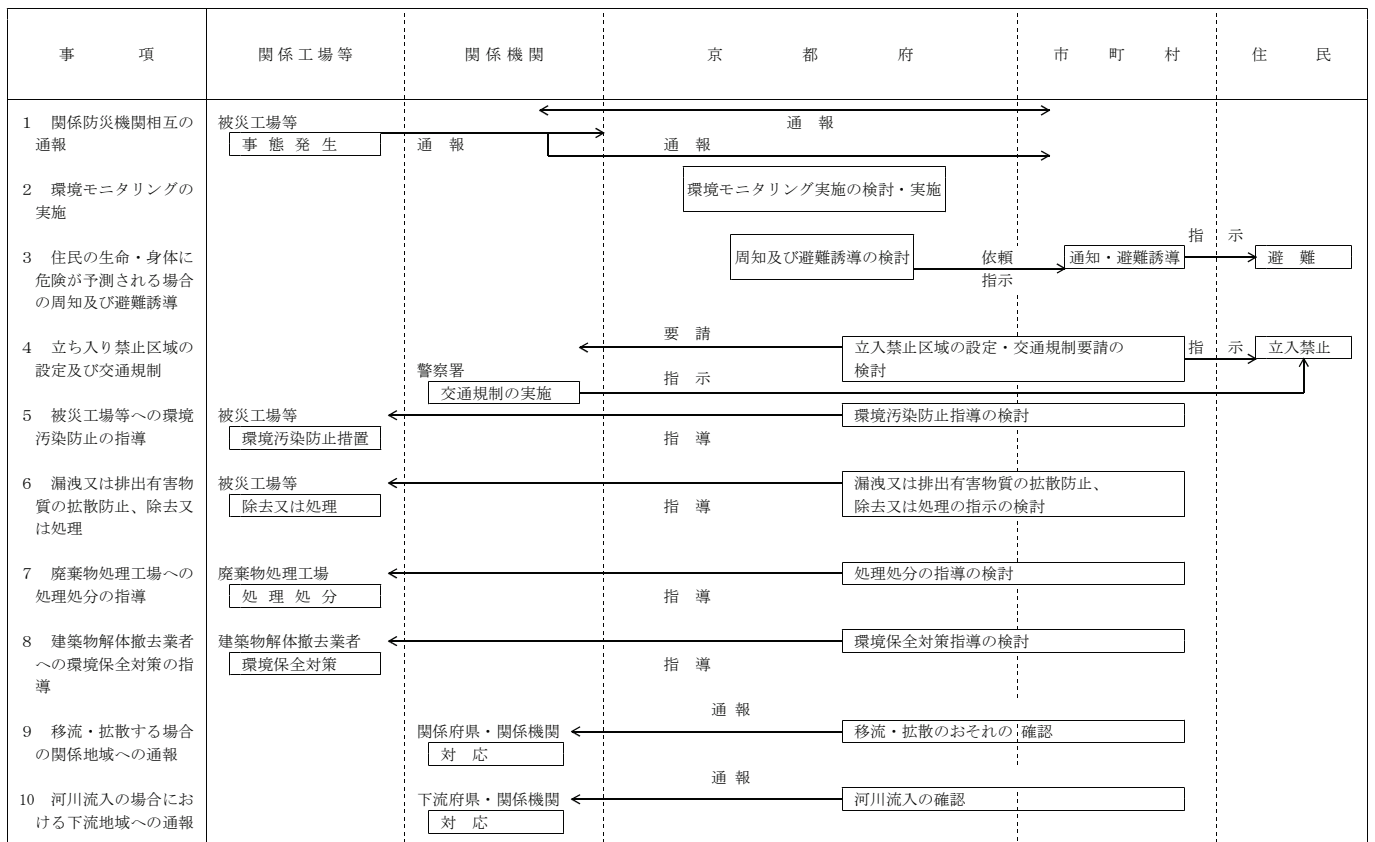
府は、市町村が行う住民等への通報、指示等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、次の施策を行う。(図3.20.1参照)

- 1 関係防災機関等へ通報する。
- 2 環境モニタリングを実施する。
- 3 住民の生命・身体に危険が予想される場合の周知及び避難誘導について、市町村に依頼又は指示する。
- 4 立入禁止区域の設定及び交通規制の実施について、市町村と調整し、警察本部に要請する。
- 5 被災工場等への環境汚染防止について、市町村と連携し、指導する。
- 6 漏えい又は排出有害物質の拡散防止、除去又は処理について、市町村と連携し、被災工場等へ指導する。
- 7 市町村と連携し、廃棄物処理工場へ適正な処理・処分の実施を指導する。
- 8 市町村と連携し、建築物解体撤去業者へ環境保全対策の実施を指導する。
- 9 有害物質が移流・拡散するおそれが生じた場合は、関係地域へ通報する。
- 10 有害物質が河川に流入するおそれが生じた場合は、下流地域へ通報する。

第2 市町村の施策

- 1 関係防災機関等へ通報する。
- 2 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- 3 その他、府の行う施策に協力する。

図 3.20.1 環境影響の応急及び拡大防止措置



第21章 文教応急対策計画

(府文化生活部・府健康福祉部・府教育庁)

第1節 計画の方針

第1 方針

地震災害発生時における文教応急対策については、児童生徒等の生命・身体の安全を第一義とし、情報の収集・伝達、学校等における安全対策、教育に関する応急措置、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救護活動への連携・協力等について万全を期する。

第2 実施責任者

- 1 府立学校、その他の教育機関については府教育長
- 2 市町（組合）立学校については市町村長又は組合管理者（委任を受けている場合は市町（組合）教育長）
- 3 私立学校については当該学校長及び当該園長（以下「校長」という。）
- 4 市町村に対する指導助言は府教育長

第2節 情報の収集・伝達

第1 発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

第2 被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講ぜられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により固定電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

第3節 学校等における安全対策

第1 学校における安全対策

1 在校時の対策

児童生徒等の在校時に発災した場合は、災害の状況に応じ、安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

2 寄宿舎等の対策

寄宿舎等においては、災害の状況に応じ、児童生徒等の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

3 在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

4 保護者への児童生徒等の引渡し

児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施するとともに、保護者の安全にも十分に留意する。

第2 学校以外の教育機関における安全対策

学校以外の教育機関においては、災害の状況に応じ、利用者の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

第4節 教育に関する応急措置

第1 授業の中断等の措置

学校において、授業を継続することにより児童生徒等の安全確保が困難と思われる場合、臨時に授業を行わないこと等の適切な措置を講じる。

第2 私立学校等

私立学校については、本節の計画に準拠して検討し、自主的に対策計画を策定できるよう指導する。

第3 施設・設備の安全点検・応急復旧等

災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

第4 私立学校

被害状況について関係機関の協力を得て調査し処理する。

第5 学用品の調達及び配分

1 災害救助法が適用された場合

(1) 教科書

ア 教育部は市町（組合）立学校以外の公立学校（国立大学法人及び独立行政法人が設置する学校を含む。以下同じ。）及び私立学校の補給の必要冊数をまとめ、京都府教科書図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給、配分を実施する。

イ 市町（組合）立学校（京都市立学校を除く。）については、市町村長が調査して教育部に報告し、教育部の調整のもと調達、配分を実施する。

(2) 文房具及び通学用品

ア 教育部は市町（組合）立学校以外の公立学校の補給必要品数をまとめ、直接調達、配分を実施する。

イ 文化生活的文教班は私立学校の補給必要品数をまとめ、直接調達、配分を実施する。

ウ 市町（組合）立学校（京都市立学校を除く。）については、市町村長が調査して教育部に報告し、教育部の調整のもと調達、配分を実施する。

エ 府立特別支援学校の小学部及び中学部については、教育部が直接調査、調達、配分を実施する。

(3) 学用品の給与基準

「資料編 3-5」に示すとおり。

2 災害救助法が適用されない場合

(1) 教科書

ア 市町（組合）教育委員会は、被害状況を調査し教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から 1 か月以内に、府教育委員会を通じて社団法人教科書協会に無償補給の申請をするとともに京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。

イ 府立特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒については、府教育委員会が上記に準じて行う。

(2) 文房具及び通学用品

市町（組合）教育委員会は、直接調査、調達、配分を実施する。

第 6 学校給食の対策

学校給食物資の確保及び応急的な給食の実施については、公益財団法人京都府学校給食会等と協議し、必要な措置を講じる。

第 7 児童生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受入れ及び教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

第 8 教職員の補充確保

教職員の被災に伴う補充措置について、与えられた権限内において市町（組合）教育委員会が措置し、必要な場合には府教育委員会に派遣を要請する。

第 9 卒業、入学試験、就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じその円滑な実施のため適切な措置を講じる。

第 5 節 学校等における保健衛生及び危険物等の保安

第 1 保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病の予防等の措置並びにそれらの必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

第 2 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

第6節 被災者の救護活動への連携・協力

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し市町村災害担当部局等と連携を図る。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊き出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備するなど円滑な活動が行われるよう努める。

第7節 府立学校の防災体制

第1 災害の発生が予想される場合、また災害発生時における学校の防災体制については、各学校ごとの防災に関する計画等により災害対策本部教育部（災対支部）の指示に基づき所要の人員を配置する。所要の人員数については、絶えず災害対策本部と連絡調整すること。

第2 市内府立学校については本部直轄とする。

第3 京都市以外府立学校については災害対策支部に所属する。

第8節 市町村地域防災計画で定める事項

第1 気象及び災害情報の収集・伝達に関する事項

第2 施設・設備の緊急点検等に関する事項

第3 児童生徒等の安全対策に関する事項

第4 教育に関する応急措置に関する事項

第5 保健衛生及び危険物等の保安に関する事項

第6 被災者の救護活動への連携・協力に関する事項

第2章 ボランティア受入計画

第1節 計画の方針

災害ボランティアが十分な活動が行えるよう、府及び市町村は十分な情報提供と円滑に実施できる環境整備を図る必要がある。

このため、災害発生時のボランティアの受入に当たっては、ボランティア保険の加入促進の利便提供等必要な配慮を行うものとする。

第2節 専門ボランティアの受入れ

第1 京都府災害対策本部の要請等

- 1 災害発生時に、京都府災害対策本部が京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の活動が必要と判断したときは、当該団体に応援を要請する。
- 2 応援の要請に当たっては、各協定に基づき、ボランティアの活動地、活動期間、必要人数、活動地への移動手段等必要な情報の提供を行う。
- 3 災害対策本部は、応援要請後も継続して被災地の状況を把握し、専門ボランティア活動の必要な分野、人員等を検討の上、引き続き当該団体と調整を図る。
- 4 災害対策本部は、当該団体や外部から被災地入りしているボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

第2 登録実施主体の行う受入体制

要請を受けた登録実施主体は、登録検索、登録者との連絡及び希望者の受入れについての調整を行うこととし、その結果を災害対策本部に報告する。

第3 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の活動支援

- 1 災害対策本部等は、新たな災害時等応援協定の申し入れに対し、情報を提供し、必要な調整を行う。
- 2 市町村及び関係機関等は、京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体が応援活動に参加する際の宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめ京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体に紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第3節 一般ボランティアの受付及びコーディネート

第1 組織

1 京都府災害ボランティアセンター

京都府災害ボランティアセンターは、災害発生後、府内で展開される災害ボランティア活動の総括調整機能を担い、被災地で円滑に活動が行えるよう各種の支援を実施する。

- 2 市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）被災地の市町村社会福祉協議会等は、ボランティア団体、行政等が協働して、住民のボランティア活動に対する支援及び調整窓口として市町村センターを設置する。
- 3 京都府災害ボランティアセンター現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）
災害が広域にわたる場合、甚大な場合など市町村センターのみによっては、同センターの機能を果たすことが困難な場合には、京都府災害ボランティアセンターは現地対策本部を設置し、市町村センターの活動を支援する。

第2 機能、事業

- 1 ボランティアコーディネーター等の派遣
京都府災害ボランティアセンターは、初動支援チーム(先遣隊)を派遣するとともに、市町村センター、現地対策本部（以下「市町村センター等」という。）及び避難所等におけるボランティアコーディネーターの必要状況を把握しボランティアコーディネーターの派遣調整を行う。
- 2 受付及びコーディネート
 - (1) ボランティア活動希望（団体）者の受付・登録については、市町村センター等が行う。
 - (2) 市町村センター等に配置されたボランティアコーディネーターは、ボランティアニーズを把握し、ボランティア活動を企画、実施し、ボランティアコーディネート業務を行う。
- 3 情報収集・情報提供
 - (1) 市町村センター等は、ボランティアニーズに的確に対応できるよう、活動を通じて得た情報や関係団体等からの情報の収集を行い、災害ボランティアセンター等に情報提供を行う。
 - (2) 京都府災害ボランティアセンターは、市町村センター等からボランティア活動に関する情報を収集し、報道機関の協力を得て、これらの情報を迅速に公表すること等により、受入の調整に努める。
 - (3) 市町村センター等は、ボランティアによる効果的な支援活動を展開するため、自主的な活動を行うボランティアグループ・団体に対する情報提供や活動内容の調整等の連携を図るものとする。
 - (4) 被災市町村等は、ボランティアによる安否確認活動や相談活動に資するため、必要に応じ要配慮者名簿を現地対策本部等に提供するものとする。
- 4 活動資材等の調整・提供
 - (1) 京都府災害ボランティアセンターは、市町村センター等での活動資材等の必要状況を把握し、調整、提供を行う。

第3 一般ボランティアに対する支援

市町村及び関係機関等は、被災者支援活動に参加するボランティアの活動拠点、宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、ボランティアの宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめボランティアに紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第23章 義援金品受付配分計画

〔 府 健 康 福 祉 部 〕
〔 日本赤十字社京都府支部 〕

第1節 計画の方針

震災発生時において、府民及び他府県民等から被災者に寄贈される義援金品について、受付の便宜を図り、配分の円滑化について定める。

第2節 計画の内容

第1 義援金

1 義援金募集・配分委員会

府内に震災が発生し、義援金の寄贈が予想されるときは、日本赤十字社京都府支部を中心に、支援関係団体等を構成員とする義援金募集・配分委員会を設置する。

同委員会は、当該災害に係る義援金募集及び被災地、被災者への配分に関する事務を統括する。

2 受付機関

- (1) 日本赤十字社京都府支部、同各地区（京都市文化市民局及び各区役所、京都市を除く各市役所、京都府広域振興局）及び同各分区（町村役場）
 - (2) 京都府共同募金会及び同各地支会（京都市各区役所、京都府広域振興局）
 - (3) 京都府本庁
 - (4) 京都府府税事務所（自動車税管理事務所含む）
- ただし、災害の状況によっては、臨時に他の機関でも受け付ける。
- 他府県における震災の場合も上記に準じる。

3 受付・保管要領

- (1) 受付機関は災害発生の日からおおむね1箇月以内とし、必要に応じ延長する。
- (2) 府民への協力要請は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて行う。
- (3) 受付機関は、義援金を適正に保管するとともに、収支を明らかにする帳簿を備え付ける。
- (4) 各受付機関は、受け付けた義援金を、義援金募集・配分委員会に送金する。
- (5) 他府県における震災の場合、各受付機関は日本赤十字社京都府支部を通じ、被災府県の受入れ機関あて送金する。

4 配分

- (1) 義援金募集・配分委員会は、義援金総額、被災地の被害状況等に基づき配分基準を定める。
- (2) 義援金募集・配分委員会は、定められた配分基準に基づいて、被災地の市区町村長等受入機関あてに送金する。
- (3) 配分に当たっては、報道機関等の協力も得て、公平を維持し、迅速にこれを実施する。

第2 義援物資

1 受付機関

- (1) 京都府本庁
- (2) 京都府の各広域振興局、府税事務所（自動車税管理事務所含む）
- (3) 各市区町村役場

ただし、震災の状況によっては、臨時に他の機関でも受付ける。

他府県に震災が発生した場合も上記に準ずる。

2 受付・保管要領

(1) 受付期間は災害発生の日からおおむね1箇月以内とし、必要に応じ延長する。

(2) 府民への協力要請は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて行う。

府は、広報に当たって被災市町村のニーズを的確に把握し、その情報を迅速に提供することにより義援物資受入れの調整に努める。

(3) 義援物資は、寄贈に当たり特に被災地あるいは被災者を指定しないものとする。

(4) 義援物資で腐敗変質する恐れのあるものは受付けない。

(5) 受付機関は、義援物資を適正に保管するとともに、物資の出入りを記録する。

3 配分

(1) 京都府は、被災地の状況を把握し、義援品の配分を調整する。

(2) 府内における災害の場合、各受付機関は、受け付けた義援物資を京都府の調整のもとに、被災地の交通状況、必要経費及び効率性等を考慮の上、適切な輸送手段により原則として被災市町村の地域内輸送拠点に輸送するものとし、これにより難しい場合には府の広域物資輸送拠点に輸送するものとする。他府県からの義援物資についても同様とする。

(3) 他府県における災害の場合、各受付機関は、受け付けた義援物資を京都府の調整のもとに、被災地の交通状況、必要経費及び効率性等を考慮の上、適切な輸送手段により原則として府の広域物資輸送拠点に輸送するものとし、府は整理、仕分けのうえ被災都道府県等に送付する。

第3 市町村で定める事項

被災者に寄贈される義援金品の受付、保管及び配分について、各市町村においてその取扱いの方法を定める。

第24章 京都府災害支援対策本部等運用計画

(各機関)

第1節 計画の方針

他都道府県において大規模な災害が発生した場合、被災者の救援等災害支援対策を実施するための支援活動体制について定める。

第2節 災害支援警戒本部体制

第1 京都府災害支援警戒本部

- 1 災害支援警戒本部の設置及び閉鎖については、危機管理監、総合政策環境部長、健康福祉部長、防災監が協議し、決定する。(本部長…知事)

ただし、「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」締結府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合においては、本文の規定にかかわらず設置する。

- 2 災害支援警戒本部の職員配備体制は、「府防災計画震災対策計画編 第3編第1章第3節第4」の災害警戒本部等動員計画表中、震度5弱及び5強の要員配備に準ずる。
- 3 災害支援警戒本部の業務は、次のとおりとする。
 - ・本部長の指示事項の伝達
 - ・被害状況の調査及び収集
 - ・食料、物資等の提供
 - ・情報収集、災害応急活動要員としての職員派遣
 - ・その他特に被災地から要請のあった事項

第3節 災害支援対策本部体制

第1 災害支援対策本部の設置及び閉鎖

知事は、他都道府県において大規模な災害が発生した場合において、必要と認めたときは、知事を本部長、副知事を副本部長、危機管理監、京都府部制設置条例（平成7年京都府条例第3号）に定める各部の長、防災監、京都府教育委員会教育長並びに京都府警察本部長を本部員とした京都府災害支援対策本部を設置し、第3に掲げる事務分掌に基づき、それぞれの担当課が事務処理するものとし、支援対策がおおむね完了したと認めたときは、対策本部を閉鎖するものとする。

第2 災害支援対策本部の組織

(別表1)

第3 災害支援対策本部の事務分掌

(別表2)

第4 災害支援対策本部の動員

災害支援対策本部の動員は、災害支援対策本部の指令に基づき、各部（局・室）長、教育長及び警察本部長が災害の状況に応じ、臨機応変に実施する。

なお、京都市内地方機関の職員の動員については、必要に応じて、職員総務課長から本庁主管課長を通じて動員するものとする。

第5 災害支援対策支部の活動

1 災害支援対策支部の設置及び閉鎖

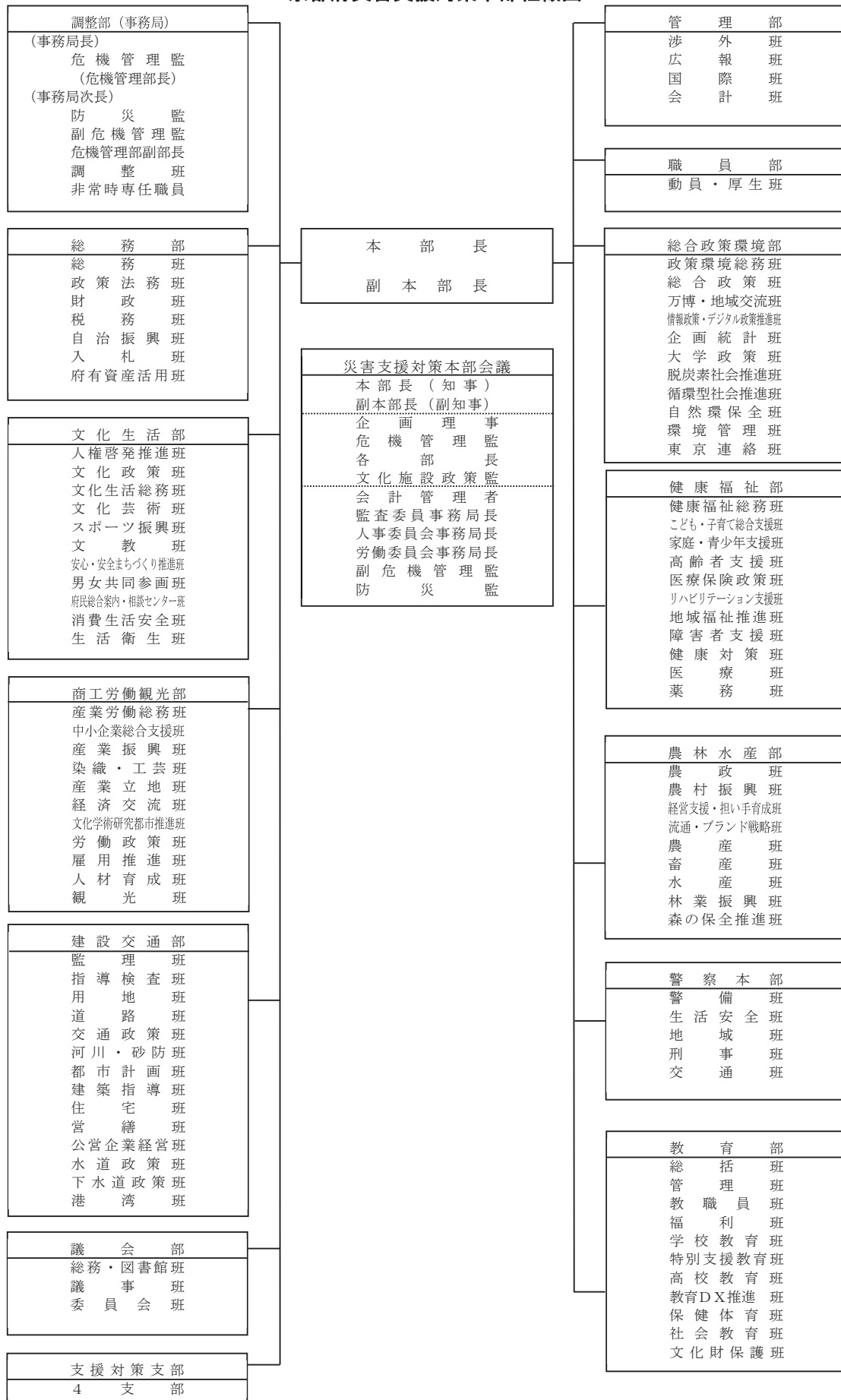
災害支援対策本部長の指示に基づき、災害支援対策本部の地方組織として、各府広域振興局管内ごとに府広域振興局長を支部長とする災害支援対策支部を設置又は閉鎖するものとする。

2 災害支援対策支部の組織、事務分掌等

災害支援対策支部の組織及び事務分掌は、各地域の実情に応じて、災害支援対策支部長があらかじめ定めるものとする。

その他災害支援対策支部の活動に必要な事項は、災害支援対策支部活動計画により別に定める。

京都府災害支援対策本部組織図



京 都 府 災 害 支 援 対 策 本 部 事 務 分 掌

部(局・室)名	課(室)名	事 務 分 掌
知事直轄組織	秘 書 課	1 他部局及び組織内他課との連絡調整に関する事。 2 知事等の派遣、激励に関する事。 3 組織内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。
	広 報 課	1 広報活動に関する事。 2 記者発表、資料提供等報道機関への対応に関する事。
	国 際 課	1 外国人被災者支援活動への対応に関する事
	連絡調整チーム	1 知事会との連絡調整に関する事。
	職員総務課 人事課 総務事務センター	1 他部局及び組織内他課との連絡調整に関する事。 2 組織内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。 3 職員派遣、庁内応援体制の調整に関する事。 4 派遣要員等の健康管理に関する事。
会計管理者	会 計 課	1 他部局との連絡調整に関する事。 2 災害支援関係費支出の審査及び支払いに関する事。
危機管理部	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課	1 災害支援対策本部内の連絡調整及び総括に関する事。 2 国、他機関との連絡調整に関する事。 3 被災自治体との連絡調整に関する事。 4 自衛隊との連絡調整に関する事。 5 消防職員、消防団員派遣の連絡調整に関する事。 6 府施設等への被災者受入の総括に関する事。 7 義援品の受付・搬送に関する事。
総 務 部	総 務 調 整 課	1 部内他課との連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。
	政 策 法 務 課	1 部内他課の応援に関する事。
	財 政 課	1 災害支援関係予算に関する事。
	税 務 課	1 京都市内の義援金品の受付に関する事。 2 被災納税者への減免措置に関する事。
	自 治 振 興 課	1 市町村派遣職員の調整に関する事。 2 支援市町村行財政の調査助言に関する事。
	入 札 課	1 京都府支援物資の調達及び搬送に関する事。
	府有資産活用課	1 部内他課の応援に関する事
総合政策環境部	政策環境総務課 地域政策室	1 関係各部、部内他課及び関係機関との連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録、受け入れ及び派遣に関する事。
	総 合 政 策 室	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 政府等に対する要望に関する事。
	万博・地域交流課	1 部内他課の応援に関する事
	情報政策課 デジタル政策推進課	1 京都デジタル疎水ネットワークの機能確保に関する事。 2 各種情報システムの機能確保に関する事。
	企 画 統 計 課	1 部内他課の応援に関する事。
	大 学 政 策 課	1 府大学との連絡調整に関する事。
	脱炭素社会推進課	1 部内他課の応援に関する事。
	循環型社会推進課	1 災害廃棄物処理の連絡調整に関する事。
	自然環境保全課	1 丹後海と星の見える丘公園への被災者受入れに関する事。
	環 境 管 理 課	1 被災に伴う環境への影響把握の支援対策に関する事。
	東 京 事 務 所	1 政府、国会等に対する情報連絡及び広報に関する事。 2 中央の情報収集及び連絡に関する事。

部(局・室)名	課(室)名	事 務 分 掌
文化 生活 部	人権啓発推進室	1 部内他課(室)の応援に関すること。
	文化政策室	1 文化施設等への支援に関すること。
	文化 生活 総務課	1 他部局及び部内他課との連絡調整に関すること。 2 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 3 部内関係施設等への被災者受入れの連絡調整に関すること。 4 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関すること。
	文化芸術課	1 部内他課の応援に関すること。
	スポーツ振興課	1 部内他課の応援に関すること。
	文教課	1 私学への被災者の受入れ等に関すること。
	安心・安全まちづくり推進課	1 部内他課(室)の応援に関すること。
	男女共同参画課	1 女性関係施設等への被災者受入れに関すること。
	府民総合案内・相談センター	1 府民からの被災地等に係る照会、質問及び要請の処理に関すること。
	消費生活安全センター	1 救援物資(生活必需品)の斡旋に関すること。 2 救援物資(応急復旧資材)の斡旋に関すること。
	生活衛生課	1 遺体の火葬への協力に関すること。 2 食品衛生監視員の派遣に関すること。
健康福祉部	健康福祉総務課	1 他部局及び部内他課との連絡調整に関すること。 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関すること。 3 職員派遣、部内応援体制の調整に関すること。 4 DHEATの派遣に関すること。
	こども・子育て総合支援室	1 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。
	家庭・青少年支援課	1 受入れ被災者に対する生活支援に関すること。 2 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。 3 青少年施設等への被災者受入れに関すること。
	高齢者支援課	1 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。
	医療保険政策課	1 部内他課の応援に関すること。
	リハビリテーション支援センター	1 生活不活発病の予防等リハビリテーション支援に関すること。
	地域福祉推進課	1 義援金の受付・搬送に関すること。 2 受入れ被災者に対する生活支援に関すること。 3 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。 4 福祉ボランティアの派遣協力に関すること。 5 京都府災害ボランティアセンターに関すること。
	障害者支援課	1 受入れ被災者に対する生活支援に関すること。 2 福祉ボランティアの派遣協力に関すること。 3 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関すること。 4 精神科医の派遣に関すること。
	健康対策課	1 保健師・栄養士の派遣に関すること。 2 防疫用危機等の提供に関すること。
	医療課	1 医療支援団の派遣に関すること。 2 医療機器等の提供に関すること。
	薬務課	1 医薬品、医療機器等の提供に関すること。 2 防疫用薬品の提供に関すること。 3 薬剤師の派遣に関すること。

部(局・室)名	課(室)名	事 務 分 掌
商工労働観光部	産業労働総務課	1 他部局及び部内他課の連絡調整に関すること。 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関すること。
	中小企業総合支援課	1 救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関すること。
	産業振興課	1 救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関すること。
	染織・工芸課	1 救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関すること。
	産業立地課	1 救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関すること。
	経済交流課	1 救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関すること。
	文化学術研究都市推進課	1 関西文化学術研究都市関係機関との連絡調整に関すること。
	労働政策室	1 勤労者福祉施設等への被災者受入れに関すること。
	雇用推進課	1 労働関係機関との連絡調整に関すること。
	人材育成課	1 高等技術専門校への生徒受入れに関すること。
	観光室	1 救援物資（応急復旧資材）の斡旋に関すること。
農林水産部	農政課	1 他部局及び部内他課の連絡調整に関すること。 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関すること。
	農村振興課	1 農林水産被害箇所への調査要員の派遣に関すること。
	経営支援・担い手育成課	1 部内他課の応援に関すること。
	流通・ブランド戦略課	1 部内他課の応援に関すること。
	農産課	1 米穀の確保及び生鮮食料品等の提供に関すること。
	畜産課	1 畜産関係被害箇所への防疫対策の支援に関すること。
	水産課	1 農林水産関係被害箇所への調査要員の派遣に関すること。
	林業振興課	1 農林水産関係被害箇所への調査要員の派遣に関すること。 2 住宅復旧用木材のあっせんに関すること。
	森の保全推進課	1 農林水産関係被害箇所への調査要員の派遣に関すること。
建設交通部	監理課	1 他部局及び部内他課の連絡調整に関すること。 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関すること。 3 職員派遣、部内応援体制の調整に関すること。
	指導検査課	1 建設業協会等への支援体制確立協力要請に関すること。
	用地課	1 応急仮設住宅建設のための公有地に係る情報提供に関すること。
	道路計画課	1 道路災害箇所緊急調査員の派遣に関すること。
	道路建設課	1 道路災害箇所緊急調査員の派遣に関すること。
	道路管理課	1 道路災害箇所緊急調査員の派遣に関すること。
	交通政策課	1 支援に係る交通状況の把握、緊急輸送車両の支援活動に関すること。
	河川課	1 河川災害箇所緊急調査員の派遣に関すること。 2 砂防関係点検調査員の派遣に関すること。
	砂防課	1 河川災害箇所緊急調査員の派遣に関すること。 2 砂防関係点検調査員の派遣に関すること。
	都市計画課	1 復興に係る都市計画作成のための要員の派遣に関すること。 2 都市公園災害箇所緊急調査員の派遣に関すること。
	建築指導課	1 地震被災建築物応急危険度判定の総括に関すること。 2 被災宅地危険度判定士の派遣に関すること。
	住宅政策課 住宅整備課	1 府営住宅への被災者受入れに関すること。 2 仮設住宅建築監督員の派遣に関すること。 3 地震被災建築物応急危険度判定士の派遣に関すること。
	営繕課	1 地震被災建築物応急危険度判定士の派遣に関すること。 2 仮設住宅建築監督員の派遣に関すること。 3 公共建築物の復旧計画作成員の派遣に関すること。

部(局・室)名	課(室)名	事 務 分 掌
建設交通部	公営企業経営課	1 応急給水の実施に関する事。 2 災害支援関係予算に関する事。
	水道政策課	1 職員の派遣に関する事。 2 水道施設復旧用資機材の提供等に関する事。
	下水道政策課	1 下水道施設等調査員の派遣に関する事。
	港湾局	1 港湾災害箇所緊急調査員の派遣に関する事。
教育庁	総務企画課	1 他部局及び教育庁内他課との連絡調整に関する事。 2 教育庁関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。 3 教育庁に係る広報に関する事。
	管理課	1 緊急避難施設(学校)点検要員の派遣に関する事。
	教職員企画課 教職員人事課	1 教員等の派遣に関する事。
	福利課	1 公立学校共済組合宿泊施設への被災者受入れに関する事。
	学校教育課	1 小学校、中学校及び義務教育学校児童・生徒の転入学受入れに関する事。 2 小学校、中学校及び義務教育学校教員等の派遣に関する事。
	特別支援教育課	1 特別支援学校児童・生徒の転入学受入れに関する事。 2 特別支援学校教員等の派遣に関する事。
	高校改革推進室 高校教育課	1 府立学校の入学料、授業料の減免に関する事。 2 生徒の転入学受入れに関する事。 3 教員等の派遣に関する事。
	教育DX推進課	1 庁内他課の応援に関する事。
	保健体育課	1 庁内他課の応援に関する事。
	社会教育課	1 図書館活動支援に関する事。 2 社会教育施設への被災者受入れに関する事。
	文化財保護課	1 文化財被害調査要員の派遣に関する事。
	警察本部	1 救出救助活動及び被災地域の安全活動の支援に関する事。 2 検視及び行方不明者の調査等の支援に関する事。 3 緊急通行車両の先導と被災地域に対する交通総量の抑制に関する事。 4 緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付に関する事。 (以下警備第一課のみ) 5 他部局及び警察本部内他課との連絡調整に関する事。
議会事務局	総務課・図書館	1 他部局及び議会事務局他課との連絡調整に関する事。
	議事課	1 議員との連絡調整に関する事。
	委員会課	1 議員への情報提供に関する事。

第25章 文化財等の応急対策

文化財の所有者及び管理者を対象に、平常時からの防災対策、災害発生時から復旧段階における行動の指針等が示された防災対策マニュアル及び文化財の所在状況がわかる文化財データベース等を整備し、災害から文化財を守り、被害を最小限に抑えるとともに、迅速な被害状況の把握と保全・復旧対策を行う。

また、地震によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後適切な応急措置を速やかに講じる。

第1 被害が小さい時は所有者及び地元関係者と連絡を取り、応急修理を施す。

第2 被害が大きい時は損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。

第3 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。

第4 美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第26章 応援受援計画

第1節 応援計画

第1 計画の方針

他の都道府県において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この章において「災害時」という。）京都府が被災都道府県に対する応援を実施する場合に必要な事項を定める。

なお、府は、市町村に対して応援体制が整備されるよう働きかけるとともに、災害マネジメント総括支援員等の登録（総務省）を行うこととする。

また、本計画は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより実効性を確保する。

第2 計画の内容

1 災害時の情報収集

情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保し、広域連合広域防災局（以下「広域防災局」という。）と連携して、災害の状況や災害対策本部の設置状況、被害予測情報等を把握する。

2 先遣隊の派遣

広域連合として緊急派遣チームを派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。

その際、広域防災局からの要請があれば、京都府から被災都道府県に先遣隊を派遣する。

3 応援の実施

(1) 体制の確立

広域連合に設置される「災害対策本部」又は「災害対策支援本部」において決定される当面の対策や応援方式（カウンターパート方式等）等の事項を踏まえて必要な体制を確立する。

(2) 応援ニーズの把握と調整

先遣隊や現地連絡員等からの情報を踏まえ、応援受援調整支援システムの活用等により被災地のニーズを踏まえた効果的な応援が実施できるよう調整に努める。

(3) 応援内容

被災地のニーズ等を踏まえ、以下の支援を行う。

なお、人的支援の実施においては、京都府災害時応援職員登録制度により支援経験者を活用するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。

ア 救援物資の供給

イ 被災地への人的支援の実施

ウ 被災者の京都府内への受け入れ

エ 府民のボランティア活動の促進

4 マニュアルの整備

本計画に関する事項の詳細について、別途「京都府災害応援・受援マニュアル」を定める。

第2節 受援計画

第1 計画の方針

京都府内での災害時に、京都府が他の都道府県から応援を受ける場合に必要な事項を定める。

なお、府は、市町村に対して受援体制が整備されるよう働きかけるとともに、府内の防災相互応援体制が整備されるよう防災相互応援協定の締結促進、京都府災害時応援職員登録制度及び応急対策職員派遣制度（総務省）による応援体制を構築する。

また、本計画は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより、実効性を確保する。

第2 計画の内容

1 応援の要請

災害時において、災害の規模、被害の程度等から、国や広域連合、他の都道府県等から応援を受ける必要があると判断される場合においては、必要とする応援内容を迅速に把握・整理し、応援受援調整支援システムの活用等により、すみやかに応援要請を行うこととする。

2 受入に向け必要な業務や体制の確立

国や他の都道府県等からの応援を効率的かつ効果的に受け、被災市町村の災害対応を支援するため、受援の総合調整等を行う応援・受援本部を設置し、次の業務や体制づくりに取り組む。

ア 救命救助・消火部隊受入

イ 重症患者広域搬送・DMAT、DPAT、救護班等医療、介護・福祉支援の受入

ウ 救援物資受入

エ 他府県等応援要員受入

オ 避難所運営支援の受入

カ 広域避難

3 災害ボランティアセンターの立ち上げとボランティア受入表明

第3 マニュアルの整備

本計画に関する事項の詳細について、別途「京都府災害応援・受援マニュアル」を定める。

第27章 社会秩序の維持に関する計画

府 警 察 本 部
第八管区海上保安本部
各 機 関

第1節 計画の方針

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するための対策について定める。

第2節 計画の内容

第1 関係機関の緊密な情報交換

府、市町村をはじめとする防災関係機関は、被災地域等における社会秩序の維持に関する情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 府及び市町村の活動

府及び市町村は、警察等との連携により、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達及び広報活動を行うものとする。

第3 警察の活動

- 1 警察は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな被災地等における住民の安保に努めるものとする。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。
- 2 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業等への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、府、市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業等からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第4 海上保安庁の活動

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。